

令和6年2月29日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	4頁
○説明のため出席した者	4頁
○職務のため出席した事務局職員	5頁
○開会宣告	6頁
○開議宣告	6頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6頁
○日程第 2 会期の決定	6頁
○諸般の報告	6頁
○施政方針	6頁
○日程第 4 議案第 5号から 日程第58 議案第59号まで	13頁
○委員会付託省略の議決	16頁
○休会の件	23頁
○散会宣告	23頁

令和6年3月5日（火曜日）第2号

○議事日程	25頁
○本日の会議に付した事件	25頁
○出席議員	25頁
○欠席議員	25頁
○説明のため出席した者	25頁
○職務のため出席した事務局職員	27頁
○開議宣告	28頁
○日程第 1 代表質問	28頁
18番 鳴海初男議員	28頁
15番 木村慶憲議員	35頁
12番 成田和美議員	47頁
○日程第 2 一般質問	55頁

5番 高橋美奈議員	55頁
16番 平山秀直議員	70頁
○散会宣告	81頁

令和6年3月6日（水曜日）第3号

○議事日程	83頁
○本日の会議に付した事件	83頁
○出席議員	83頁
○欠席議員	83頁
○説明のため出席した者	83頁
○職務のため出席した事務局職員	85頁
○開議宣告	86頁
○日程第1 一般質問	86頁
9番 藤森真悦議員	86頁
6番 藤田成保議員	104頁
2番 和田祐治議員	109頁
7番 金谷勝議員	120頁
17番 桑田哲明議員	127頁
○散会宣告	142頁

令和6年3月7日（木曜日）第4号

○議事日程	143頁
○本日の会議に付した事件	143頁
○出席議員	143頁
○欠席議員	143頁
○説明のため出席した者	143頁
○職務のため出席した事務局職員	144頁
○開議宣告	145頁
○諸般の報告	145頁
○日程第1 一般質問	145頁
3番 伊藤雅輝議員	145頁
1番 花田勝暁議員	156頁

○日程第 2 議案第 5号から議案第38号まで	172頁
○休会の件	172頁
○散会宣告	173頁

令和6年3月18日（月曜日）第5号

○議事日程	175頁
○本日の会議に付した事件	176頁
○出席議員	177頁
○欠席議員	177頁
○説明のため出席した者	177頁
○職務のため出席した事務局職員	178頁
○開議宣告	179頁
○日程第 1 議案第27号から	
日程第 4 議案第30号まで	179頁
○日程第 5 議案第31号から	
日程第 8 議案第34号まで	180頁
○日程第 9 議案第35号から	
日程第12 議案第38号まで	182頁
○日程第13 議案第 5号から	
日程第34 議案第26号まで	184頁
○日程第35 発議第 1号	185頁
○委員会付託省略の議決	186頁
○日程第36 発議第 2号	186頁
○委員会付託省略の議決	187頁
○市長挨拶	189頁
○閉会宣告	189頁

署名	191頁
----	------

参考資料

○議決結果表	193頁
○会期及び日程	197頁

○代表質問通告表	199頁
○一般質問通告表	201頁
○議案付託区分表	209頁
○予算特別委員長報告資料	211頁

令和6年五所川原市議会第3回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

令和6年2月29日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針
- 第 4 議案第 5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第10号）
- 第 5 議案第 6号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 7号 令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第 8号 令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 9号 令和5年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第10号 令和6年度五所川原市一般会計予算
- 第10 議案第11号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第11 議案第12号 令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第12 議案第13号 令和6年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第13 議案第14号 令和6年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第15号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第15 議案第16号 令和6年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第16 議案第17号 令和6年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第17 議案第18号 令和6年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第18 議案第19号 令和6年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第19 議案第20号 令和6年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第20 議案第21号 令和6年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第21 議案第22号 令和6年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第22 議案第23号 令和6年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第23 議案第24号 令和6年度五所川原市水道事業会計予算

- 第24 議案第25号 令和6年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第25 議案第26号 令和6年度五所川原市下水道事業会計予算
- 第26 議案第27号 五所川原市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第28号 五所川原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第30号 五所川原市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第31号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第32号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第33号 五所川原市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第34号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議案第35号 五所川原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第35 議案第36号 五所川原市駐車場設置条例及び五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第36 議案第37号 五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議案第38号 市道路線の認定について
- 第38 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第39 議案第40号 農業委員会委員の任命について
- 第40 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 第41 議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 第42 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 第43 議案第44号 農業委員会委員の任命について

- 第44 議案第45号 農業委員会委員の任命について
第45 議案第46号 農業委員会委員の任命について
第46 議案第47号 農業委員会委員の任命について
第47 議案第48号 農業委員会委員の任命について
第48 議案第49号 農業委員会委員の任命について
第49 議案第50号 農業委員会委員の任命について
第50 議案第51号 農業委員会委員の任命について
第51 議案第52号 農業委員会委員の任命について
第52 議案第53号 農業委員会委員の任命について
第53 議案第54号 農業委員会委員の任命について
第54 議案第55号 農業委員会委員の任命について
第55 議案第56号 農業委員会委員の任命について
第56 議案第57号 農業委員会委員の任命について
第57 議案第58号 農業委員会委員の任命について
第58 議案第59号 農業委員会委員の任命について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番	花田勝暁	議員	2番	和田祐治	議員
3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
18番	鳴海初男	議員	19番	山田善治	議員
20番	木村博	議員	21番	伊藤永慈	議員
22番	山口孝夫	議員			

◎欠席議員（1名）

14番 寺田幸光 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	小 林 耕 正
財 政 部 長	三 橋 大 輔
民 生 部 長	黒 川 隆 二
福 祉 部 長	藤 元 泰 志
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	岡 田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 事 務 局 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	鎌 田 寿
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	古 川 清 彦
経営管理課長	飛 鳥 順 一

教育総務課長 須藤 淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長谷川 哲
次長	今 智司

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより令和6年五所川原市議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○木村清一議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番、金谷勝議員、8番、秋田幸保議員、9番、藤森真悦議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月18日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より、地方自治法の規定に基づく定期監査、財政援助団体等監査及び例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎施政方針

○木村清一議長 次に、日程第3、施政方針を議題といたします。

市長より施政方針の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

改めておはようございます。それでは、令和6年五所川原市議会第3回定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針について、所信の一端を申し述べます。

令和6年度は、私が市長に就任して2期目の折り返しとなる年であります。私はこれまで、「市政刷新」を掲げ、前例、慣例にとらわれない市民目線の市政運営に全力で取り組んできました。

今後とも、子どもから高齢者まで「誰一人取り残さない」市政運営に努め、「ここに住んで良かった、住み続けたい」と思えるようなまちづくりを目指してまいり所存であります。

しかし、急速な人口減少や少子高齢化、長期化したコロナ禍による経済の低迷など、当市に置かれた状況は厳しさを増しております。特に、財政の硬直化は喫緊の課題であり、今後、数年間が財政運営の正念場とも言える状況となっております。

その大きな要因として、3つ挙げられます。

1つは、公債費の高止まりです。本庁舎整備事業、つがる西北五広域連合病院建設事業負担金など、過去の大規模公共事業での借入れによる公債費のピークを迎えており、令和7年度まで高止まりが続くことが見込まれます。

2つ目は、社会保障経費の増加です。生活保護費や障害福祉サービス費などの扶助費の高止まりに加え、少子化や高齢化の進展に対応するため、今後も経費が増加していく見込みとなっております。

3つ目は、経常経費の増加です。昨今の物価高騰により光熱水費や燃料費をはじめ、消耗品や備品、さらには委託料、工事請負費などあらゆる経費が上昇しております。さらに、老朽化した公共施設を多数抱える当市においては、その維持管理経費に多額の財政負担が生じています。

このような厳しい財政状況の中においても、市民の皆様の生活の安全とサービスの水準を守るため、必要なものには、しっかりと重点化して投資する一方で、将来の人口減少を見据えながら持続可能なまちづくりに向け、市のあり方を見直す必要があると思っています。

しかしながら、こうした状況を悲観的に捉えるのではなく、今が当市の転換期と捉え、置かれている状況が厳しい時こそ、市民、議会、そして行政が知恵を出し合い、地域が一丸となって乗り切ることで、より良い五所川原に生まれ変わるためのチャンスに変え

ていかなければならないと考えております。

また、加速度的に進む人口減少、少子高齢化の中、西北五圏域の中心市である本市が果たすべき役割はますます大きくなっていくものと考えます。今後は、広域的な視点で課題を共有し、地域住民の生活を守っていくため、自治体の枠に捉われず、広域連携による効率的な行政運営が必要となってまいります。

令和6年度は、市の政策全般を方向づける総合計画策定を予定しております。基本構想からの見直しは、私が市長に就任して以来、初となります。

私は、総合計画とは、市民、地域、民間団体、企業、そして、行政といったさまざまな主体が、同じ目的に向かって対等の立場で連携していくための市民の皆様との共通の指針となるものであり、持続可能な地域をつくるためには、誰一人取り残さないよう地域で繋がり、支え合う、言わば、「互助」の精神をもつことが不可欠だと確信しております。

その実現に向け、市民が主役となり、一人ひとりの力、一步一步の積み重ねを総合計画という市民全員の共通目標に向かって、一丸となって挑戦することで、「市民協働社会」の実現を目指してまいります。

また、昨今のめまぐるしく変わる社会情勢に対応する観点から、10年間であった基本構想期間を5年間に短縮し、今後5年間がいかに重要な時期であるかを市民と共有し、人口減少社会の中で、全ての世代が活躍し、地域の総力で持続可能な地域を創っていくことを目指してまいります。

総合計画という将来の構想を見据えながらも、今ある課題に着実に取り組んでいく必要があります。

そこで、令和6年度の重点施策について、次期総合計画の基本目標として検討を進めている「市民に寄り添った福祉の充実」、「地域の特色を活かした経済活動の活性化」、「市民にとって安全・安心なまちづくり」の3つの観点から施策方針をお示ししてまいります。

1つ目の「市民に寄り添った福祉の充実について」であります。

急速に進む人口減少や高齢化に伴い、行政が取り組むべき課題が山積する中、私は、「誰一人取り残さない」を根本姿勢として、市民に寄り添ったきめ細かな市政運営に取り組んでいるところです。

今後、社会の担い手となる生産年齢人口が確実に減っていく中、健全な地域社会を維持していくためには、元気な高齢者を増やし、積極的に社会参加してもらわなければならないと思っています。

今後、地域内で比率が最も大きくなる高齢者が社会的な役割を持ち、自分らしく、生き生きと活躍する社会を構築することが、地域社会の活力に繋がるものと確信しています。市では「アクティブシニアポイント事業」を継続して実施していくなど、高齢者の社会参加の受け皿づくりを進めるとともに、新たな活躍の場や機会を積極的に作っていききたいと考えています。

また、近年、高齢者の「孤立」や「孤独」が社会問題になっており、当市においても、高齢者の独居世帯が多くなっており、地域の重要課題として認識しております。「孤立」や「孤独」はさまざまな問題につながるリスクがあり、行政としても「潜在化の防止」に努めるとともに、郵便局や生協、民生委員といった多様な主体と連携した見守り体制の強化、孤立化を防ぐための地域における「つながる仕組み」や「居場所づくり」等の方策を講じてまいります。

加えて、超高齢化社会に対応するため、医療介護連携を進め、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して住み続けられるように「地域包括ケアシステム」をより一層推進させることが、ますます重要となってまいります。そのため、高齢者の健康寿命延伸に向けて認知症予防、介護予防の強化を進め、誰もが地域で安心して住み続けられる「健康長寿社会」の実現を目指してまいります。

子育て支援の面においては、社会の宝である子どもたちを「地域全体で育てる」という思いのもと、給食費無償化、高校生までの医療費無償化の実現など子どもが安心して健やかに成長できる体制を構築してきました。

今後の地域においては、親への経済的支援だけではなく、核家族化や共働きなどが増加する中で、子どもたちの健全な人間性とふるさとを愛する心を育むため、子どもの価値観や基礎的な人格形成の時期に、いかに「地域」が関わっていくかが重要であり、将来に向けて持続可能な地域社会を支える大きな要素になります。

地域の未来を担う子どもたちのアイデンティティの形成時期に、「地域」の中でしか味わえない経験や思い出が、「ここに住み続けたい」という愛着へとつながります。夏まつりでの「親子de立佞武多」や「キッズフェスタ」など子どもたちが主役となるイベントは、子どもたちの純粋な「心」に訴える取組であり、まさに「地域全体で子どもを育てる」ことに通ずるものであるため、引き続き、このような市民協働による子育て環境の整備に取り組んでまいります。

2つ目は、「地域の特色を活かした経済活動の活性化について」であります。

当地域は、基幹産業である一次産業を軸とし、そこで育まれた農水産物と特産品の販売促進、商都として発展してきた歴史を生かした商業基盤の強化、立佞武多をはじめと

する地域に根差した伝統文化の継承、交通網の利便性を生かした企業誘致の促進など、多様な産業基盤を生かした「地域社会の再生」を図ることが必要です。

「地域社会の再生」と「新たなまちづくり」のために、その原動力となる市民の皆様のエネルギーを引き出すきっかけを作り出すため、民間活力が主体となった各種取組への支援を講じてまいります。

まず、物産販売の面では、「ホコ天マルシェごしよがわら」、「うまいもんフェスタ in かなぎ」及び「しうらグルメカーニバル」への支援を継続し、地域内の経済活動の活性化と市産品等の魅力PRを図ります。その目的としては、「賑わいの創出」も勿論ですが、一つのイベントを通して、地域の住民、関係団体が一つになることに大きな価値があると感じております。

こういった地域の明るい兆しを広げるため、これからもイベントをきっかけに、各地域における「活動人口」の増加を図ってまいります。

また、当市の県外への発信力の要であるふるさと納税を中心として、戦略的に販路を拡大し、生産者の所得向上と魅力的な生業づくりを推進します。

観光面では、今年の新作立佞武多のテーマを「閻魔」としており、善悪を裁く厳しさの中にも、世代を超えて親しまれてきた「閻魔大王」をモチーフとし、社会全体が大きな岐路に立たされている今こそ「これからの未来を担う子どもたちへ道を示したい」という切なる思いを込め、7月の完成を目指し、作業を進めております。「親子de立佞武多」や、昨年初めて実施した「ごしよがわら めじゃ〜ストリート」など民間が主体となった取組によって、市民も観光客も一緒に盛り上がる祭りを目指すとともに、関係機関と連携を図りながら「五所川原立佞武多」を次代にしっかりと引き継がれていく地域の伝統文化、誇りとして、さらに発展させていきたいと考えています。

老朽化により大規模な改修が必要となっている立佞武多の館については、既存の施設機能の精査・見直しを行い、施設の改修と新たなニーズに対応した機能を加えることにより、さらなる賑わいの創出を目的としたリニューアルを実施いたします。

具体的には、老朽化した施設・設備を全面的に修繕及び更新するほか、立佞武多を制作・展示する唯一の施設としてさらなる魅力の向上を図るとともに、観光客だけでなく、世代を超えて市民が交流できる「コミュニティを体験できる交流拠点」として新たな利活用を促進してまいります。

令和6年度は、2年後の令和8年度のリニューアルオープンを目指して、実施設計を完了する予定としております。

また、近年、宿泊客の増加に伴い、市内で経済的な動きが出ており、中心街の賑わい

を創出し、新たな発展を遂げるチャンスであると考えています。そこで、市の玄関であり、顔でもある駅前を新たな発想で再構築し、宿泊と飲食を中心としたコンセプトで街を形成していきたいと考えています。昨年7月、五所川原商工会議所が主体となり、「駅前賑わい創出特別委員会」が創設され、駅前の賑わい創出に向けて協議が進められていますが、駅前の再生には、立佞武多の館も大きな役割を持つと考えており、官民一体となった新たな街づくりを進め、地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

農家の経営支援面では、スマート農業に取り組む農家を支援し、農作業の省力化や技術補完による労働力を確保するとともに、高収益作物への取組や新規就農者への営農活動を合わせて支援し、基幹産業である農業の経営安定・拡大化に向けた経営基盤強化を図ってまいります。

また、昨年は猛暑日が続き、一昨年は大雨被害が発生するなど、近年は気候変動が著しく、農業者自身の経営努力では避けられない自然災害や予期せぬ収入減少へのリスクが増しております。そのため、農業経営収入保険への加入を進める取組を推進することで、災害等へのリスクマネジメントを強化し、持続・発展的な生産活動の構築を軸とした農業振興を展開していきます。

最後に、「市民にとって安全・安心なまちづくり」についてであります。

地域社会において重要な課題の一つである防災についてです。災害は、私たちの日常を一変させ、生命や財産に大きな被害をもたらします。今年元日に発生した能登半島地震は記憶に新しく、頻発する災害の中で、高齢化の進展により、地域による災害への備えがますます重要となっております。

災害において、人命を守るためには、行政や消防による「公助」、地域や町内会などで協力して取り組む「共助」、自らの命は自らが守るという「自助」、の3つの連携が重要です。

地域の防災体制強化の「公助」の面として、避難所機能を持つ脇元コミュニティセンターを4月から供用開始し、津波被害を想定した公助体制の強化を図ってまいります。

また、「共助」としては、地域のコミュニティの希薄化が社会問題となる中、地域単位の体制強化が必要となります。地域にある町内会等の既存の組織と連携し、「災害時には自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持っていただくため、「自主防災組織」の役割や設立するための手続等について周知、啓発してまいります。

一人ひとりが正しい情報を取得し、自らの命と安全を守る行動をとれるよう災害に対する備えの大切さを啓発し、意識改革を図ることで「自助」の強化、また、「共助」の必要性を認識できるよう働きかけていきます。

持続可能なまちづくりにおいて、当市の取り組むべき重要課題として、公共施設の規模の適正化があります。課題の背景には、高度経済成長期に数多く建設された公共施設の老朽化に伴う更新時期の到来、市町村合併に伴う類似施設の重複・余剰、人口減少・少子高齢化による公共施設等の利用需要の変化といった要因があります。

そこで、全庁的な取組体制を構築し、公共施設等の最適な量と質、配置を実現することが重要となります。持続可能な地域を構築するため、公共施設の規模適正化を行うことで、安全かつ効率的な行政サービスの提供に取り組んでまいります。

また、市民の皆様の普段の生活の足を守るため、公共交通の再編にも引き続き取り組んでまいります。持続可能な交通網再編のため、路線バス、スクールバスという既存の交通手段を活かした再編を基本方針としており、令和6年度には、予約型乗合タクシーの運行範囲を毘沙門地区へ拡大することで、交通空白エリアの解消を引き続き実施します。

持続可能性を確保するため、地域の公共交通の担い手不足への対応も喫緊の課題となっております。

そこで、運転手不足や車両不足に対応した効率的な公共交通網の構築を図るため、AIを活用し、予約に対応して運行するAIデマンド交通を令和7年度導入に向け、準備を進めてまいります。

DXの推進については、「住民票の写しの交付」等、手数料が発生する29の手続のオンライン化を10月1日から予定しております。

スマートフォン等により自宅から手続の申請ができ、クレジットカード等のキャッシュレス決済により支払いまで完結し、郵送で証明書等の取得を可能とすることで、市民の利便性向上を図ります。

以上、令和6年度のスタートを迎えるに当たっての所信の一端と主要施策について申し述べました。

冒頭でも申し上げましたが、急速な人口減少や厳しい財政状況の中で、私は、今後の数年間が最も重要な時期であると考えています。

今の厳しさは与えられた試練であると捉え、これを契機に、未来に引き継ぐ新たな街づくりの基盤を作るため、より多くの市民の声を聞きながら、行政経営に全力で取り組んでいきたいと思っています。

人口減少や少子化対策は、まさに「国家百年の計」によって為し得るものであり、持続可能な地域社会を確立するために、10年先、20年先を見据えていかなければなりません。

今後とも、市民と行政がそれぞれの強みを生かしながら、「市民協働」による市政運営により一層邁進してまいりたいと思っておりますので、市民の皆様、そして、議員各位におかれましては、引き続き、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和6年度の施政方針といたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎日程第 4 議案第 5号から

日程第58 議案第59号まで

○木村清一議長 次に、日程第4、議案第5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第10号)から日程第58、議案第59号 農業委員会委員の任命についてまでの55件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第5号は、令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第10号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,430万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ338億6,012万6,000円とするものであります。

議案第6号は、令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,099万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億4,151万円とするものであります。

議案第7号は、令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)であります。歳入予算の組替えを行うものであります。

議案第8号は、令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)であります。歳入予算の組替えを行うものであります。

議案第9号は、令和5年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,120万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,013万1,000円とするものであります。

議案第10号は、令和6年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億700万円とするものであります。

議案第11号は、令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,005万円とするものであります。

議案第12号は、令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,610万円とするものであります。

議案第13号は、令和6年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,413万1,000円とするものであります。

議案第14号は、令和6年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,022万3,000円とするものであります。

議案第15号は、令和6年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,620万6,000円とするものであります。

議案第16号は、令和6年度五所川原市高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億725万8,000円とするものであります。

議案第17号は、令和6年度五所川原市神山財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15万8,000円とするものであります。

議案第18号は、令和6年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万6,000円とするものであります。

議案第19号は、令和6年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33万8,000円とするものであります。

議案第20号は、令和6年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14万2,000円とするものであります。

議案第21号は、令和6年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126万円とするものであります。

議案第22号は、令和6年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107万8,000円とするものであります。

議案第23号は、令和6年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50万8,000円とするものであります。

議案第24号は、令和6年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入14億9,918万8,000円、支出16億7,669万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入5億3,035万1,000円、支出10億5,593万1,000円とするものであります。

議案第25号は、令和6年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収

入及び支出の予定額を収入 1 億3,905万5,000円、支出 1 億7,277万2,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 2 億6,067万7,000円、支出 2 億9,763万1,000円とするものであります。

議案第26号は、令和 6 年度五所川原市下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入 7 億9,694万円、支出 9 億9,344万5,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入 7 億2,559万2,000円、支出 8 億2,643万7,000円とするものであります。

議案第27号は、五所川原市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、必要な事項を改めるため提案するものであります。

議案第28号は、五所川原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。普通財産を譲与又は減額譲渡する相手方に公共的な活動を行う団体を追加するため提案するものであります。

議案第29号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。協元コミュニティセンターを新設するため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。受益者負担の適正化を図ることを目的とし、条例で定める手数料の額を改めるため提案するものであります。

議案第31号は、五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。電子申請・届出システムにおいて、個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付申請を可能とする規定を整備するため提案するものであります。

議案第32号は、五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行令の改正及び五所川原市老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の額及び所要の事項を改正するため提案するものであります。

議案第33号は、五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、五所川原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を改めるため提案するものであります。

議案第34号は、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第35号は、五所川原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化

に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。工場立地法に定められる特定工場に関し、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川において、緑地及び環境施設の面積率を緩和するため提案するものであります。

議案第36号は、五所川原市駐車場設置条例及び五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。五所川原市駐車場を廃止するため提案するものであります。

議案第37号は、五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。水道法の一部改正に伴い、必要な事項を改めるため提案するものであります。

議案第38号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第39号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として小山太人氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第40号から議案第59号までの20件は、農業委員会委員の任命についてであります。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第38、議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第58、議案第59号 農業委員会委員の任命についてまでの21件は、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、以上の21件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 初めに、議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第39号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第40号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第40号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第41号 農業委員会委員の任命についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第41号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第42号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います、通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第42号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第43号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います、通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第43号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第44号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います、通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第44号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第45号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います、通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第45号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第46号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第47号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第48号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。
よって、議案第48号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第49号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第49号は同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。
よって、議案第49号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第50号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第50号は同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。
よって、議案第50号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第51号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。
議案第51号は同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。
よって、議案第51号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第52号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第53号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第54号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は同意されました。

(森義博農業委員会会長 退場)

○木村清一議長 次に、議案第55号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第56号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第56号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第57号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は同意されました。

(森義博農業委員会会長 入場)

○木村清一議長 次に、議案第58号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第58号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は同意されました。

○木村清一議長 次に、議案第59号 農業委員会委員の任命について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第59号は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は同意されました。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3月1日及び4日の両日は議案熟考のため休会したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、明3月1日及び4日の両日は休会することに決しました。

なお、3月2日及び3日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は3月5日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時53分 散会

令和6年五所川原市議会第3回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

令和6年3月5日（火）午前10時開議

第1 代表質問（3人）

市民の声を聴く孝志会 鳴海 初男 議員

自民公明クラブ 木村 慶憲 議員

三 和 会 成田 和美 議員

第2 一般質問（2人）

5番 高橋 美奈 議員

16番 平山 秀直 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田 勝 暁 議員	2番 和田 祐 治 議員
3番 伊藤 雅 輝 議員	4番 木村 清 一 議員
5番 高橋 美 奈 議員	6番 藤田 成 保 議員
7番 金谷 勝 議員	8番 秋田 幸 保 議員
9番 藤森 真 悦 議員	10番 黒沼 剛 議員
11番 松本 和 春 議員	12番 成田 和 美 議員
13番 外崎 英 継 議員	15番 木村 慶 憲 議員
16番 平山 秀 直 議員	17番 桑田 哲 明 議員
18番 鳴海 初 男 議員	19番 山田 善 治 議員
20番 木村 博 議員	21番 伊藤 永 慈 議員
22番 山口 孝 夫 議員	

◎欠席議員（1名）

14番 寺田 幸 光 議員

◎説明のため出席した者（28名）

市長	佐々木 孝 昌
副市長	一 戸 治 孝
総務部長	小 林 耕 正
財政部長	三 橋 大 輔
民生部長	黒 川 隆 二
福祉部長	藤 元 泰 志
経済部長	川 浪 治
建設部長	三 和 不二義
上下水道部長	赤 城 一
会計管理者	中 谷 吉 範
教育長	原 真 紀
教育部長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委員長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事務局長	鳴 海 新 一
監査委員	小田桐 宏 之
監査委員	岡 田 正 人
農業委員会 会長	森 義 博
農業委員 事務局長	一 戸 武 二
総務課長	鎌 田 寿
財政課長	佐々木 崇 人
市民課長	松 山 明 央
福祉政策課長	柏 谷 哲 治
地域包括 支援課長	笠 原 美 香
商工観光課長	工 藤 義 人
都市・交通課長	外 崎 洋 文
経営管理課長	飛 鳥 順 一
教育総務課長	須 藤 淳 也
社会教育課長	棟 方 龍 峰

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長谷川	哲
次 長	今	智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように御静粛に願います。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 代表質問

○木村清一議長 日程第1、代表質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、市民の声を聴く孝志会、鳴海初男議員の質問を許可いたします。18番、鳴海初男議員。

○18番 鳴海初男議員 皆さん、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の鳴海初男です。

質問に先立ちまして一言申し上げます。去る今年の元旦に発生した能登半島地震では、震度7を観測し、大きな災害が発生したところでございます。亡くなられた方々に深く哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

日本は、地震大国であり、日本海側でこれだけの大きな地震が起きました。当市の地域でも、いつこのような震災に見舞われるか分かりません。備えあれば憂いなしという言葉もございますので、これまでも市として災害対策には取り組まれてこられたと思いますが、ぜひ今回の地震によって起こった被害、問題点などを分析し、災害に対する備えをより一層推進して下さるようお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、会派を代表いたしまして質問させていただきます。最初に、施政方針についてであります。市長は、開会日に施政方針を、14ページにわたり約20分間の説明がありました。その熱き思いをひとつお聞かせください。

次に、令和6年度の当初予算についてであります。予算総額303億700万円を計上し、前年度当初予算に比べて1億7,000万円、0.6%の減となっております。過去10年間で最も小さい予算規模となりました。私は、その予算内容を見まして、公債費の高止まりということで、基金を崩しながら、よくぞ300億円台に乗せたなという思いであります。そこ

で気になるのは、当市の自主財源です。過去3か年の自主財源について説明をお願いいたします。

次に、立佞武多の館リニューアルについてであります。令和6年度は、設計監理業務委託料、技術協力業務委託料として1億3,370万円を計上しております。今後の大規模改修の内容をひとつ説明していただきたいと思います。

最後に、学校給食の無償化と県の交付金の用途についてであります。当市でも、令和6年度は1億5,500万円を計上しています。ところで、県も10月から小中学校の給食無償化を実施する予定であります。県の給食費の無償化についての内容をひとつ説明していただきたいと思います。

以上をもって1回目の質問とさせていただきます。答弁よろしくをお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 まず最初に、施政方針ですけれども、20分間の思いを込めた施政方針をしたつもりでございます。今度、来年度から次期総合計画を組みますので、その中に盛り込むものを中心とした施政方針にしたつもりですので、どうぞ皆さん方、御理解をいただきたいと思います。

まず、自主財源について、内訳については後ほど財政部長のほうから答弁をさせていただきますけれども、令和6年度当初予算では、まずは市民の皆様の生活を支え、行政サービスの水準を確保することを最優先としております。将来のまちの姿を見据え、見直すべきは見直しを図りながら、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことを目指して予算編成を行いました。議員がおっしゃるように、公債費の高止まりです。来年度は、公債費48億円を超える、令和7年度は47億円を超えるということで、非常に令和6年度、令和7年度が公債費のピークを迎えることから、その辺を勘案した上で、今現在の物価高騰等への対応をしていくためには、財政調整基金から多額の繰入れをせざるを得ないというのが現状であります。

このことから、財源の中を見ますと、自主財源の比率が多少なりとも高くはなっているんです、見た感じでは。グラフの見た感じでは高くなっておりますけれども、本来その繰入れに頼ることのない収支均衡で予算を組めればいいんですけれども、その自主財源の中身というのは、繰入金があつての自主財源ですので、その辺はこれからの健全な財政を組む上では大きな課題になるんだろうと思っております。

ただ、ここ数年間の支出の構造上から、サービスを低下させることなく予算を編成するには、今言ったように基金に依存せざるを得ないのが事実であります。行政サービ

スに対するニーズが目まぐるしく変化する社会情勢ではありますが、将来を見据えた重点的な投資を行い、持続可能な財政運営をしていかなければならないと。当然これから人口減少が進んでいきます。人口減少が進めば、ある意味では、財源というものはだんだん、だんだんやっぱり縮小していくと。縮小した財源の中で、持続可能な行財政運営をどうするかということが大きな行政テーマの一つでありますし、それと同時に、ここしばらく少子化、そして高齢化がどんどん進んでいきます。2040年には、この地域は高齢化率50%を超える地域であります。そういう高齢化社会の中で、高齢化のニーズというものは相当大的な変化をしてくると思っています。その変化にどう行政が念頭に置きながら対応するかということが、これからの行政のそれに対する対応力、創造力、ここが問われてくると思っていますので、その辺も含めながら行政運営をしっかりとやっていく所存でありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

財政の中身についてはこの後にしていただきますので。学校給食無償化の県の交付金の用途についてですけれども、ちょっとこれも新聞報道等で相当私の名前が出ておりますが、皆様方もその内容については既に御存じだと思いますけれども、県が県内の小中学校の給食無償化に向けて創設をする交付金についてお答えをします。

これは、報道等がなされている情報に基づいての答えとなりますので、その辺は御了承していただきたいと思っております。県の交付金ですが、令和6年度から初めて学校給食無償化を行う市町村を支援することをまず優先するという考え方です。当市の場合、御承知のように、既にふるさと納税を財源として学校給食の無償化を実施済みですので、これに県の交付金を充当するということはできないという回答をいただいております。

一方、先日の新聞報道等でも取り上げられておりますが、給食の無償化以外の子育て支援事業に充当する場合は県の支援が8割だと。非常に高い交付であることは確かです。仮に新聞報道等の情報のおりであれば、子育て支援として先んじて給食の無償化を実施している当市を含めた17団体ありますけれども、別の子育て支援事業を実施する場合、8割プラス自主財源、五所川原でいくと、自主財源となると基金を取り崩して、それを新たな事業として実施しなければならないということで、2割の持ち出しが新たな財源負担となるということが、まず今の五所川原の財政状況からいくと、非常に不安だと懸念しているところでございます。今後の説明会等で交付金の詳細を確認することになっておりますけれども、今週知事と40市町村がウェブで、この点について朝一で会議をやることになっておりますので、各行政のトップからいろんな質問が出てくると思っております。

ただ、県が一旦こういうように出した以上は、この制度というものは多分私は変わらないだろうと思っていますので、これを念頭に置きながら、この交付金をいかに子育て

支援に向けるかということがこれからの知恵の出どころですし、皆様方からもいろいろな意見をいただきながら、これについてしっかりと事業を検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 それでは、自主財源の内訳についてお答えをしたいと思います。

自主財源の内訳をお示しいたしますと、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の科目となっております。過去3年間の当初予算ベースでは、令和4年度の自主財源は76億9,100万円、令和5年度は77億2,400万円、令和6年度は80億5,600万円であり、令和4年度から令和6年度にかけて自主財源は増加をしております。

全体の予算額に対する自主財源の構成比ですが、令和4年度は24.7%、令和5年度は25.4%、令和6年度は26.6%と、こちらもいずれも増加をしております。増加の要因は、多くが財政調整基金の繰入金をはじめとした基金繰入金であり、財政健全化のためには基金残高を増やす、または基金への依存度を減らすということが重要だと考えております。

また、自治体の歳入の要であります市税ですが、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税、入湯税で構成をされております。令和6年度は、当市の個人市民税の納税義務者の約8割が給与所得者でありまして、賃上げにより給与所得者の給与増により、個人市民税は実質的に増加すると見込まれますが、令和6年度は御存じのとおり定額減税を実施する予定でありますので、その分、定額減税分の減少を見込んだ市税予算となっております。

自主財源の3年間の傾向としては、主に公債費の高止まりによるここ数年の財源不足に対応するため、基金を積んでは取崩しの繰り返しでございまして、財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成とするには厳しい道のりであり、今後も財政基盤の強化に努めていく必要があると考えております。

続けて、学校給食の無償化に対するお尋ねがありましたので、お答えをいたします。県交付金の使途と金額についてでありますけれども、県の担当課からは、県議会議決後の3月下旬に当該交付金の説明会開催の通知が来ておりますので、正確な回答はその説明会を受けてからとなりますが、新聞報道等からの情報に基づいてお答えをしたいと思います。

先ほど市長からもあったとおりですが、子育て費用の軽減、特に学校給食費の無償化

を最優先とした交付金でありまして、そのため交付金の算定には県の平均の小学校、中学校の給食費と提供日数、児童数、生徒数に基づいて計算されることとなり、通年ベースではおよそ1億5,000万円と見込まれます。令和6年度は、10月からの実施と伺っておりますので、概算でその半分の7,500万円相当が当市の交付金の上限額として見込まれるものと現在のところ推定をしております。今後の説明会等で交付金の詳細を確認してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館大規模改修の概要についてお答えいたします。

立佞武多の館の大規模改修に要する費用は、概算で20億円と想定しています。この金額は、令和4年度に実施した劣化度調査の結果を基に算出したものです。その財源につきましては、主に過疎対策事業債を予定しております。対象事業費に対する充当率は100%であり、返済額の70%が交付税で補填されることとなっております。

改修工事の内容につきましては、立佞武多の出し入れに必要な大扉や跳ね上げブリッジの改修をはじめ、屋根及び内外装の改修、空調設備の更新、照明のLED化などを実施することで長寿命化を図るものであります。

今後のスケジュールであります。先般実施設計の契約を締結しており、現在技術協力を得るための施工予定者について公募をしているところであります。令和6年度中に実施設計完了と工事の準備を行い、令和7年度から工事に着手する計画としており、令和8年度中のオープンを目指すものであります。

○木村清一議長 18番、鳴海初男議員。

○18番 鳴海初男議員 答弁本当にありがとうございました。いろいろと財政の面について、今市長から、それから財政部長から説明ありました。まず、公債費の高止まりということで、今年48億5,000万円と、来年度は47億円見込まれるということで、過去の公債費のデータを見ますと、平成29年度に554億円ということで、令和5年度末までは448億円、106億円も減少したわけでございます。私、ずっと議員をしております、よくここまで減少して、しかも市のサービス事業、いろいろと継続事業、例えば経済部におかれまして、農業の施策として航空防除の補助費、収入保険の半額補助とか、いろんな分野におかれまして継続している事業もありまして、これからも財政部当局も、来年度も公債費の高止まりということでございますので、よろしく願い申し上げまして、これに対しては再度質問はしません。

2番目の立佞武多の館の大規模改修でございます。これも大きな事業でありまして、一般質問にも随分取り上げられておりますので、先ほど経済部長のほうからいろいろと

説明がありました。祭りに差し支えないように改修事業をして、安全、安心で運行ができるようお願い申し上げます。

最後に、学校給食費の問題ですけれども、県で小中学校の無償化を実施するという公約で宮下知事さんが誕生しました。私当初、これで五所川原市も学校給食費に対する財源が1億5,500万円ですか、これは大変ありがたいなと、そんなふう理解しておったんですけれども、何か蓋を開けてみたら、自治体40市町村ありますが、学校給食費、実施しているところは先ほど市長さんも申し上げていたとおり17市町村と、そして23市町村はまだ実施していないということで、実施していない自治体は、これは非常にありがたい話ですけれども、実施した自治体は当初予算で実施してほしいと、でも子育て支援に対しましては、実施する場合には県で10分の8助成しますよということでございました。まさしく先ほど市長さんがお話ししたとおり、恐らく県のほうではこの方針を曲げられないと思っております。

それで、私1つ、2回目の質問として述べさせていただきますのは、どうせ10分の8ですので、いたわしい助成金ということで、子供たちの虫歯の予防として、フッ素治療に対して助成できないものかと。それから、昨年ですか、桑田議員がインフルエンザのワクチンの助成ということで、議会で訴えておりますので、両方合わせて、私の推測ですけれども、大体6,000万円ぐらいかかるんじゃないかなと。そうしてみれば、2割頭が切られますと、1,200万円自主財源で補填しなきゃならないということで、財政が厳しいながらも、県で交付金の使途の説明がありましたので、その辺教育部局と市長がどういう意見を持っているのか、あればひとつお聞きしたいと思います。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今鳴海議員がおっしゃった子供の歯のフッ化物の洗口とか、あとはワクチンを含めて、今後、県で今制度を組んでいる子育て支援に関する8割の交付、これをどう使うかということは、先ほど述べたように、これから大変重要な案件になってくると思います。今現在、今回の予算編成をして、五所川原の財政調整基金、減少して約6億5,000万円です。これを念頭に置きながら、10月からの最大限で交付を実施すると、約7,500万円の県からの支援の金額が来ます。その2割を負担すると1,500万円、来年度でいきますと1億5,000万円ですので、その満額支援を受けて子育て支援に使うと、自主財源として3,000万円という金額が必要になっていきます。今現在五所川原の、今言ったように予算を組んだもの、財調が6億5,000万円、あとは今現在市のほうでも、幸いなことに今年雪が少ない状態で続いておりますので、去年、おととしのように財調を崩して補正予算を組むということをしなくて済むのが令和5年度だと思っております。

令和5年度の決算、歳計剰余金がどのくらい出るのか。それによって令和5年度決算が出て、歳計剰余金が出ることを前提にして、どの程度の財政調整基金の残高を見ることができるのか。それをしっかり見ながら、できる限り、県で支援するのであれば、私とすれば無駄にすることなく7,500万円、来年度は1億5,000万円を使って、やはりしっかりと子育て支援をしたいとは思っております。

これについては、やはりそういう資金の、お金の問題がありますので、その辺等もいろいろ見ながら、しっかりと事業計画を立てて、議会の場で議論していただいて、実施をしたいと思っております。その上で、前回の12月の第6回定例会でも、桑田議員をはじめとして3人の議員がワクチンの助成について、そして以前外崎議員、そして今日鳴海議員から子供の歯科に関するフッ素の洗口についての話もありましたので、その辺をまず念頭に置きながら、いろんな観点を考えて、支援の在り方をしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 私のほうからは、フッ化物洗口の有効性とその課題について答弁させていただきます。

議員御提言の小中学生の歯のフッ化物洗口についてですけれども、令和5年6月議会においても外崎議員から一般質問がございました。小中学生のフッ化物洗口とは、永久歯の虫歯予防を目的に、一定の濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液で1分間ぶくぶくうがいを行うこととあります。フッ化物洗口には、高い虫歯予防効果が見込まれ、小児期に行うことで大人になっても一定の効果を持ち続けており、歯の健康維持、ひいては医療費抑制にもつながります。週に1回行うものでありますけれども、学校という集団の場での実施には、安全性の確保、適切な役割分担、教職員の負担軽減の配慮といった面も検討する必要がございます。

以上です。

○木村清一議長 18番、鳴海初男議員。

○18番 鳴海初男議員 3回目、最後になりますけれども、質問というより私の思いをひとつ述べさせていただきます。先ほど市長さんから、県の交付金の市としての使い方、本当に前向きな答弁ありがとうございました。私は、子育て支援に対してのというのは、将来の子供に対するやはり財産だと思っております。先ほど教育部長のほうから虫歯予防ということで、人間の体は歯がやっぱり健康でなければ、あらゆる病気にかかりますので、どうかその点もよろしく願いいたします。

いずれにいたしましても、来年度も、また令和8年度までは公債費の高止まりという

ことで、大変厳しい財政でありますけれども、やはり我々議員側も、与党、野党とか、そういう関係なくして、理事者側と知恵を出し、工夫をしながら乗り切っていかなければならないものかなと私は感じております。どうかこれからよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって鳴海初男議員の質問を終了いたします。

次に、自民公明クラブ、木村慶憲議員の質問を許可いたします。15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 改めておはようございます。自民公明クラブの木村慶憲です。令和6年第3回定例会に当たりまして、会派を代表して通告に従い質問いたします。時間も限られていることから、市長の政治姿勢全般についてお伺いいたしますので、市長からの答弁を期待しております。よろしくお願いいたします。

質問要旨1の財政運営について。①として、公債費の高止まりについてお伺いいたします。令和6年度の施政方針において市長は、財政硬直化の原因の一つとして、本庁舎整備事業、西北五広域連合病院などの過去の公共事業による公債費の高止まりを挙げておられました。西北五広域連合病院が開院したのは2014年です。当時は、東日本大震災の後、想定外の災害に対し、五所川原市民の健康を守るために、平山前市長が国、県の補助金を最大限できるタイミングで建設したものでした。

また、耐震基準を満たしていない5階建ての本庁舎が地域医療を牽引する中核病院のすぐ後ろに存在していることは、いつ何どき発生するか分からない地震災害を考えると、本庁舎が倒壊した場合、新設されたつがる総合病院もろとも大きな被害につながることは明白でありました。老朽化が進み、災害時に拠点として機能できないことにとどまらず、危険が想定される状況を放置することはできません。新庁舎の建設は、当時の喫緊の課題であり、市民の健康と生活を守るための大きな決断であったと認識しております。

元日の能登半島における地震においても、水道などのインフラが壊滅状態になったことで、地域住民の生活には甚大な被害が及んでいます。当市では、このようなことを予想したからこそ、立佞武多の館広場や本庁舎に非常用給水設備も設備しております。このほかの建設工事においても、そのほとんどが老朽化や耐震化に関わる公共施設の更新事業であります。いずれの事業においても、震災後の補助金や合併特例債など、あのタイミングでないと着手できない事業であり、無駄な事業は一つもなかったと思っております。当時の市議会においても、問題なく議決されていると承知しております。

しかし、佐々木市長は、就任後の施政方針において、過去の箱物による借金で市の財

政が制約を受けていると毎年述べられております。今年に至っては、試練の年まで言われております。市民のために造った施設で、市民が試練を受けているとでも言いたいのでしょうか。それに対し、市長就任直後、事業を凍結し、昨年末撤去が完了した旧市役所解体事業において、着工の遅れによる物価高騰で市における解体費用の負担が増加したことに対する説明は一言もありませんでした。

市長にお伺いします。起債の償還が膨らんでいることに関わる過去の耐震基準に満たない施設の改修や建て替え事業について、無駄な事業だったというお考えなのでしょうか。

②として、減債基金についてお伺いいたします。市は、中長期的な財政計画を立て、予算をコントロールしてきております。様々な財政支出が生じる状況の中、起債の償還予定は借入れを実行する時点で周到な計画を立てているものと考えます。そのため、令和7年度まで公債費の高止まりが続くことは、市長も理解していたはずでございます。

市長にお伺いいたします。市長が就任して約6年であります。毎年の施政方針において、過去の建設事業により財政が苦しいと言い訳をするばかりでなくて、起債の償還に充てるための財源確保を目的とする減債基金をもっと計画的に積み増しするべきだったと私は考えます。会社でも家庭にあっても、借入れの返済金額が大きいときは、前もって返済金額相当分を預金するものだと思いますが、いかがでしょうか。

質問要旨2の広域連携について。①として、津軽鉄道の固定資産税減免措置についてお伺いいたします。市長は、施政方針において、五所川原市を西北五圏域の中心都市であると述べられております。それについては、異を唱える人はいないと思いますが、少子高齢化に過疎も相まって、人口減少が著しいこの圏域において、地域交通政策は重要な懸案事項であり、当市と中泊町を結ぶ津軽鉄道の経営状態が非常に厳しい状況が続いてきたことから、沿線自治体として様々な支援を続けてきております。

固定資産税の課税免除については、地域住民の足である津軽鉄道の公共性を認めて、当市と中泊町が共に3年を区切りとして免除の更新を続けてきました。令和6年度からの3年間についての課税免除については、中泊町では3年間の課税免除を決定していたにもかかわらず、走行距離も長く、圏域の牽引役である五所川原市が3年間の課税免除を否定しました。しかも、津軽鉄道が免除申請する前の昨年うちに、市長として固定資産税減免について見直すと。我々から見れば、報道機関にリークするという関係者不在、市民不在、議会軽視の行動を取りました。結果的に市では、先月2月15日の臨時議会でようやく1年間の課税免除を決定したものであります。

市長に伺います。五所川原市だけで完結する事業ではなく、他の自治体も関わる案件

については、当然ながら事前の検討や調整を要するものだと思います。圏域の中心都市として様々な案件に関わっていることと思いますが、協調性を欠くような物事の進め方は他の自治体に不信感を与えることにもなりかねないと思います。今回の津軽鉄道の事案について、市長は中泊町、津軽鉄道ときちんと話し合いをしましたか。したのであれば、どのような内容であったのか、そしてまたどういう意思で今回の措置を決定したのか、お伺いいたします。

広域連携の②として、津軽鉄道の今後についてお尋ねします。津軽鉄道は、冒頭でも申し上げましたが、公共交通が行き届いていないこの地域の貴重な交通機関であります。また、全国的に広く知られた交通機関です。五所川原に来たら津鉄に乗りたいという観光客も多いと聞いております。津軽鉄道は、五所川原の重要な観光資源であります。市長は、施政方針で駅前のにぎわい創出について言及されておられますが、それと津軽鉄道に対する姿勢は矛盾しているのではないのでしょうか。企業である津軽鉄道の代表者の交代までマスコミに流している。今の五所川原市政は、津軽鉄道と連携していると言えるのでしょうか。

市長に伺います。津軽鉄道を今後どのようにしていくことを考えていますか。例えば観光面、住民の生活面などについて具体的にお答えください。

質問要旨3番、駅前再構築について。①として、駅前のにぎわい創出についてお伺いします。施政方針の中で駅前のにぎわい創出について、駅前を新たな発想で再構築し、宿泊と飲食を中心としたコンセプトでまちを形成していきたいと述べられておられます。市長就任6年目にして初めてのことです。

市長にお伺いいたします。宿泊と飲食を中心としたコンセプトとは、抽象的でありながらも壮大な構想であり、一、二件の飲食店を誘致するとかの話ではないと思われま。特定の商業施設などを示唆しているのでしょうか。商業施設だとしたら、それに伴う社会資本整備も必要と思われまますが、五所川原市はどのようなふうな形でそれに関わるのでしょうか。

また、駅前のにぎわい創出を考えると、さきに質問した津軽鉄道の問題と相反すると思われまますが、それについてもお聞かせください。

要旨の4、市民にとって安心、安全なまちづくりについての共助についてお伺いいたします。施政方針においては、公助においては協元のコミュニティセンターについてのみ書かれておられました。反面、共助については詳しく書かれています。確かに共助は重要ですが、それを支えるインフラや予算がついていないのが現状であります。例えば町内会そのものが存在しないエリアがあります。また、町内会はあっても核となる集会

施設がないところも多数あります。先ほども述べましたが、前平山市長は、地域の交流と災害時の避難場所を確保するために、耐震基準に満たない老朽化したコミュニティセンターを更新してきました。町内会に市から交付されている金額も微々たるもので、事業のほとんどは町内会費で賄っているのが現状です。ごみの集積所建設も町内会独自の事業です。こういう環境の中、どのようなアプローチで自主防災施設を設立するのでしょうか。設立でなくて、設立するための手法等について周知、啓発するとあります。これでは、基礎がないのに家を建てろと言っているのと同じことです。

市長にお伺いします。この共助に対して、具体的に市はどのようなふうに関わっていくのですか。また、自主防災施設は、設立だけで終わっては意味がありません。高齢化が進む状況の中で、共に支えるとはどういうことを示し、自助とはどのような言葉を指すのか、具体的にお知らせください。

高齢で移動も難しい人に、自分の命は自分で守れということは酷な話です。かといって、基礎が整っていない地域組織の共助に丸投げしようとするのであれば、許されないことです。事は市民の生命、財産に関わることです。そのため、自助、共助、公助と言葉で語るだけではなくて、具体的に市民に示していくことが必要だと思いますし、地域の状況によっても公助や共助の必要度が変わってくるものと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

②として、持続可能な交通網再編についてお伺いいたします。施政方針においては、持続可能な交通網再編のため、路線バス、予約型タクシーを活用するとあります。そしてまた、公共交通網の構築を図るため、AIデマンド交通を導入するとあります。それは、AIを活用した配車システムを導入するということでしょうか。もしそうであれば、特定の企業がシステムを導入して運営することに対して、市が補助金を支出するという事業になるのでしょうか、お聞かせください。

以上、1回目の質問でございます。誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

まず、最初の起債の償還が膨らんだ原因とされる過去の耐震基準に満たない公共施設の改修工事や建設事業は無駄という考えなのかということですが、この改修事業によって公債費の償還が今ピークを迎え、厳しい財政状況を強いられていることは、これは事実は事実です。しかし、それらの事業を私は一度も無駄と言った覚えはないです。住民の福祉の増進を図る上で、必要な投資であったと認識をしております。これはこれとし

て、ただこれからの公共投資の私の在り方を述べさせていただければ、一番重要なことは高齢化と人口減少が間違いなく進んでいくと。多分この時代も、人口減少の先というものは2040年、50年までは出ているんです。ですから、投資をするときには、人口減少と少子化を見据えた上で学校の規模はどうなのか、給食センターの規模はどうなのか、そしてこの庁舎の規模はどうなのか。そういう観点も、これから私がもしこの立場で言っていて、いろいろなものを考えるのであれば、その辺も含めてやはり議論をしながら、適正な規模を将来を見据えた上でやるということは間違いなく必要だと思っておりますので、その辺の観点だけは共有をしていただくように、まずはお願いをしたいと思いますので、お願いします。決して無駄だとは私は思っておりませんので。

次に、これまでの償還に関する減債基金の計画的な積立てを考える、まさにここは重要なところですが、これまで決算で生じた歳計剰余金には、やはり大雪、災害などの突発的な財源需要に備えるために、財政調整基金への積立てを優先してまいりました。近年では、令和3年度の決算が19億円という歳計剰余金が出たということで、その際に剰余金の一部を減債基金に積み立てております。令和5年度の公債費に充てた例もあります。今後数年間は、公債費の高止まりが見込まれておりますので、剰余金を減債基金へ積み立てることも検討はしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、津軽鉄道の関係ですが、津軽鉄道の固定資産税の課税減免についてであります。まず建設部長より課税減免の延長が五所川原市が1年、中泊町が3年となった経緯について説明をさせます。その後、私のほうから議員の御質問に対する一連の答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 当市が固定資産税の課税免除の延長を1年とした経緯についてお答えいたします。

市では、津軽鉄道株式会社に対し、中長期を見据えた抜本的な経営改善計画を示すよう求めたところ、令和5年9月に経営改善計画が提出され、また令和5年10月16日付で、固定資産税の3年間の課税免除の延長や、レールや枕木の交換、車両の車検費用等の自社負担分への補助を含む陳情書が提出されております。

しかしながら、陳情の内容を実施しても、令和6年度以降の経営が困難である見込みであったことから、支援は難しいことを津軽鉄道株式会社を示しましたが、改めて経営を持続するための経営改善計画を示すことで、課税免除の延長を考慮できることを伝えております。津軽鉄道株式会社からは、令和6年1月19日に経営改善計画が再提出され、

クラウドファンディングや、ストーブ列車の値上げ、減便等により収益の改善を図るとともに、固定資産税の課税免除により、令和6年度に限っては経営が維持できることから、課税免除の1年間延長を第2回臨時会に提案し、議決をいただいたという経緯になります。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうからは、広域連携についての津軽鉄道の関連について説明をいたしますけれども、先ほど木村議員に指摘されました報道が先行したという点についてですけれども、今回の件については、中泊町では令和5年9月に津軽鉄道株式会社から提出された改善計画を基に判断をし、令和5年の12月の議会において3年間の固定資産税の課税免除延長を可決したことを受けて、市が新聞社より取材を受けた内容について報道されました。当然ながら市では、津軽鉄道側の計画内容を見直し、令和6年度以降の経営が見通せる状況となった際に、直ちに議会に上程する準備をしておりましたけれども、結果的に議員の皆様方には、新聞報道が先行したということは議会の軽視と先ほど指摘をされましたけれども、今後こういうことのないように、以後慎重に対応してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、中泊町や住民を交えた津軽鉄道の今後について議論すべきではないかという御質問ですけれども、今現在市においては、これまでも中泊町や津軽鉄道株式会社のほか、国、国交省ですね、そして県の企画等が参与として参加いただいている津軽鉄道活性化協議会を通じて協議を続けているところです。

次に、津軽鉄道に対する姿勢が矛盾ではないかという御指摘でございますけれども、市にとって……津軽鉄道、私も非常に思いが強いんです。決して津軽鉄道を潰そうとか、そういうような観点でこの議論を私はしているつもりはありません。私も生まれたときから、ある意味では長きにわたって津軽鉄道に関与をしております。皆さん方、私的なことを申し上げて、非常に聞き苦しいかも分かりませんが、私の父が32歳、昭和32年に常務として雇われまして、昭和37年に37歳という若いときに社長をしております。その後、三十数年にわたって代表取締役、そして会長という形で経営に携わっておりますし、私もそれを長い間、津鉄観光という会社をしながら、一心同体、表裏一体となって津軽鉄道と経営をしたという経験を有しておりますので、この津軽鉄道に対しては非常に大きな思いを持っているんです。だからこそ、皆さん方、そして市民を交えて議論をしていかなければ、必ず経営が逼迫すると私は思っています。これは間違いのないことです。その上で、この津軽鉄道を存続する上で、どう皆さんと議論をしながら着地点を見つけるかということは、これは地域の課題でもあり、行政にとっても大きな課題な

んです。このことだけは、皆様方、共通で持っていたいただきたいと思います。

その上で、市にとって津軽鉄道は重要な存在として捉えていることから、これまでも財政的な支援をしております。鉄道の用に供する固定資産税が2分の1となる不均衡課税の特例を昭和30年から行っています。そして、昭和30年度から令和5年度まで行っています。平成6年度から、残りの2分の1に対しても令和5年度まで公定資産税の課税減免を行っております。この減免額は2億6,613万円になっております。これだけの軽減を今までしております。

さらに、鉄道の枕木の交換、そして汽車も車検がありますので、車両の車検などの安全輸送に関わる部分に対して、平成12年度から令和5年度までに1億3,580万円の補助を行っております。令和2年度及び令和3年度、これはやはりコロナによって収入が非常に落ちているということで、経営がなかなか厳しいということで、このときも2,707万円を補助しております。今までその他の補助が5,190万円あります。これを含んだ支援の補助の総額が4億5,390万円なんです。

でも、これからこの補助が限りなく大きくなっていくと思います。今の現状を、まずは皆さん一緒になって、経営者の立場に立ってみてください。今の売上げの状態はどうか。今現在の売上げは、運賃収入が1億円ぐらいなんです。でも、その1億円の収入のうちの4割、25%、二千四、五百万円は高校生、学生の通学なんです。観光における収入が同じぐらいなんです。2,500万円ぐらいなんです。もっともっと大きいと思っっているはずなんです。それなんです。そして、公共交通としての役目という観点から見た場合、津軽鉄道で定期を使って通勤をしている一般のお客は5人なんです。その売上げが約120万円弱なんです。こういうような状況の中で、まずは津軽鉄道をどう存続させるかと同時に、このことも頭に入れなきゃいけないんです。

ストーブ列車が我々にとっては最大の残したいという感情なんです。ただ、車両が今70年以上たっています。ただ、あの車両は、エンジンを積んでおりませんので、修繕しようと思えば限りなく、もしかすれば修繕できるかも分かりません。ただ、あの車両は、今2台ありますけれども、70年、73年たっております。それが使えなくなれば、すなわち国からはストーブ列車の許可は下りません。このことも念頭に置きながら、どうやって津軽鉄道を観光の要素とするのか、あるいは公共交通として絶対的に必要なのか、いろんな意味から私は議論していただきたいために、いろんな情報をこうやって提供しながら、そこで市民も含めて参画していただいて、このことを議論していただきたいたい。その先に結論を出していきたいと思っています。あくまでも私は、感情的に意思の決定はしておりません。感情を抑えながら、いい方向の意思決定をしたいと思っておりますの

で、どうぞその辺だけは皆様方に御理解をいただきたいと思います。

次に、津軽鉄道株式会社を今後どのように応援するのかについてですけれども、津軽鉄道株式会社に対しては昭和30年から、今言ったように、現在に至るまで様々な支援をしております。今後の支援の在り方を検討するためには、市では、まずは津軽鉄道株式会社ですので、民間の会社として津軽鉄道側がこれからの自らの将来的な資金、これは普通の会社では必ずやるんです、資金繰りを常に考えます。キャッシュフローを考えながら、資金面でどれだけのやっぱり体力があるのか、どの時点でキャッシュが枯渇するのか、それもまず示していかなければならないんです。そういうもの、あるいは経営の体力の中で、やはり組織です。人的組織なんです。今澤田社長、84歳で頑張っています。私が心配なのは、澤田社長が元気なうちは経営力があります。ただ、その先の人的なものがどうなのかということも、組織力としてやはりつくっていかなきゃいけないんです。そのことを求めることが私は不可欠だと思っておりますので、その辺を勘案しながら、今後の津軽鉄道の支援については皆様方としっかりと議論をしていきたいと思っております。よろしく願います。

次に、まちの形成に当たり、社会資本整備の必要性が出てくると思うが、市ではどのように考えているのかについてお答えをしたいと思います。まずは、先に駅前関係ですけれども、駅前の宿泊と飲食を中心としたコンセプトの話になっていきますけれども、それは特定の商業施設を想定しているかについてですけれども、市では圏域の中核的な役割を担っている経済的な動きによる県内外からの観光客、そして風力発電で見られるように、ビジネスマンが相当数やはり入ってきております。このようなことにより、駅前に宿泊や飲食の需要が高まるものと考え、コンセプトを設定し、あくまでも民間主導の動きを市が後押ししていきたいと考えております。今後、駅前賑わい創出特別委員会、これは商工会議所で設立をしております。この委員会から、多分今年3月、今年度の最終常任委員会で報告がなされて、その報告が認証されれば、市のほうに要望が来らるうと思っています。その辺を踏まえながら、官民一体となったまちづくりに向けて方向性を示したいと考えております。

次、まちの形成に当たり、社会資本整備の必要性が出てくると思うがという御質問ですけれども、今お答えしたとおり、駅前の新たなにぎわい創出につきましては、あくまでも民間の主導で進めていくものと考えておりますので、現段階ではインフラ整備は必要ないと、現時点では必要ないと考えております。しかしながら、官民一体となった新たなまちづくりを推進していく過程でインフラ整備の必要性が生じた場合においては、国の補助制度等を活用しながら検討はしなければならないと思っておりますので、よろ

しくをお願いをしたいと思えます。

次に、駅前のにぎわいのために津軽鉄道が重要と考えるが、どのような支援をしていくのかということですが、確かに一理あると思えますけれども、駅前のにぎわいの創出と津軽鉄道への支援は別の問題と認識をしておりますので、それとは切り離して私は考えております。

以上ですので、よろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 共助についての御質問をいただいておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

議員のお話の中では、施設というお話でございましたけれども、私のほうはソフト面の取組についてお話をさせていただきます。今年度は、共助の体制強化の取組として、町内会の自主防災組織等に対する防災意識の向上や自主防災組織の設立を促す研修会、自主防災組織の活動に資する実務的なワークショップや訓練を実施しております、実施箇所は令和4年度の9か所から21か所に増加しております。

また、自主防災組織数ですが、こちらは令和4年度の47団体から53団体へと6団体増加しております。設立に関する相談も数多く寄せられておりまして、市民の防災意識は以前に比べて着実に高まっていると認識しております。東日本大震災、それと今年の能登半島の地震もありましたので、今後ますますお問合せが多くなるものと認識をしております。この中には、自主防災組織が自ら企画して、中学校と連携して訓練を実施した例もありまして、このような活動は地域協働の点からも大変有意義であって、多くの団体に広まってほしいと考えております。

今後は、これまで実施している防災意識の向上や、自主防災組織の設立に関する研修会に加えまして、より具体的に様々な訓練の手法、それから支援についての啓発に取り組んでいくこととしております。

次に、自助のお話ですが、自助の具体的な取組は、まず住民の方が自ら水や食料を備蓄したり、地震に備えて家具を固定したり、天気予報、それから防災ハザードマップから情報を取得して、災害時に安全に避難する計画を立てるなど、災害に対して自ら備えることを言います。共助は、この自助の上に成り立つこととなりますので、地域が一体となって助け合うこと、これが大規模災害時には自助、共助、それに公助を加えた3つの連携が重要になると考えております。特に市内全域に対する大災害につきましても、能登半島の例にも見られますとおり、自治体のみで対応するというのはまず困難であります。そのためにまず自助、そしてその次に共助、そして公助、この3つが組み合わせ

って初めて大きな成果が上げられるものと考えております。

以上です。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 AI デマンド交通の御質問がございましたので、事業概要についてお答えいたします。

このAI デマンド交通については、AI を活用した配車システム機器などを市が準備して、タクシー事業者に運行業務を委託するもので、現在運行している五所川原市街地循環バスの代替交通として導入を予定しております。五所川原市街地循環バスは、運行している弘南バス株式会社において、深刻な乗務員不足により運行が見通せない状況にあるため、予約に応じて最適な運行経路で目的地に行けるデマンド交通に再編することで、効率的な地域交通網の構築を図るものとなります。

AI デマンド交通は、五所川原市街地循環バスのバス停のほか、医療機関や商業施設等にも乗降場所を設置することを想定しており、利用者は電話またはインターネットから予約を行うことで、各地域の乗降場所から移動できる事業となります。

以上です。

○木村清一議長 15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問に入ります。

要旨2番の津軽鉄道の今後の支援について。ただいま市長のほうから、津軽鉄道に対する自分は大きな思いがあるんだということで、その中で対応しているという力強い支援の答弁と私は受け取りました。先ほどの答弁の中で、津軽鉄道の経営改善がなされない場合、市の支援は慎重にならざるを得ないという感じの答弁でしたけれども、弘南鉄道が県に支援依頼を行った例を見ても、人口減少の進むこの地域で、交通機関の経営については厳しい状況であることは仕方がないと思います。通勤通学などの手段として、重要性を認めて決定していると思います。津軽鉄道があってこそ圏域内の人の流れができています。経営改善のためには、観光客を増やす必要があるということは分かり切っていることで、それは津軽鉄道単独では無理な話です。そのためには、市と津軽鉄道が一体となって観光客を増やすことが必要であると思います。経営改善が先という突き放した見方ではなくて、地域の交通確保と、観光でも協働するという気構えでひとつ強く支援することを要望して、この質問は要望とさせていただきます。市長、よろしく願います。大きな思いがあだにならないように、ひとつ何とか御支援のほう、よろしく願い申し上げます。

それでは、質問要旨、市民にとって安心、安全なまちづくりについて、共助について先ほど答弁頂戴しました。高齢化が進む状況で、共助と自助で市民の命と財産を守るためには、市による強力なバックアップが必要なのではないかという思いで先ほど質問いたしました。1回目の質問でも申し上げましたが、自主防災組織結成には地域のコミュニティの確保が重要であります。そのためには、町内会への助成を増やすなど、脆弱な地域コミュニティの立て直しが必要ではないでしょうか。市長に要望します。公助、自助に対し、本気で取り組むのであれば、そこからきちんと行う必要があると思いますので、よろしくお願い申し上げます。要望ですので、答弁は必要ございません。

次、要旨4番の2、市街地循環バス運行についてお尋ねします。持続可能な交通網再編についての答弁の中で、五所川原市街地循環バスの運行がなくなるような話でした。初めて聞いたことですし、市民に周知もしていないと思います。120円バスは、市内の貴重な交通手段であります。現状では、タクシーの台数が少なく、120円バスの代替とはなり得ません。バスは定時に来ますが、タクシーは予約していないと急には使えないなど、生活に大きな影響を与えてしまいます。今後高齢化が進むと、自家用車の使用できない人が増加することが予想され、さらに大きな影響が出てきます。津軽鉄道にしろ120円バスにしろ、市民にとって必要な交通機関に対する扱いが厳しく、交通再編の話にタクシーが度々出てくると思うのは私だけでしょうか。

市長にお伺いします。市長は、地域交通に関し、詳しいと思いますが、将来における地域の足の確保をどうお考えでしょうか、お尋ねします。

以上、要望がほとんどですので、今の交通網再編について、これについて2回目の質問をします。お願いします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 地域の公共交通については、様々な面でこれから状況が非常に厳しくなると思っています。金木においても、以前タクシー会社が2社、3社あったものが、最終的にタクシーがなくなったと。そのとき住民から非常に大きな不安と要望が来て、それに対応するため、五所川原の3社にお願いをして、分担をしてデマンドタクシーをもって空白エリアを埋めていかなければならないという状況にもなっております。市浦は、今タクシー会社1社、そしてバスを持っている事業者もいますけれども、結果的にタクシー会社も乗務員が1人、2人しかいないということで、これからそれを守っていくためには、できる限り行政でバックアップをしながら、仕事をしていただくような取組をしておりますけれども、もしかすると、なくなれば、これもこれでまた大変な状況になると思っております。

そういう意味で、これからの公共交通あるいは足、これはライドシェアがやはり一つの大きな課題になってくると思います。このライドシェアについての課題については、宮下知事も同じ考え方を持っているんです。こういう具合にしてライドシェアを、地方でこういうやり方でやったらどうかというものが期せずして一致しておりますので、これについても遅からぬ時期に事業展開をしていきたいと思っています。

ただ、事業展開をする上でも、それぞれの地域にタクシー会社がないとできないんです。要は、運行管理という、結局お客を乗せることによって、これは管轄が違うんです、代行車と違って。代行車であれば、警察の公安から免許をもらってできるんです。ところが、乗用旅客輸送業というものは、これは国交省の問題であって、人を乗せますので、確実に運行管理体制を確立していかないと運行ができないんです。そのためにも、実際これを市浦で運用する、あるいは金木で運用するに当たっても非常に難しい面が出てきますので、やはり今のうちからいろんなシミュレーションをしながら、地方における公共交通の在り方、あるいは高齢化を考えた足の確保というものが非常に大事なものになってきますので、その辺も含めて、できる限り高齢化に対応できるような、ドア・トゥー・ドアの輸送が可能になるような取組をどうしていくかということが将来にわたったバス路線、あるいはタクシーへの再編も含めながら、公共交通という面をこれからの将来に向けての大きな課題だと思って取り組んでいきたいと思っていますので、御協力のほどお願いを申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

○木村清一議長 15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 ありがとうございます。今回の市長の答弁で、過去の公共事業への投資は無駄でなかったという言葉をいただいて、安堵しております。市民の生活を一番に考えるのは、私たちも同じことです。ただ、地域交通の企業経営においては、会社経営と異なっているという視点も必要であると思います。ある新聞の投稿欄に、こういう記事が載っておりました。人口減少と自動車中心への交通手段の変化で苦境に立つ地域鉄道の必要性について、単純に経営する会社の企業努力のみでは判断できない問題で、地域との連携が必要だとあります。単純な企業の健全性で判断するよりも、地域を支えるパートナーとしての視点も必要であるのではないかと思います。佐々木市長は、施政方針において、10年、20年先を見据えて、持続可能な地域社会を確立していくと結んでおられます。これは、私たちも同じ考えであります。だからこそ、必要な事業や政策をチェックしていくことが市民から負託を受けた我々に与えられた使命であると思っています。このことを肝に銘じて、令和6年度も自民公明クラブの会派一丸となって市政運営に関わってまいりたい所存でございます。

これをもって自民公明クラブを代表しての代表者質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了いたします。

次に、三和会、成田和美議員の質問を許可いたします。12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 改めましておはようございます。三和会の成田和美でございます。会派を代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

質問の前に、3月5日、今日は県立高校の受験日だということで、受験生が恐らく試験をしていると思いますけれども、合格を目指して頑張っていたきたいと思います。

それでは、今回の施政方針について、大きく2つの質問をさせていただきます。まず、1つ目の質問といたしまして、市民に寄り添った福祉の充実についてであります。急速に進む人口減少や高齢化に伴い、我々が取り組むべきものがたくさんあるわけでございますけれども、施政方針では誰一人取り残さない根本姿勢として、市民に寄り添ったきめ細やかな市政運営に取り組んでいくところだと書かれております。

そこで、1つ目の質問といたしまして、この五所川原市は少子高齢化が進み、今後の社会の担い手となる人たちがいないというのが現実になっております。これらの影響で、高齢者の独居世帯がここ数年増加傾向であり、この問題は全国どこでも深刻化しております。医療、介護の問題であるとか、それに伴って空き家が増えているだとか、いろいろな問題が出てくると考えられます。

そこでお聞きいたします。これらのことを今後どのように対策していくのか、どのようなお考えなのかをお聞きいたします。

大きな2つ目の質問といたしまして、地域の特色を生かした経済活動の活性化についてお聞きいたします。この五所川原市は、農林水産業が盛んな地域でございます。特に米、リンゴ農家が多い地域です。よく耳にするのが、これらのことを考えると将来が不安だとか、後継者がいないなど、いろいろ聞かれます。やはり担い手不足は、かなり深刻化していると思います。厚生労働省によりますと、医療、福祉、建設業、運輸業、郵便業が特に人手不足が強い業種だと発表されております。やはりこれらも少子高齢化が進む中での影響だと考えられます。

そこでお聞きいたしますが、今後これらの問題をどのように対応していくのかお聞きいたします。

次に、観光面のことについてお聞きいたします。今年、新作立佞武多のことも書かれておりました。昨年私も親子で立佞武多に子供と参加させていただきました。そこで保護者の方に言われたのが、コロナ禍が終息してやっと交流の場が増える、本当によか

ったと言っておられる保護者が結構いました。

そこでお聞きいたします。今後、このような支援などをやっていくのかをお聞きいたします。また、観光面では、外国人観光客が増えてきていると同時に、宿泊施設や観光客に対して今後どのような支援、対策があるのかをお聞きいたします。

次に、農家の経営面についてお聞きいたします。施政方針では、基幹産業である農家の経営安定、拡大化に向けた経営基盤強化を図ってまいりますと書かれておりました。近年猛暑や大雨など、いろいろな自然災害が発生しております。

そこでお伺いいたします。今後農家の方々にどのような支援をしていくのかをお伺いいたします。

以上、この項目に対しまして理事者側の誠意ある答弁を求め、1回目の質問といたします。

よろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから、成田議員の施政方針についての大きな1の市民に寄り添った福祉の充実について、そして2番目の地域の特色を生かした経済活動の活性化、この2点について私の施政方針を基に答弁をさせていただきます。そのほかの質問にあった事業の詳細等につきましては、私の後に担当部長から答弁をさせますので、その点御了承を願いたいと思います。

私が今回の施政方針で述べておるものは、令和6年度の重要施策についての総合計画の基本目標として検討している点を3つ掲げて述べさせていただきました。その1点目が議員が質問している市民に寄り添った福祉の充実、2つ目が地域の特色を生かした経済活動の活性化、そして3つ目が市民にとって安全、安心なまちづくりです。今成田議員から、施政方針について示した各施策のうちの2項目についての質問をいただきましたので、その2項目について私なりに述べさせていただきます。

まずは、市民に寄り添った福祉の充実についてですが、急速に進む人口減少や超高齢化に伴い、これから行政が取り組むべき課題は山積しております。先ほど議員にも言うただけのように、私はまず誰一人取り残さないことを根本姿勢として、市民に寄り添った細かな行政運営に取り組んでいくし、取り組んでいかなければならないと思っています。行政の本旨である行政が求めるものは、やはり地域の福祉の向上です。ですから、子供から高齢者まで、それと同時に障害の有無に関係なく、誰もが出番があり、居場所があり、社会がしっかり市民を包摂するような社会をつくっていくことがやはりこ

れから私は重要だと考えております。そういう中で、人口減少や高齢化が急速に進み、まずは社会の担い手が確実に減っています。健全な地域社会を維持していくためには、元気な高齢者をまず増やし、社会的に参加してもらわなければならないという社会が確実に訪れていますし、訪れるだろうと思っています。

まずは、医療、介護の連携を進めながら、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して住み続けられるような地域包括ケアシステムをより一層推進させることが重要であると思っています。そのためには、高齢者の健康寿命の延伸に向けて、痴呆予防、そして介護予防をしっかりと強化をすると同時に、やはり居場所、そして出番をいかに創出していくかということが大切だと思っています。そして、健康長寿の社会を実現していかなければならないと思っています。

一方、子育ての支援の面においては、社会の宝である子供たちをやはり地域全体で育てるといふ思い、私はもっと踏み込んだ言い方をしておりますけれども、子供を扶養することを社会全体で支援することは、将来の健全な地域社会をつくるための投資であると。今現在そのために小中学校の学校給食の無償化、あるいは高校生までの医療費無償化の実現など、子供が安心して健やかに成長できるようなまず体制を構築しております。これは、やはり将来の健全な地域のための投資だと私は思っています。

そして、今後この地域において、親への経済的支援だけではなく、これから核家族化がどんどん、どんどん進んで、共稼ぎなどにより、家庭における教育の低下が懸念される。子供に親が構っていられる時間が今共稼ぎでどんどん、どんどん少なくなっていることは、これは確かなんです。その後いかに、子供の価値観や基本的な人格形成の時期に、これからどんどん、どんどんやはり地域が関わっていかなきゃいけない。その一つの取組に、先ほど成田議員が言った子供と一緒に親子で立佞武多、それによって子供はまた来年も出たいとか、今年も出るという気持ちになってくれるんです。そして、キッズフェスタ、そういうものをもって、地域に対する子供たちの愛着、思いを醸成しながら、このまちから出ていったとしても、いずれはまた帰ってきたいとか、やはりこのまちに住み続けたいと思えるような子供たちを一人でも多く育てていきたいというのが、これからの経済的支援のみならず、そういうような支援、取組をしっかりとしていきたいと思っています。

そして、2つ目、地域の特色を生かした経済活動の活性化についてです。これは言うまでもなく、地域の基幹産業はまずは第1次産業です。この第1次産業も、まず取り巻く環境は非常に厳しいです。当然今従事している農家の方々が高齢化、そして後継者不足、それを踏まえながらどうしていくか。でも、そういう面もありながら、稲作農家の

若いグループ、あるいはリングの若いグループが今できているんです。確実に自分たちがこの地域の中で協力しながらやっとうと、個々ではなく協力しながらやっとうと。稲作だけは一緒に協力しながら、大規模の農業に取り組んでいこうとか、そういうものを踏まえながら、やはりしっかりと行政がそれをバックアップ、支援すると。そのためにも、今長富の区画整理を行っていますけれども、その区画整理そのものも、若い人たちのAIを利用したのものに取り組むような農業をやっばりバックアップするということが根底にありますので、そういう意味ではこれからそういうものをバックアップしながら地域の農業を守っていかなければならない。

そして、新規就農者も生まれてきております。そして、できる限り稲作のみならず、高収益の野菜に転換を図りながら、農業の経営の安定化というものをどうつくっていくかということは、これはやはり行政も一緒になって考えながら、支援をしていくというような行政をつくって、農業行政をつくっていきたいと思っております。その辺よろしくお願いをいたします。

それと同時に、作ったものを、やはり物販の販売をしなければいけないと。そのために、五所川原でやっているホコ天マルシェ、あるいは市浦のグルメカーニバル、そして金木のうまいもんフェスタ in かなぎ、こういうものを利用しながら、どんどん、どんどん外に向けてのアピールをしながら、しっかりと域内の経済の活性化、そして市の産品等をPRする、そしてそれに取り組む人材をやはり育てていきたいし、そうやってきております。

そういう意味で、これを含めながら、県外に発信する要であるふるさと納税、これはなかなか、今これから厳しくなると思っておりますけれども、現時点では9億5,000万円、昨年と同様のふるさと納税をいただいております。ふるさと納税に対して、やはり自分たちでそれに対して出品をしたいとか、そういう魅力的なものを作りたいというような事業者が出てきております。これが一つの新たな事業者のなりわいづくりにつながっていることも確かでありますし、しっかりと販売戦略を立てながら、生産者の所得の向上につながるようななりわいづくりを進めてまいりたいと思っております。

その1点として、これは宣伝になるんですけども、今月の22日、23日、エルムのエルムホールを借りて、五所川原市の地域物産振興課が担当をして、五所川原ふるさと新商品フェアという、1年間でできた新しい商品をお披露目しながら販売をするというフェアをやります。これには、9事業所、12品目が出展されますので、できればどうぞ皆様方も一度足を運んでいただきたいと思っております。このような取組を通しながら、まずは市民に寄り添った福祉の充実と地域の特色を生かした経済の活性化に努めてまい

りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほかは、先ほど言いましたように、詳細の質問については担当部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それでは、私のほうからは、超高齢化社会への課題の対応についてまずお答えをいたします。

先ほど市長からもお話あったとおり、高齢者支援の面においては、介護予防、医療、生活支援などの包括的に確保される地域包括ケアシステムを一層推進することが重要と考えております。具体的に言いますと、まず医療と介護の連携による病後ケア体制の構築、それから通いの場など的高齢者の居場所づくり、アクティブシニアポイントを活用した生きがいづくり、高齢者個々の状況に即した介護予防事業及び生活支援事業の実施などが重要であると考えております。

また、現在休止しております買物支援としての移動販売につきましては、一日も早く再開できるように関係事業所と折衝を行っております。

それから、子育て支援の面につきましては、先ほど市長からありましたとおり、給食費無償化、高校生までの医療費無償化、これらを今後も継続して実施していくとともに、令和6年度からは県の学校給食無償化と子育て支援市町村交付金の活用も視野に入れながら、さらなる子育て支援策の充実に努めてまいります。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 それでは、経済活動の活性化について、まず1次産業における人手不足の対策についてお答えいたします。

市では、農家の高齢化や担い手不足による労働力不足解消のためにはスマート農業の普及が必要と考え、推進を図っております。G N S S基地局の補正電波を活用するスマート農業機械の導入経費の一部を令和5年度までに19経営体に対して助成をしております。そのスマート農業機械を有効に活用できるよう、長富地区においては大区画の県営圃場整備事業が実施されており、県、土地改良区と連携して、事業の早期完了を目指しております。

また、新規就農者定着のために実施している支援事業では、本年度の採択件数は3経営体で、この事業を開始した平成24年度からの合計では73経営体を支援しております。そして、農作業の人手不足対策に関しては、J Aで行っている無料職業紹介事業や農家

自らが働き手をSNSで探す手段が活用されています。また、今年度市で開催した新規就農者交流会の意見交換では、人材派遣会社やハローワークの利用、農業者同士のネットワークで人材確保するなどの意見がありました。今後も農家の意見を直接聞きながら、こういった情報を広くお知らせするなど解決に向けて取り組んでまいります。

次に、親子de立佞武多への今後の支援についてお答えします。親子で参加できる親子de立佞武多は、五所川原商工会議所青年部、五所川原青年会議所の共催の下、子供たちが祭りに参加しやすい環境をつくり、次世代に祭りを引き継ぐために始まったもので、4回目となる今年も開催に向け準備を進めております。次世代を担う子供たちが祭りを通じて地域に関わることで、子供たち自身の思いや心を育む取組につながるため、これからの五所川原立佞武多の開催に向けて、運営委員会への支援を継続してまいります。

次に、民泊、宿泊施設に関して、新たに創業する方への市の支援策についてお答えいたします。創業、起業を希望する方は、その構想、企画の段階から様々な悩み事を抱えていると思います。これらの相談先としてごしょがわら圏域創業相談ルームを開催しており、県内の創業等について支援を行う公益財団法人21あおもりに所属している専門家よりアドバイスを受けることができます。このほか、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の特別措置を設けており、事業者の規模にもよりますが、旅館業の設備投資で取得価格が500万円以上のものについて、固定資産税が3年間免除となります。

最後に、猛暑や大雨など自然災害による農業者の減収対策、支援についてお答えいたします。令和4年8月の豪雨災害時には、被害を受けた作物の生産にかかった経費の助成事業を実施したところでありますが、農業経営には自然災害や農産物価格の下落といったリスクが付きまとうことから、農業者自らがセーフティーネットに加入し、リスクに対して備えなければならないと考えております。このことから、令和4年度から農業経営収入保険への加入を促進するため、保険方式の保険料部分の2分の1を助成しているところであります。今後においても、収入保険などセーフティーネットの重要性、必要性について啓発をしてまいります。

以上です。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。それでは、再質問ということでございまして、まず1点目の市民に寄り添った福祉の充実でありますけれども、やはり地元、市浦地区もかなり高齢者が増えておりまして、ぜひともそれに対する支援をしていた

だきたいというのが実情でございます。先ほど福祉部長のほうから答弁がありましたアクティブシニアポイント事業の推進ということで、これ議案説明会の際に木村慶憲議員も質問されて、そういう事業名とかも、私も正直恥ずかしながら分からなかったものですからあれなんですけれども、一般の方々も、結構覚えている方はいるんでしょうけれども、なかなか分からない方も多分多いと思います。これは、行政のほうでぜひ周知していただいて、こういうのをやればこういうポイントがもらえるだとか、そういうのを活用してやる気を出させていただくということで、ぜひこういうのを周知していただけるようお願い申し上げます。これは、答弁は大丈夫です。

そして、2つ目の地域の特色を生かした経済活動についてですけれども、担い手不足を解消するというので、スマート農業の推進ということで、GPSから何からということで、いろいろ行政のほうもやっておりますけれども、本当に人がいないということで、将来はやはりこういうのを活用していかないと仕事ができないということにならざるを得ないと思います。ぜひ農家の方々の軽減を図って、行政のほうもそういうふうに支援していただけるようお願い申し上げます。これも答弁は結構でございます。

もう一つが観光面になるんですけれども、親子de立佞武多、私も今回参加させていただいて、久々の、コロナ禍明けということでございまして、たまたま知り合いの方もおられたので、ちょっと話になったんですが、すごくいい事業だと。これは、青年会議所さんが主体となってやられておられますけれども、ぜひこれも市のほうでそういう支援をして、継続していただければ、我々もまだ小さい子供がいるしというお話をされていました。私もまだ小さい子供がいるのであれなんですけれども、やっぱりこういう交流の場が大事だと思いますので、なかなか3年、4年、そういうのがなくて、ぜひこれを継続して、また五所川原の活性化につなげられればと思いますので、これも何とか支援の継続のほどをよろしくお願い申し上げます。

もう一つ、観光面で、民泊、宿泊施設なんですけれども、ちょっと前の新聞報道になるんですが、外国人の観光客がかなり青森県は増えていると、特に中国人の方が増えているということで、いろいろ宿泊施設が少ないとか、足りないとか、そういう感じの報道をなされていました。ただ、五所川原市も立佞武多やら、コロナ禍明けでそういう人たちがまた来る可能性も大きいと思いますので、ぜひそういう宿泊施設、民泊、いろいろ行政からも支援をしていただいて、観光客を増やすということで、私からはお願いを申し上げます。これも答弁は結構でございます。

あと最後に、農家の支援でございます。これは、自然災害という面でちょっと質問させていただいたわけなんですけれども、本当に近年自然災害、特にこっちは大雨が多いとい

うことをございまして、施政方針にも書かれていましたけれども、一昨年かなり被害が出ました。特にこの旧市内も大雨で水田がもう駄目になったりとか、そういうのがあったんですけれども、施政方針に書かれてあるとおり、収入保険ももちろんなんです、これはまた話があればなんですけれども、数年前にお隣、つがる市さんでも米価下落であるとか、そういう災害があったときにいろいろ、例えば土地改良費、水利代を助成したとかという、そういうニュース報道等もありました。ちょっとこの点だけ1つ質問なんですけれども、当市でも例えば、収入保険ももちろんなんでしょうけれども、そういうのをまた助成するとか、今後もし災害があった場合にそういうお考えがあるのか。再質問ということでお伺いいたします。この点だけよろしくお願ひします。

○木村清一議長 副市長。

○一戸治孝副市長 個々の農家については、やはり災害、それから価格の下落時でもしっかりと補償してくれる収入保険制度、ここはしっかりとまず入っていただかなきゃいけないということは、この間の新規就農者の交流会の中でも、私のほうからも新規就農者の皆さんにお願ひをし、みんなもここは当然だなというふうにならずいておられました。災害時の例えば土地改良区も含めたそういうものについては、当然保険というものはないわけですので、そこは状況を見ながら、各団体等と協議しながら、できることをしていくという臨機応変の対応になっていくのではないかなというふうに考えておりますので、そこは御理解をいただければと思います。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。最後のあれなんであれなんですけれども、先ほど副市長がおっしゃられました。その場の状況においてぜひ検討していただいて、農家の方々を助けるという意味で、またそういう問題があったらお願ひしたいと思ひますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

私の質問は以上であります。ありがとうございます。

○木村清一議長 以上をもって成田和美議員の質問を終了いたします。

これにて代表質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時02分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 一般質問

○木村 博副議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、5番、高橋美奈議員の質問を許可いたします。5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 自民公明クラブの高橋美奈です。令和6年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。今回は、立佞武多の館大規模改修についてと部活動の地域移行について質問させていただきます。

立佞武多の館は、市民が誇る郷土の伝統文化である立佞武多の保存や伝承を図るとともに、観光、市民交流の拠点としてにぎわいを創出し、中心市街地活性化の促進を目的に平成16年4月に開館しました。開館してから19年間で220万人以上が訪れる五所川原市のシンボルとも言える拠点施設となっております。

しかし、数年前から空調設備の不調や天井部分からの雨漏りなど建物の老朽化が目立ち、令和4年度に調査、基本設計を実施したところ、概算改修費が約20億円かかるということでした。その当時の代表者質問の答弁では、想定を大幅に超える金額が示され、工期も複数年にまたがることが判明しました。加えて、近年の物流の遅延、円安や建築資材の高騰など、現在の情勢を考慮した結果、令和5年度からの工事は着手せず、大規模改修事業の時期について精査する結論に至りました。破損、故障している部分については、その都度修繕を行い、大規模改修事業の時期については、物価の推移や市の財政状況を見極めながら工事着手時期等を検討してまいりますと部長が答弁されています。

そして、今年の令和6年1月17日の臨時議会で、議員に対しての説明会の中で、立佞武多の館リニューアル基本計画案が示されました。その内容が長寿命化を図るための改修工事のほかに、4階のフロアに乳幼児から高校生までの子供を対象とした広場や居場所のスペースを設けるという計画が出され、建物の改修以外の部分に私は疑問を感じた次第です。その疑問を踏まえ、質問に入らせていただきます。

まず、質問の1点目です。立佞武多の館大規模改修に至るまでの経緯と今後の工事計画についてです。現在提案されている立佞武多の館大規模改修工事は、いつ頃から検討を始めたのか、また今後の工事計画について伺います。

質問要旨の2点目です。休館中の対応についてお伺いします。館の施設休館中の五所川原立佞武多祭りの開催についてはどのような計画なのか、また現在働いている施設従

業員の雇用はどのように考えているのか、さらには現在練習室などを定期的に利用しているはやしの団体や吹奏楽などの団体の練習場所確保について、どのように市で計画しているのかお伺いいたします。

質問要旨の3つ目です。リニューアル後についてお伺いします。立佞武多の館がリニューアルした後の施設の管理はどのように計画しているのかお伺いいたします。

続いて、質問の2つ目に移ります。部活動の地域移行についてです。この地域移行については、12月議会で外崎議員が質問されておりますが、立佞武多の館の改修に伴い、吹奏楽など文科系部活動も地域移行が早急の課題であると再認識したため、私からも質問させていただきます。現在検討委員会が設置されていると思いますが、会議の開催数と会議の内容についてお伺いいたします。

質問要旨の2点目です。今後どのようなスケジュールで地域移行を進めるのか、またその方針についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。誠意ある御答弁をお願いします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 それでは、立佞武多の館に関してお答えします。

大規模改修の工事の実施時期、工事の検討時期であります。建物や設備の老朽化のため、空調の不具合や雨漏り等の発生が顕著になってきたことにより、小破修繕では対応し切れなくなってきたことから、令和3年度に設計を計画し、令和4年度に基本設計を実施いたしました。

基本設計の劣化度調査の結果を基に設計業者が概算改修費を算出したところ、約20億円と高額となったこと、また練習室や会議室が利用率の観点から十分に活用されていない状況にあったため、複合的な公共施設としての活用について検討の必要があると判断し、令和5年度からの実施設計を延期した経緯がございます。

その後、施設の有効活用、駐車場の問題など庁内で検討を行い、10月に副市長を会長とし、新たなニーズに対応した施設機能を加えるために、関係部課の長で構成する立佞武多の館リニューアル庁内検討会議を立ち上げ、リニューアル計画案を策定しましたが、その過程で工事の実施時期についても検討したものであります。

次に、今後の工事計画についてお答えいたします。実施設計につきましては、建設時の設計と昨年度に基本設計を実施した設計業者と先般契約を締結しております。また、立佞武多の館大規模改修工事は、実施設計の段階から工事施工予定業者が技術協力という形で参画するE C I方式を採用し、工事施工予定業者を選定するため、現在立佞武多

の館大規模改修工事に係る施工予定者選定プロポーザルの申請受付中であります。

今後は、今月中に施工予定者を選定し、4月上旬に技術協力業務について契約締結する予定となっております。その後、実施設計完了までに施工予定業者と工事費等を交渉し、交渉が成立すれば仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約となります。空調をはじめ、更新する機器の製作に時間を要することが見込まれるため、令和6年度中に工事請負契約を締結し、部材の発注など工事準備を行い、令和7年度に改修工事に着手し、令和8年度中の完成を目指します。

次に、施設休館中の対応についてお答えいたします。五所川原立佞武多の開催につきましては、休館中でも立佞武多の出し入れが可能となるよう調整を行い、祭りを開催することを予定しております。

次に、指定管理者が雇用している施設従業員に関してです。指定管理者は、公募により期間を定めて協定を締結しており、現在の指定管理期間は令和4年度から令和6年度までの3年間となっております。市といたしましては、希望する方には指定管理者、ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、再就職の支援に努めてまいります。

なお、工事完了後の指定管理につきましては、従業員の確保に時間を要すると思われるので、営業再開時期を見定め、公募の時期を早めるなど対策を行います。

そして、日常的に施設を利用する団体についてですが、休館中は立入りができない状況となることから、市としても協力しながら代替施設の確保について検討してまいります。

そして、立佞武多の館リニューアル後の施設管理者についてお答えいたします。立佞武多の館や産直メロス、道の駅など収益が上がる見込みのある施設の指定管理者については、原則公募としており、立佞武多の館も工事後の営業再開に合わせ公募を行う予定です。その後、審査と議会の同意を経て決定した指定管理者と期間を定めて協定を締結することになります。従業員の確保や研修、旅行会社からの予約受付などの必要があるため、工事の完成時期を見定めた上で、早期に公募することを検討しております。

以上です。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、検討委員会の開催数と会議の内容についてお答えいたします。

令和5年5月と11月の2回検討委員会を開催しております。会議の内容ですが、現在の市内中学校部活動の状況及び指導者数の把握を行い、指導者、練習場所をどのように

確保していくかなどの問題点を整理し、中学校部活動地域移行推進計画案の作成のため、協議をしているところでございます。

また、続いて今後のスケジュールと方針についてお答えいたします。まず、教育委員会としての方針でございますが、国の方針に基づきまして、地域移行の受入れ態勢が整った部活動から、令和8年度を目途として休日の部活動の地域移行を目指してまいります。

次に、スケジュールについてです。令和5年度から3年計画としており、先ほども説明いたしましたが、令和5年度は検討委員会の設置や推進計画案策定に向けての協議、検討を行っております。令和6年度は、検討委員会でさらに協議、検討し、推進計画を策定し、その後同計画を学校及び生徒保護者へ周知するとともに、地域移行を目指す部活動の協議等を順次行っていくこととしております。令和7年度には、協議が済んだ部活動から順次地域移行を開始し、まだ協議が済んでいない部活動の継続協議を行うこととしております。いずれにいたしましても、教師や生徒及び保護者にとってよりよい部活動の地域移行に向けて、協議、検討してまいります。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 答弁ありがとうございました。ここからは、一問一答方式で再質問に入らせていただきます。

まず、1問目の部分の再質問ですが、令和5年度の工事着手は延期したはずですが、なのに、また結局工事を始めるという計画をすることになりました。代表者質問での答弁の時点では、施設の利用率の話は出ていなかったように思います。後からの理由づけのようにも聞こえるので、確認させていただきますが、施設の利用率が低くて十分に利用されていないということですが、例えば中央公民館、市民学習情報センターなど、貸室がある施設に比べて著しく低い利用率なのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 答弁。

経済部長。

○川浪 治経済部長 申し訳ございません。中央公民館などと比較した資料は、今現在手持ちにはございませんので。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 先ほどの答弁内容にあったので、確認させていただいた次第でございます。後ほど、今の質問の間にもし分かれば、答弁のほうをお願いいたします。

リニューアル案の中に、利用率を踏まえて4階と5階のフロアがリニューアルされるということですが、その計画の内容についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えします。

リニューアル計画の内容についてであります。立佞武多の館のリニューアルは、開館から19年が経過し、施設全体の老朽化が進んでおりますことや、社会情勢の変化によりまして公共施設に求められるニーズが年々変化してきている状況で、必要な施設の改修と新たなニーズに対応した施設機能を付与することにより、立佞武多の保存及び伝承に加え、立佞武多の館を新たな観光、市民交流の拠点施設として再生させ、さらなるにぎわいを創出することを目的としております。

具体的には、老朽化した施設、設備を全面的に修繕、更新するほか、立佞武多を制作、展示するただ一つの施設としてさらなる魅力の向上を図るとともに、観光客だけでなく、世代を超えて市民が交流できるコミュニティを体験できる交流拠点として新たな利活用を促進するつもりでおります。特に4階フロアについては、乳幼児から中高校生までの子供を対象とした交流の場とすることによりまして、施設の有効活用を図ることとしております。

また、年間を通して圏域の観光情報を広く発信するほか、地域コミュニティの拠点施設として住民生活に密着した情報を発信するなど、情報発信機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 4階フロアの乳幼児を対象とした機能の部分についてですが、計画では練習室の1部屋をリニューアルして、室内遊具などを設置した広場を計画しているようですが、既にそういった市が実施している乳幼児を対象とした事業について、現在の状況や実績をお伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

現在市では、子育て親子を地域で支える子育てひろばを保育所、認定こども園、それから市中央公民館、市立図書館で開設しております。子育て中の保護者と2歳までの子供たちが気軽に打ち解けた雰囲気の中で交流する場を提供しておりまして、年間延べ2,500組の親子が利用しております。

以上です。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今の年度でいきますと、令和5年度の部分での市の予算として、そういった事業に対して2,000万円ほど、既に予算を割り振りしてある状況で、令和6年

度もその事業自体は継続していくはずですが。今現在やっている事業との差は何なんですか。今現在は、2歳までを対象にして乳幼児の施設を拠点事業として実施していると思うんですけども、立佞武多の館に設置する予定の部屋に関しては、その事業との違いはどのような点なのかお伺いします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

基本的には、子育て中の保護者と2歳までの子供たちが気軽に打ち解けた雰囲気の中で交流するということと、あともう一点といたしましては、子供の居場所づくりといたしまして、中高校生が人との交流、社会とのつながりを生み出す場を提供して、中高生の居場所づくりを計画してございます。

以上です。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今計画している乳幼児を対象とした機能の部分に関してなんですけれども、こちら今実施しているのは保育所だったり、NPO法人だったりに委託して実施しているので、実施できていると思うんですけども、立佞武多の館に設置したときに管理は誰がやる予定なのかお伺いします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それにつきましては、今検討中でございます。まだ今のところは確定しておりません。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 検討中ということなんですけれども、ゼロ歳児から6歳までの未就学児が同じ空間で伸び伸び遊べるほどのスペースがあ部屋で確保できるのかというのがすごく疑問に思うんですけども、それは計画の中で確保できると進めているんでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 2部屋ございますので、確保はできると思いますが、実施の形態については今後検討してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今計画している2部屋というのは、1部屋は乳幼児のためのスペースで、もう1部屋がたしか中高生の居場所というふうに聞いていると思うんですけども、その1部屋の中で本当にまだおむつをはいている歩けない赤ちゃんと、走り回る6歳の子たちが同じ空間で、室内遊具があって、どういうふうに小さなスペースで遊べ

るのかなというの、私の中ではイメージが湧かないんです。そこに子供連れの親子がいるということは、例えば授乳スペースだったり、おむつの交換場所だったりも必要だと思うんですけども、その辺のスペースについては現状どのようにお考えでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 議員御指摘のとおり、そういうおむつを替える場所とか、そういうことも必要かと思えます。やはりこれらについては、今後検討していきたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、これから検討するということは、その部屋の中にそういうスペースができるのか、もしくは別な場所に設置するのもまだ決まっていないということよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 そのとおりでございます。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 その乳幼児のスペースのほかにも、中高生の居場所ということで検討されている部屋もあると思うんですけども、そこに関しては放課後、中高生が学校帰りだったり、自宅に帰ってから気軽に寄れるようなスペースという場所で考えているようですが、日中に関してはどのようにお考えか、お伺いします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 基本的には放課後なんでしょうけれども、やはり日中例えば不登校の児童生徒とか、そういう集いの場も想定しております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 不登校の子も対象にしたということなんですけれども、不登校の子を観光施設に通わせるというか、通うような事業内容で本当に果たして合っているかどうか、私はすごく疑問に思います。

また、小さなスペースで本当に子供たちが走り回っていられるのかどうか。外に出て階段から下りたり、上がったという、そういう子供たちも出てくるという懸念もあります。天気が悪いから、例えば外で遊ばせる場所がないから室内で遊ばせるために、そういう場所を提供しようという市の考えは非常にいいとは思いますが、それが本当に立佞武多の館なのかどうかというのは、本当に私は疑問にしか思っておりません。

また、近くの駐車場も整備、計画されていると思うんですけども、外で遊べるときは菊ヶ丘公園とか、大きい公園に行って遊ばばいいと思うんですけども、悪天候のと

きに立佞武多の館に荷物を持って、小さい子供を連れて、道路を渡って4階まで遊びに来るのか。多分市民が描いている室内の遊び場というのは、もっと大きいスペースに大きい遊具があって、そういうことをイメージしていると思います。今考えているその場所の中で、果たしてそういうのが実現できるのかというのも非常に私は疑問でしかありません。ショッピングセンターとかエルムの街であれば、買物ついでとか、お母さんたち、お父さんたちも用事を足したりできるというのはありますけれども、ショッピングセンターじゃない観光施設に子供たちの広場を設ける意味というのが、本当に私は疑問でしかありません。

また、高齢者向けの事業も計画しているはずですが、5階の部分の高齢者向けの事業の内容についてお伺いします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 5階のスペースでございまして、通常、貸室ということですが、それ以外に高齢者向けの事業等を開催しまして、高齢者の社会参加の機会を提供することとしております。現時点では、物忘れ検診、認知症カフェのほか高齢者の居場所づくり等、高齢者を含む市民の健康づくりに資する事業の実施について検討しております。

以上です。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 立佞武多の館の5階にそういった場所をつくるという答弁でしたけれども、今現状で生き活きセンターや川倉の湯っこ、そしてまだ開業できていませんけれども、何億円もかけて最近建設した市浦のにこにこ温泉、健康増進施設などもあると思うんですけれども、そこは利用しないで、館のほうにそういう事業を集中させるという考えでよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それに集中させるということではなくて、やはり併用するということを検討してございます。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 現状でその建物自体は、利用率がもう100%を超えていて、そこでは実施できないので、館にもそういうスペースを設けるというふうなイメージなんですか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 5階のスペースにつきましては、あくまで貸室で提供するというこ

とで、その合間に高齢者の事業を入れるというイメージでございます。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 現在利用率が低いと言っているのに、そういった方向性で果たして利用率が上がるのかということも非常に疑問に思います。

リニューアル案に対してパブリックコメントを実施したと思いますけれども、件数や内容について、どのような結果だったのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えします。

パブリックコメントの実施結果についてでありますけれども、立佞武多の館リニューアル基本計画（案）に対するパブリックコメントは、令和6年1月11日から2月9日までの期間実施し、17の個人、団体の皆様から延べで96件の意見をいただいたところです。いただいた意見の主な内容の内訳は、4階の（仮称）子どもの居場所及び子どもの広場に関するものが23件、計画全体に関するものが10件、立佞武多展示室に関するものが10件、はやし団体、ブラスバンドの練習場所に関するものが9件、6階展望ラウンジに関するものが8件などとなっております。今後、いただいた意見を参考に、リニューアル検討会議において年度内を目途に基本計画を策定し、改修工事の設計に反映してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 約1か月間のパブリックコメントの実施で96件もあったということで、この件数でも館の改修に非常に市民が興味あることが示されています。興味というか、不安とか、そういったものも非常に多分この内容にあったのではないかなというふうに予想しております。

そうすれば、次に質問の2点目の休館中の対応のほうに移らせていただきます。休館中についても祭りを実施する方向だというお話でしたが、休館中の令和7年度、令和8年度も含めてですけれども、新作については制作しないのかどうかお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 新作の立佞武多の制作につきましては、工事の状況等も勘案しながら検討してまいりたいと思います。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 現在働いている職員や利用している団体が、まずこの館の休館に関して初めてニュースで知ったという方が非常に多くて、市長がニュースで記者発表する前に、事前に市から職員や利用団体に対しての説明はなかったのかお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 館の休館等に関しましては、市のほうで基本計画案を策定し、パブリックコメントを始める前に指定管理者のほうにお伝えをしております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 私が聞いたところ、利用団体の関係者の職員もニュースで初めて知ったという方がほとんどでした。まず、そういったことを聞いても、利用者が非常に置き去りにされているのではないかというふうに不安を感じました。今まで専門的な実績とか知識を積んできた職員が、1年間別な仕事をして、また戻ってくるとお考えですか。そもそも指定管理者が決まっていない状況で、戻ってくる環境があるかどうか分からない状況で、今働いている人たちは不安でしかないと思います。その辺に関して市ではどのようにお考えでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今現在の従業員に関しましては、指定管理者との雇用契約を結んでいるものであり、市として保障するとか、そういったことはできませんが、再就職を希望する方には支援のほうをしていきたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 指定管理者が雇用している職員だからというふうな考え方というのは分かりました。

今館に関しては、市内の小学校の親子レクだったり、イベントでも練習室を活用していたと思うんですけども、そのような部屋がなくなると思うんですけども、もう団体を受け入れる意向はないのかどうかお伺いします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 例えばおはやしですとか吹奏楽に関しましては、市の施設で代替施設がないか、今現在検討しているところであります。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 その部分ではなくて、立佞武多の館に親子レクで館の展示室を見に行ったりというイベントだったり、そういった親子レクで行っている学校さんも、学年もあつたりするんです。行ったときにうちわ作りをしたりですとか、何か手作りの制作体験をする場が今まであったんですけども、そういった場所は今の計画されている練習室だったりです。今まで実施していたと思うんですけども、そういった授業を行う際にどこを利用するのかという質問です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 5階の体験室を利用した授業でありますとか、そういったことに関しては、休館中は残念ながら代替施設というものはございません。

それから、先ほどの利用率のことですが、中央公民館のほうの資料はちょっと準備できませんが、館の貸室の利用率についてお答えいたします。令和4年度の実績で、練習室の1が9.4%、練習室の2が14.1%、会議室の1が10.1%、会議室の2が5.6%となっております。これは、時間単位で割り出した数字であります。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 それは、ほかのそういう貸室がある施設に対して、極端に低いということではよろしいのでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 そこは、比較をしておりません。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 利用率が低いから、そういった広場にしたりするという案が出たはずなので、そこが分からないというのはちょっとおかしいんじゃないかと思います。

そうすれば、利用団体の一つに西北ジュニアウインドブラスという吹奏楽の団体があります。この団体は、小学校3年生から6年生までの子供たちが所属して、今やイベントにも引っ張りだこで、東北大会出場の実績もあるすばらしい団体です。今は、4階の子育てひろばに代わると言われている練習室で土日を中心に、近隣市町から子供と保護者、そしてボランティアで指導してくださる地域の方や吹奏楽関係者が集まって練習しています。近隣市町からのアクセスもよく、集まりやすいということでした。そして、楽器もメンテナンスが必要なんですけれども、何とメンテナンスを館の館長がしてくれているという話も聞いて、本当にすばらしいコミュニティがそこで生まれているというふうに関心しました。

市長が施政方針の中で、地域でつながり支え合う、言わば互助の精神を持つことが不可欠だと確信していると述べています。もうそこにはその関係性が構築されていて、今それが市の突発的な考えにより壊される可能性があります。市として、休館中や今後の利用施設の提案はどのように考えているのかお伺いします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 この立佞武多の館に関しては、まず観光施設のみの施設ではないということの認識を持っていただきたいと思います。あくまでも条例上では、これは交流の場でもあるということを前提にして考えていただきたいと思います。その上で、私も子育てのステップ、あるいはあづま〜るなどの、あとは高校生とも交流を持たせて、いろ

んな意見を聞いております。その場で、やはり中心街の中に簡単に集まれる場が欲しいと。特に子供の遊び場、そして高校生もそういうような場が欲しいといういろいろな意見を聞いておりますので、この改修に当たって検討委員会で検討しておりますけれども、私も立佞武多の館そのものを、観光施設と同時に市民のより多くが交流をし及び逆に交流の経験をできる場にということを考えておりますので、これからいろいろな検討委員会の中でも議論になると思いますが、今日も今高橋議員の意見を、いろいろな意見を聞きながら、最終的にキャパが少ないんです、全体のキャパが。構造上、柱を取って改修することができません。ですから、今ある部屋をいかに機能的にいろいろな市民が使えるかということに立ち返って考えていきたいと思っておりますので、その辺はお互いに意見が相違するかも分かりませんが、私自身はそういう考え方を持っています。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 市長の考えはよく分かりました。ただ、今練習室で使っているスペースがなくなることで、例えばはやしの練習だったり、そこで市民が交流しているわけです。先ほども午前中の代表者質問の答弁でもありましたけれども、親子で立佞武多とか、そういったのに参加する子供たちが、じゃどこで練習するんでしょう。立佞武多の館があるんだから、はやしだってそこで練習すればいいと思いますし、そういった交流の拠点としても考えるべきじゃないかと思えます。

この西北ジュニアウインドブラスに関しましては、練習場所がなくなるということで、今つがる市さんから、ここを使ってもいいよという話があるそうですけれども、今実際に五所川原で練習しているその団体がつがる市に移るのは、私はどうなのかなというふうに考えています。

質問の要旨の3つ目に移ります。リニューアル後に関してなんですけれども、先ほどの答弁の中で、年間を通して圏域の観光情報を広く発信するほか、地域コミュニティの拠点施設として住民生活に密着した情報を発信する等、情報発信機能の強化を図ってまいりますというような内容があったと思うんですけれども、情報の発信機能の強化とは具体的にどういうことなんでしょうか。テレビ局やラジオ局でも入るのかなと思ったので、そこら辺御答弁をお願いします。

○木村 博副議長 答弁。

財政部長。

○三橋大輔財政部長 先ほどの私の答弁の中で、リニューアルの内訳といいますか、内容に関して、情報発信機能の強化が必要だということを申し上げております。基本計画の中では、その圏域の中央にある2市4町の枠組みの中での中心市でもあります、定住自

立圏の。そういったことで、交通の利便のいい箇所にそういった行政情報、防災情報、それからコミュニティの情報といったものを発信する拠点、それはSNSとか、ユーチューブとか、そういうこともあるかもしれませんが、立佞武多の館の地の利を活用して情報発信に努めていくということも、このリニューアルの大きな目玉の一つになるのかなというふうに考えております。具体的な内容に関しては、今後検討していくことになるかと思えます。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 リニューアル後の施設の管理に関して公募をするということですが、早期に公募することを検討するという答弁をされているんですけども、具体的にいつ公募を実施する予定なのか、まだ何も決まっていらないのでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 それにつきましては、今後詰めていく予定となっております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今日館の改修に関して質問した内容以外にも多くの不安や疑問が残ります。そして、答弁も検討します、計画しますということが多くて、議論が全然尽くされていないまま計画を発表しているというのが、非常に順番がおかしいのではないのでしょうか。利用者を置き去りにした計画案を公表してしまう進め方はどうなのかというふうに疑問に思いますが、その辺に関してはどう思うかお伺いします。

○木村 博副議長 副市長。

○一戸治孝副市長 ちょっと答弁が重複する可能性もありますけれども、お答えさせていただきます。

市では、せっかくの大改修ですので、私は特に庁内横断の会議を開催させていただき、それでその中で基本計画案を取りあえず検討もさせていただいております。これは、議論が尽くされていないという御指摘でございますけれども、当然市の管理する施設でありますので、まず市としての考え方、基本計画をお示しし、それについて議論をしていただく。何もないままでどうしますかということは、市としてこれは非常に無責任であるというふうに考えますので、まずは市としての考え方を皆様にお示しをしたところがあります。幸いパブリックコメントにもたくさんの御意見を頂戴しています。議員おっしゃられた様々な団体からも当然寄せられておりますし、供用開始までまだ2年あります、令和6年、令和7年。令和8年度供用開始ということでもありますけれども、それまでの間に、例えば今議員からも御指摘がありましたとおり、課題もまだあります。詰め切れないところもありますけれども、方針としては市の重要施策でもあります子育て、

それから高齢者の方々の居場所づくり等も含めて、まずはそこで活用したいという案を計画案としてお示ししたわけですので、今後市民の皆様、それに各団体、それから議員の皆様とも、その辺のところについては課題等様々提案していただいて、しっかりとした案を詰めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 これからどういった議論が詰まっていくのかということも注視しながら、私も見守っていきたいと思います。

続いて、部活動の移行についての再質問に入らせていただきます。検討会議が設置されて、昨年2回ほど会議したということなんですけれども、その2回の会議で内容はどの辺まで詰められたんでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

2回の検討会議でまずは課題の抽出、それが一応メインとなっております、やはり現状の指導者、あとそれに代わる指導者数、それに対してあまりにも乖離があるというのが課題。あと、それぞれの部活動が地域移行した場合、特に団体競技ですけれども、団体競技ですと、複数の学校がまとまらないとそもそもチームができないような現状になっている。そうした場合に、どこの学校を拠点校とし、そこに至るまでの送迎、そういったものの問題というのがやはり2番目の課題となっております。あと、クラブ化したときに、指導者に対する報酬、そういった問題も今現状課題となっております。

以上です。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 検討会議のメンバーは、どういった構成になっているのかお伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 地域移行に向けた検討委員会の構成員についてお答えいたします。

検討委員会の構成員は、市内中学校6校の校長、西北中学校体育連盟理事長、五所川原市連合PTAの代表、五所川原市文化振興会議の会長、金木文化団体協議会の会長、五所川原市スポーツ少年団の本部長、一般財団法人五所川原市スポーツ協会専務理事、計12名から構成されております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今のメンバーを聞いたところだと、その中には現状例えばもうクラブチームをつくっている方ですとか、そういった方々は含まれていないということ

でよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 そう理解してよろしいです。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 分かりました。

そうすれば、今後のスケジュールのほうの再質問に移らせていただきます。アンケート調査を実施したということなんですけれども、アンケートの質問内容を私は確認しましたけれども、その集計結果についてはいつ頃出るんでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 まだ締切りというのがされていませので、締め切った後に一応集計の結果が出ますので、4月以降に結果のほうは出ると思います。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そのアンケート結果も参考に、今後もこの課題について私も注視していきたいと思います。

先ほど少し伝えましたけれども、検討委員会に既存の団体の、例えばサッカーでも野球でも、クラブチームとしてもう運営している団体が数多くできてきています。その団体のお話を聞いたり、団体の方も交ぜたりという、今現状運営している方の話を聞くというのはすごく大事だと思うんですけれども、そういったメンバーを増やすというか、メンバーの変更は今後検討しているのかどうかお伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 議員御提言のクラブチームの代表とか、現在クラブ化した代表に対して、検討委員のメンバーに参加していただくことを今後検討していきたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今回館の改修の件で触れた西北ジュニアウインドブラスでは、来年度から中学生まで拡大をしてメンバーを募集して、活動していくということでした。このような団体に市として、ウインドブラスに限らず、今実際クラブチームで活動している団体に対してなんですけれども、みんな駐車場の料金とか利用料金は自分たちで負担して運営しています。移行するまでの間でも、こういった自主的に団体をつくって活動している方々に対して、市として援助する予定はないのでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現状中学校まで参加するメンバーを拡充するのであれば、逆に今現

在中学校で吹奏楽部を行っている金木中学校、五所川原第一中学校、その学校を利用して、吹奏楽部の練習というのが可能になっていくのではないかと。逆に吹奏楽部の地域移行がそれによって進行していくと思われますので、そういった形でまずは学校施設の利用というのを検討していただければと思います。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 ありがとうございます。今実際に館で練習している団体も、例えば五一中ですとか、そういった場所で練習することも、もちろん考えているそうなんですけれども、どうしても日曜日はできないとか、やはり近隣から集まっている子供たちがみんな集合して練習できるのが土日しかないんです。なので、土日練習できる場として館が非常にアクセスもよく、よかったという流れだったので、今後どうしていくのかというのは、早い段階で教育委員会のほうでも地域移行が必要なのではないかと考えて今回質問させていただきました。検討する、検討すると言っているうちに、小学生の子は中学生になってしまいますし、中学生の子も高校生になってしまいます。その間に機会が失われないように、何とか検討をお願いします。

今回、立佞武多の館大規模改修の検討、部活動の地域移行について質問させていただきました。この2件の案件について、どちらも令和8年移行だったりリニューアルという計画であります。会議回数やメンバーの選定など、担当部署が違えども、どちらも並行して情報を共有しながら、スピード感を持って進めなければならない案件であります。

「子育てするなら五所川原」と市長は口では言っている反面、子供たちの活動の場や市民が自発的に行ってできたコミュニティを奪う状況になるのではないかと危機感を感じて質問させていただきました。大人の事情で子供たちの夢を壊さないでほしいです。機会を奪わないでほしいです。市長が自ら西北ジュニアウインドブラスの子供たちや親御さん、指導者の連携や練習風景をぜひ見てください。それから、もう一度計画を再考してほしいです。そのことを強く要望して、一般質問を終わらせていただきます。

副市長、部長、御答弁ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって高橋美奈議員の質問を終了いたします。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、災害対策についてであります。その第1点は、災害時の他自治体を受け入れる受援計画の策定状況についてお尋ねいたします。能登半島地震の被災地では、復旧や災害者支援に関わる自治体業務が多岐にわたり、自らが被災しながら従事す

る職員もいて、心身ともに疲労はピークに達しております。こうした現場を支えているのが全国から派遣された自治体職員であります。総務省によると、石川、富山、新潟3県の18市町村への応援のために、連日57の都道府県、政令市から派遣された1,000人以上の自治体職員が活動していると言われております。助け合いの力を発揮し、避難所運営や罹災証明書の発行業務などに当たる姿が現地に勇気を与えているに違いありません。

近年の自然災害の頻発化に伴い、自治体間連携は強化され、被災地をサポートする共助の枠組みは定着してきたと言えます。全国知事会や市区町村の災害時相互援助協定などを通じた人的派遣もあり、重層的な支援を可能にしております。今回で見えてきた新たな課題を教訓にしつつ、相互支援の取組を進化させていかなければなりません。

災害時に応援職員を受け入れる体制の整備もまた必要でありますけれども、国が市区町村に求める受援計画の策定率は何と7割を切っております。県内市区町村の策定状況は、県内では八戸市、黒石市、五所川原市、3市が未策定であります。国も全国の市町村へ策定を求めており、能登半島地震を踏まえ、自治体間の支援をより強化していくためにも、各市町村の受援計画の策定及び改善が必要かと思われまます。まず、この点、当市ではその見通しについて、どうなっているかお尋ねいたします。

第2点目は、耳で聴くハザードマップアプリの採用、普及についてお尋ねいたします。誰一人取り残さないという市長は所信表明で述べておりますが、昨年視覚障害者の方から聞いたときには、昨年ラジオから流れてきたのは、東日本大震災で亡くなった障害者の死亡率は住民全体の死亡率の何と2.5倍と言われておりますという事実であります。このことに私は、驚愕とともに大きな恐怖を感じました。災害に備え事前学習をしたくても、その方の視覚では、もう紙媒体のハザードマップを読むことができません。

また、視覚異常により、地図面の色分けによる災害リスク情報の表記は認識できない点もあり、この視覚異常は多くの弱視が抱える問題でもあります。これでは、全く情報が得られないまま、災害時のことを思うと、障害者死亡率2.5倍という現実には胸を締めつけられる思いであります。

そこで、最近知ったのが耳で聴くハザードマップであります。現在地の災害リスク情報を音声で聞けること、最寄りの避難場所へのルートも音声と方向を示す効果音で誘導してくれます。これによって地図面の問題も解決され、視覚障害者が自ら事前学習できる環境を提供していただけるのは、障害者イコール全面的な支援が入ると言われることでもあります。本当の配慮とはこのように障害者イコール自立できる環境を整えることであると思っております。

視覚障害者の中には、耳で聴くハザードマップを知ることによって、命を守るための

5分、10分早めの行動に結びつく事前学習ができたことは、心にあった恐怖を払拭できましたと述べておりました。こういった精神的な面からも、この耳で聴くハザードマップは視覚障害者にとって、とても有益なものであると思われまます。

視覚障害者を取り巻く環境は、印刷物、ウェブなどからの情報取得が困難な状況にあります。個人情報や公的な通知、命に関わる情報も人に読んでもらうしかありません。2024年4月1日から、障害者差別解消法に基づき障害者に対する合理的配慮の提供は、行政機関はもちろん、事業者においても法的義務となりますが、理解が進んでいない状況にあります。この点、耳で聴くハザードマップアプリの普及について、当市ではどのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、通告の第2点目、ふるさと納税の活用についてお尋ねいたします。第1点は、学校給食費無償化と当市のふるさと納税、県の学校給食費交付金との関係についてお伺いいたします。既に無償化を実施している五所川原市では、その財源をふるさと納税から絞り出しております。県は、小中学校の学校給食無償化を最優先にした子育て費用無償化の交付金を創設し、市町村に配分する方針を発表いたしました。全県で無償化が実現すれば、全国初の取組ですけれども、既に無償化を実施している17市町村には給食費以外の子育て経費無償化事業で経費の8割を補助するとしているため、自治体によって負担が異なるのは不公平であるとして、県内の一律の全額補助を求める声が青森市の自民公明3会派でも意見が述べられ、当市でもその声を上げるべきだというふうにして考えております。

当市は、無償化以来、ふるさと納税から約1億5,000万円の給食費無償化の事業費を計上されてきました。当市でも、新規事業もぜひやりたいが、8割を県が負担していただくことは大変ありがたいが、逆に2割五所川原市の持ち出しがあるということであれば、給食費無償化については県のほうで全県一律でやってもらえれば、その財源を新しい、新規のものに回すことができるということも考えられるので、ふるさと納税もほかに回すことができると考えられるのではないかと、このように思います。この点、当市ではどのように考えるかお尋ねいたします。

第2点は、ふるさと納税の活用と津軽鉄道の固定資産税免除、3年から1年への短縮理由についてお尋ねいたします。厳しい経営が続く津軽鉄道に対して、五所川原市が3年ごとに行ってきた固定資産税の免除措置の延長について、来年度からは1年間に限定することが発表されました。五所川原市は、津軽鉄道に対して、固定資産税480万円余りを免除する措置を20年前から行ってきていて、3年ごとに期間を延長してきましたが、市は期限が切れる来年度以降の延長については1年に限定する条例の改正案を2月15日

議会に提出し、可決されました。

1年間の延長として、その理由について、経営改善に向けた見通しが会社から示されていないためだというふうに述べています。その上で、津軽鉄道が市に提出した経営改善計画の中で、地域住民の利用拡大や観光列車の集客拡大、それにストーブ列車の乗車券の値上げなどを挙げていることについて佐々木市長は、地域での利用は主に通学に限られるほか、観光需要による収入は全体の2割に満たない、相当思い切った改革をしないと経営改善には至らないと指摘しております。そして、今後の延長については1年限定での延長で、抜本的な経営改善を行政として強く求め、地域全体で真剣に考えるきっかけにしたい、経営陣の刷新も含め、将来像が見えてくることを期待していると話しておりました。

この市の対応を見ていると、いかにも上から目線で、津軽鉄道の社会資本性の認識がなく、経営改善はおまえたちがやればいいんだと言わんばかりの話しぶりであります。この点、ふるさと納税の津軽鉄道への活用も踏まえ、改めてどのように考えているかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○小林耕正総務部長 まず、私のほうから、災害対策受援計画の策定状況についてお答えいたします。

まず、受援計画についてですけれども、平成23年の東日本大震災の際に、応援職員等の受入れをめぐる混乱が生じたことをきっかけとしまして災害対策基本法が改正され、策定は自治体の努力義務とされたものでございます。他自治体や自衛隊からの応援の受入れを円滑に実施するため、受入れの流れや必要業務を具体的に定めていく計画となっております。県内においては、公表資料のベースですが、6割の自治体が未策定となっております。当市でも現在策定には至っておりません。

策定の見通しについてであります。先ほどのように東日本大震災をきっかけにして義務化されましたが、今お話の中にもありましたとおり、先般の能登半島地震でも実際受援されております。当市におきましても職員1名、1月14日から20日までの間、住家の被害認定調査ということで派遣に出しておりました。現在、令和6年度中に策定の完了を目指して今年度から作業を進めておりますので、少々お待ちいただければと思っております。

それともう一つ、耳で聴くハザードマップアプリについてでございます。耳で聴くハザードマップですけれども、視覚に障害のある方や小さな字が読めない高齢者の方を支援するため、文字情報を音声で読み上げるアプリをスマートフォンにダウンロードすることで、ハザードマップ上の被災が想定される区域、避難場所の情報を得ることができるものだと思います。

これは、民間アプリでございまして、アプリ提供事業者によりますと、現在試験版を無料で配布しているということでございますけれども、令和6年4月からは市町村単独ではなくて、都道府県単位での有料契約、これをしなければならぬと伺っておりました。県に確認しましたところ、令和6年度に利用できるように準備を進めているとのことでございますので、その辺については情報が流れてき次第、当市におきましてもホームページ、広報等々を使いまして、障害のある方に対してアプリの普及を図れるように努めてまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 津軽鉄道株式会社に対する応援の仕方に関しての、どう思うのか、どう考えるのかということでございますけれども、私のほうからは、午前中に市長が木村議員の代表質問に対して答弁申し上げたとおり、今後の支援の在り方を検討するためには、市ではまず会社側が資金面などの経営体力や経営を継続していける組織力を総合した経営改善計画を立てる必要が不可欠であると。その後、しかるべき津軽鉄道に対する支援の在り方について広く議論すべきだという市長のお考えでありますので、私もそれと同様でございます。

ふるさと納税に関してのお話がありましたので、直接的に私のほうからお答えするのは、津軽鉄道等公共交通コースへ寄せられた寄附額についてお答えをさせていただきたいと思っております。津軽鉄道等公共交通コースは持続可能な公共交通を目指し、路線バス、鉄道、スクールバス、コミュニティバス等の多様な交通資源を活用した交通網の形成にふるさと納税を活用するため、設けられたコースでございます。

同コースへ寄せられた寄附額は、令和2年度は5,483万円、令和3年度は8,430万円、令和4年度は1億980万円となっております。また、令和5年度につきましては、令和6年1月31日時点で1億859万円となっております。

なお、これらに関しては、実際に活用される額はこれらの寄附実額から必要経費およそ2分の1を差し引いた額が充当可能な額となっております。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 給食に関してでありますけれども、新聞等で報道されておりますと

おり、このたび県が創設予定の交付金制度では、既に給食費無償化を実施している市町村について、別の子育て費用無償化事業などを実施し、その費用の8割を上限に県が補助するものと、質問者の平山議員がおっしゃったとおりでございます。令和6年度は、10月からの事業実施が見込まれ、今後具体的な制度内容が明らかにされるものと思われますので、具体的にどのような事業が実施可能かは、今後の事業詳細の説明の後に充当事業を検討していくことになるかと思えます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それでは、順次再質問させていただきます。

まず、第1点の災害対策で、受援計画、答弁ではまだ未策定だということで、令和5年度から令和6年度にかけて受援計画というのを策定していく予定なんだという答弁がございましたけれども、策定のスケジュール、具体的な内容、この点はどう検討しているのかお尋ねします。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 策定についても公表資料をベースに拝見しますと、既存の計画に位置づけているもの、それから独立して計画しているもの、またほかの計画に文書体系として定めているものとか、実際のところ様々ございます。

当市では、独立したものとして計画をつくる予定としておりました。実際に消防のほうでは、一昨年に受援のための計画策定をしておりますので、その辺も参考にしながらということで、今年度作業を進めておりました。具体的にどの辺まで進んでいるというのは、ちょっと私のほうからは申し上げにくいですが、令和6年度内には策定する予定で現在作業を進めておりました。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 五所川原市の受援計画は、他の、県外からの応援体制というのを要は組むという話ですので、ある程度計画、その中身というのは市民にもお知らせしていただけるものと期待しておりますので、全く見通しが立っていないので、そういう受援計画なんて立てられるのかなというふうにして思いますけれども、その辺の見通しというのはどうなっているのでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 受援計画でありますけれども、実践に自衛隊、それと他広域的な消防、その辺の受入れ態勢として、どのエリアに定住させるのか、またそれに対する宿泊、それと飲食、飲食は原則的には自分で持ってきますが、そのまず用地確保、それからインフラ、その辺も全部整備していくというふうな、かなり大がかりなものとなっております。

ります。ですので、市単独でこの場所に行こうというのは非常に難しいので、関係各所、特に先ほど申し上げましたとおり、当市においては消防事務組合のほうで既に策定済みでございますので、その辺を連携して策定していくということで、今ここで具体的にどこに何をどうするというのは、すみませんが、私、現在手元に資料がございませんので、まだ申し上げられませんけれども、しかるべきときには当然皆様のほうにお知らせして、受入れ態勢をしっかりと整備してまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 受援計画、受入れ態勢なので、市である程度ちゃんと把握したらば、この議会でも、市民にもお知らせできるように、早めに、令和6年度中ですので、その辺分かり次第、把握次第、内容が決まり次第、お知らせしていただきたいなと思います。

次に、第2点目の、災害の耳で聴くハザードマップのアプリの普及についてですけれども、これは県で令和6年度中にという答弁がありました。その点、これ市では県と、耳で聴くハザードマップのアプリの普及について、市の関わり方というのはどのようになるのか、そして市民の特に視覚障害者の方々に対する普及というのを具体的に、6年度中ですのでこれも、さっきの答弁を聞くと。どのように検討されているのかお尋ねします。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 先ほどの答弁の中でもお答えさせていただいておりますけれども、これ今現在は試験版ということで無償提供、フリーで提供されているそうでございます。要は、今後本格導入に向けては有料化になると、ただし有料化については、契約は都道府県単位でなければできないというふうなことで伺っておりました。ですので、県のほうに確認しましたところ、それは令和6年度から早い時期に運用できるように契約を結ぶというふうなお話伺っておりました。市のほうでは、その中に当然入り込んでいってその情報を、提供する具体的な方法について、どのような形を取るかは私、今のところシステムの中身がちょっと分かりませんので、具体的に申し上げられませんけれども、県のほうで主導でやって、当然市町村としても、協力が必要なのであれば当然のごとく協力させていただいて、その上で市民の皆さんに広く認知を図れるように周知を図っていくというふうに思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 この経費に関しても、市がこの耳で聴くハザードマップのアプリを利用するに当たって、県は民間企業との契約で有料になるんでしょうけれども、自治

体のほうで経費の部分の負担があるのであれば、一般の視覚障害者の方々が経費がかからないようにする考えでいるのかどうか、その点をお尋ねします。

○木村 博副議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 繰り返しになりますけれども、あくまで県のほうで契約するということをございますので、新年度予算に当たって、県のほうから費用負担についても求められておりませんので、あくまでも県が運用していく有料アプリに対して、市で情報を提供する形になると思っております。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 通告の第1点目の災害のことについては、能登半島での地震を目の当たりにして、いつ我が身に迫ってくるのかということがこの五所川原でも、幸いにして今までそのような大規模な災害というのは経験がないわけですがけれども、近い将来あり得ることも想定して、今質問で取り上げさせていただいた点を十分踏まえていただいて、災害に備えていきたいなと思っておりますので、明日は我が身です。1人、能登半島に派遣に出したというふうに聞いていますけれども、明日は我が身ですので、五所川原が支援をしていただかなきゃいけないような状況があるわけですから、十分その点を踏まえての災害対策にいち早く、先んじて行っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、通告の第2点目に移らせていただきますけれども、ふるさと納税の活用のことについて2点ほど質問をしましたが、まずその中での学校給食費の無償化と、県の学校給食費無償化に対する財源、これを五所川原市でどのように活用していくのかという点について、恐らく、今日の答弁とか聞いていますと、県のこの学校給食費の交付金のことについて、五所川原の場合には子育て支援事業に対して振り向けるための事業の創設、それと併せて2割負担しなきゃいけないと。例えば学校給食費、市でふるさと納税約1億5,000万円使っているわけですがけれども、これが8割しか来ないとなれば、約3,000万円ぐらいですか、持ち出し、負担が出てくるというような子育ての支援事業、これを考えなきゃいけない。また、これをうまく活用していかなきゃいけないというふうにして、何百万円ぐらいしかないような子育て事業もありますが、そうではなくて、もっと効果的な、インパクトのある、子育てに予算を使うというのは少子化対策ですので、より若い方々が子供を産み育てていく環境を整えるためのきっかけづくりをしていかなきゃいけない事業として考えられるんですけれども、この点、五所川原市では県からそういう予算が来るに向けて、子育て支援の事業、何を考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 先ほどの答弁ともやや重複いたしますけれども、また午前中の市長の答弁にもございましたとおり、まずは2割見合いの部分の、五所川原市の単独負担部分をどのように見極めるかということであります。市長の答弁によりますと、令和5年度の決算でどれだけの剰余金が出てくるのかと、決算剰余金によってどれだけ、1億5,000万円だとすると、議員おっしゃるとおり2割だと3,000万円、半年の7,500万円だとしても1,500万円相当の市の負担が生じるような今のところ仕組みに見えてございますので、そういった金額に合わせて、こういったものを選択して活用していくかということになるかと思えます。実際に示されている通年で1億5,000万円という数字は、仮に満額充当して市でやるべき事業があるかないかと言われれば、子育ての分野でそれだけのお金を吸収できるといいますか、充当すべき事業はあとだけ今はお答えしておきたいと思えます。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 せっかくですので、県から来る子育て支援の事業の予算をほかに振り向けられる事業、やっぱり付け焼き刃でなくて、早めに子育ての支援事業として効果的なことを、大局に立って、恒久的にこれから使うにいい予算なんだろうから、その恒久性を考えたときに、効果的になるような事業というのをしっかりと考えていただきたいと思えますので、それだけは申し添えておきます。

次に、第2点の津軽鉄道のふるさと納税の活用と、それから1年に減免を短くしたということについて、厳しい指摘もさせていただきましたけれども、昨年12月16日に、津軽鉄道では津軽鉄道フォーラムというのを市民学習情報センターで開催されております。この場にいらっしゃる職員の方も、そのフォーラムに参加された方もいらっしゃると思えます。市長は参加されていなかったみたいですね。

その中で、いろいろと講演をしてくださいました国土交通省大臣官房参事官の田口芳郎氏の御講演の中で、大変有意義な御指摘と意見が出されました。それは、私もごもっともだなというふうにして思っております。その第1点は、鉄道事業というのは、国鉄からJRに変わり、今日鉄道事業法の下、民間ビジネスとして運営されるのが建前となりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって鉄道各社は経営悪化を招きました。特に地域鉄道、先ほども会派の会長が言っていました、地域鉄道というのはコロナ禍を経てさらに赤字が増加しており、もはや民間ビジネスとして成立するのは幻想と言わざるを得なくなっております。鉄道だけでなく、バスもタクシーも民間ビジネスを前提としてきましたけれども、地方においては多くの鉄道やバス路線が赤字を抱えている状況に鑑み、2007年には地域交通法が制定され、今回の地域交通法の改正によって関

係者の対話が進むように、必要な場合には国が積極的に協議の場を設けることとしました。

加えて、鉄道もバスも社会資本であるとの認識の下に、地域公共交通再構築事業を社会資本整備総合交付金の対象としました。これにより民間の鉄道、バス会社の全て、中小、大手、JRにかかわらず対象となり、自治体が社会資本として整備する必要があると判断した場合には、かかった経費の2分の1をこの交付金により支出できることとなりました。

地方の鉄道は、外部経済効果を自身の中に取り込むことができずに、外部に流通している現状です。民間ビジネスに対する支援という発想から、地域に必要な社会インフラとして守っていくという認識に変わるべき大きな岐路に立っており、そこをうまくやれば、地域は安定的に発展していくものと考えますというような具体的なアドバイスをしてくださっております。

また、第2点としては、この地域鉄道について、採算、不採算という経営状況を単に見ているだけの議論が多い。民間企業であれば、グループ経営の発想があります。地域においても、グループ経営のような発想が必要なのではないのでしょうか。鉄道も付加価値を高めて包括とする必要もあります。地域がゆったりと上手に地域のよさを失わない形で受け入れられるよう、適正な規模であることも必要であり、そのためには単価の高い料金を設定することも必要であります。地方への誘客のためにも、大事なコンテンツをさらに大事に磨いて、その付加価値を高めていくことが大切です。

鉄道は、一旦なくなってしまうと、取り返すことはできません。このようにして、地域交通法の改正で路線別あるいは地域別に運賃を設定してもよいとして、地域協議運賃という仕組みも取り入れております。運賃料金は、もっと柔軟に設定されてよいと考えられます。地域全体に外部経済効果が及んでいる場合は、それを還流できる仕組みづくりが必要でありますと、このようにして国土交通省から来た職員の方が述べておりました。

さらに、津軽鉄道の利点としては、津軽鉄道は動く博物館あるいは大人の遊園地というふうにして言われたときもございました。また、津軽鉄道のストーブ列車というのは、鉄道食文化の一つだと思われ、ストーブでするめを焼いて、地元のお酒を飲み、するめは年間5,000枚ぐらい売れていて、これも地域にお金が還流している証拠であります。5,000枚というと、お金の換算すれば年間で400万円ぐらいですけれども、このようにして提案、具体的な御指摘、アドバイスをしてくださっております。

これを踏まえても、やはり社会全体、地域全体で、ただ単に民間ビジネスということ

の採算だけを捉えるような考え方ではなくて、社会資本整備の一環としてこれからはきちんと津軽鉄道を位置づけ、五所川原市として盛り上げていく必要がある、そのための事業計画として見ていく必要があるのではないかなというふうにして思いますけれども、その点どうでしょうか。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 大変有意義に聞かせていただきました。確かに今平山議員が言っている、この前のフォーラムですよね。国のほうが言っている社会資本整備の一環として捉えた場合、国では2分の1の補助をする。これは、まさしく上下分離方式なんです。ただ、この上下分離方式をやることによって、その先にあるのは市が直営という道筋になっていくことだけは皆さん理解してください。これは、今現在青い森鉄道が同じ形なんです。青い森鉄道はJRでした。そのときに、上下分離方式で県が全ての線路、資産を持つ形にしております。そして、上のほうをJRが動かすことになっております。そのときの、また個人的なものですけれども、初代の社長はうちのおやじですので、そのやり方を全て私は存じております。それによって、結果的に固定資産税も全て免除、最後には社長まで全部出向になるんです。そうして今青い森鉄道を維持しております。

確かに津軽鉄道を、この地域の付加価値を高めながら財産として維持していくということは、私もそれを前提にして皆様方と議論をしたいと思っておりますけれども、その議論の中に、これから藤森議員も上下分離、みなし分離というものが出てきます。国の絶対的な誘導の世界がそこなんです。いかに地方の民営鉄道を存続させるかという一つの手とすれば、行政が全てを賄うような誘導に持っていくんです。でも、それを我々可とした場合、いかに財政負担がかかっていくかということをやはりこの場で皆さんきちっと議論をして、年間これだけの億単位のものがかかりますよと、それでも守っていきましょうという意思決定をやはり皆さんとともに私はするべきだと思っておりますし、私自身その意思決定をする自信は今ないです。

なぜかという、私自身は市の財政を守っていかなければならない。でも、津軽鉄道という民営会社でありながら、でもやはり鉄道を皆さんは守っていこうという意思を示した場合、これ両方成り立てばいいんです。今現在私は、それは成り立たない状況にあるという判断です。ですから、皆様方が、なぜ3年でなく1年にしたかです。これ3年にして12月で上程をすれば、簡単に可決するんです。そうすると、あと3年間、この議論は一切しなくてもいいんです。そうなったとき、一番楽なのは本当私なんです。取りも直さず責めるじゃないですか。責めるのを分かって私は1年にしているんです。1年にすることによって、皆様方がそれに対してこれだけ多くの質問をしてくれるんです。

多くの提案をしてくれるんです。その上で、我々がどういう道筋を立てるかということは、これは軽々に私は言えないことだと思っていますし、そしてできる限りこの1年、あるべき姿を皆さんで追求をして、しっかりとこの先の在り方というものを考えていきたいと思っています。ぜひとも共有をしていただきたいと思います。

○木村 博副議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 先ほどの私の質問に対して市長の今の答弁、特に市長の答弁を求めたわけじゃないですけども、市長のほうから答弁をいただいたので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、地域鉄道に地域は、国は何をなすべきかということで、国土交通省の田口芳郎氏がお話ししていたのを結びにしたいと思います。決して赤字だからといって地域の重荷ではない。たまたま企業会計原則を当てはめれば赤字というだけであって、それが地域に及ぼしている外部経済効果も含めれば黒字なのかもしれない。この地域経済効果を検証する調査費用を応援する仕組みを予算の中で設けさせていただいております。今苦境に立たされている多くの鉄道会社があると思いますけれども、いま一度その役割を正面からみんなで議論して、見て見ぬふりをしないでほしいと。意味のある鉄道は、しっかりと将来世代に残していくことを進めていければよいと思っていますと、このようにして結ばれております。この点、ふるさと納税と津軽鉄道の活用も今後十分踏まえ、津軽鉄道に対する様々な支援、これを御検討していただきたいと思いますなど申し添えて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時36分 散会

令和6年五所川原市議会第3回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

令和6年3月6日（水）午前10時開議

第 1 一般質問（5人）

- 9番 藤森 真悦 議員
 - 6番 藤田 成保 議員
 - 2番 和田 祐治 議員
 - 7番 金谷 勝 議員
 - 17番 桑田 哲明 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員 |
| 3番 伊藤 雅 輝 議員 | 4番 木村 清 一 議員 |
| 5番 高橋 美 奈 議員 | 6番 藤田 成保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸保 議員 |
| 9番 藤森 真悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英 継 議員 | 15番 木村 慶 憲 議員 |
| 16番 平山 秀 直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 18番 鳴海 初 男 議員 | 19番 山田 善治 議員 |
| 20番 木村 博 議員 | 21番 伊藤 永 慈 議員 |
| 22番 山口 孝 夫 議員 | |
-

◎欠席議員（1名）

- 14番 寺田 幸光 議員
-

◎説明のため出席した者（29名）

市 長 佐々木 孝 昌

副市長	一戸治孝
総務部長	小林耕正
財政部長	三橋大輔
民生部長	黒川隆二
福祉部長	藤元泰志
経済部長	川浪治
建設部長	三和不二義
上下水道部長	赤城一
会計管理者	中谷吉範
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会 委員長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
健康推進課長	古川竜大
福祉政策課長	柏谷哲治
介護福祉課長	石田幸嗣
商工観光課長	工藤義人
農林政策課長	川口均
都市・交通課長	外崎洋文
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也
学校教育課長	五十嵐圭一

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長谷川	哲
次 長	今	智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる市民の皆様、そしてネット中継を御覧の皆様、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。今回も市民の声を背に、市民の代弁者として、できるだけ市民の皆様にも分かりやすく質問したいと思っております。少し横文字も出てきます。ぜひともどうかよろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。まず、通告の1点目でございます。中心市街地活性化策と地域交通のこれからについてでございます。まずは、五所川原型ライドシェアを活用した交通・買物弱者対策について質問したいと思います。令和5年11月に実施した駅前再開発に向けた駅前周辺に関するアンケート調査について、43.5%の人が交通機関を利用する上で不便を感じると回答されています。不便を感じると回答した理由についてを見ると、次のバスが来るまでが長い、本数が少ない、路線が少ない、市内循環バス・コミュニティバスの運行がないという御意見でございました。また、交通機関の利便性を向上させるため、乗換え、乗り継ぎのしやすい機能を求める意見が多くあると回答されておりました。

また、五所川原市地域公共交通活性化協議会、令和5年第2回の会議の要望の中では、弘南バスでは乗務員不足が非常に深刻な課題であるため、新たな事業計画策定の際は、

対応を検討してほしいという御意見や、以前実施している予約型乗合タクシー事業のアンケート集計の中の要望、改善に関する御意見では、買物や病院など、目的地に乗換えなしで行きたい、また必要なときにいつでも対応してほしい、また何度でも乗換えをしないといけないのは体への負担が大き過ぎるんですという御意見であるとか、曜日が決まっているので病院の受診が折り合わず、不便である、また土日、年末年始、夕方の時間帯の利用を可能にしてほしいという多くの御要望、御意見がございました。

令和5年10月23日、岸田首相の所信表明演説の中では、地域交通の担い手不足、要はドライバー不足や移動の足の不足といった深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでいくと発言されています。同じく12月20日、政府デジタル行政改革会議では、令和6年4月からライドシェアを部分的に解禁することを決定しています。新たな制度では、タクシーの配車アプリを使い、タクシーが不足している地域や時間帯に絞って、一般ドライバー、自家用車を活用し、運賃は通常のタクシーと同じ金額とし、事故が起きた場合はタクシー会社が対応するとしています。さらに、タクシー会社以外の業者の参入に関しては、6月までに判断をしていくということになっています。

令和5年10月25日の金木の住民懇談会です。佐々木市長は、これからの公共交通の問題として、タクシー、トラックの運転手の担い手もない、ましてやバスの運転手の担い手もないんだと。これから金木にタクシー会社ができるのは不可能である。弘南バスが地域の路線を増やすのは、今の状況からいえば不可能である。これからはライドシェア、要は相乗りでお金を取り、民間人がタクシーの代わりに地域の中で移動する時代が来るんだと。それも含めて、今一番大事なのは、コミュニケーションを取れる地域をしっかりとつくっていくことであると発言されていました。昨日、市長答弁の中でも、ライドシェアについて、県とこれからの課題について意見交換をされているとの発言もあったと思っております。

ここで質問したいと思います。国によるライドシェアの解禁という流れの中で、担い手不足や、予約型乗合タクシー事業の中でも要望や課題が様々出てきています。昨日の代表質問の中でも、令和7年から導入予定の予約型AIデマンド交通に関する答弁がありました。このAIデマンド交通には、実は課題もあります。利用者は予約の手間が発生し、事前登録制にした場合は非居住者や個人情報登録したくない住民の利用を妨げます。また、利用者が増えた場合に、バスのように1台に多人数が乗れるのではなく、仮にです、ワゴン車やタクシーの空き車両、また相乗りを活用したとしても、需要と車両が追いつかない可能性も出てきます。そして、循環バスよりも1人当たりの輸送費の上昇も考えられます。そもそもAIを活用するデマンド型交通では、ドライバー不足は

解消できないと言われていています。そう考えたときに、AI デマンド交通では賄えない部分を補うような行政、事業者と住民がコミュニケーションを取り、専用アプリを活用した五所川原型コミュニティライドシェアのような協働型の取組、仕組みづくりを今から考えていくことも必要ではないかと思うんですが、質問したいと思います。

続いて、通告の2点目でございます。市役所の窓口改革について、これからについてでございます。サービスの品質向上と、カスタマーハラスメント対策としての通話告知録音システムの導入とネームプレートの取扱いについて質問したいと思います。

令和5年10月23日、市浦地域の住民懇談会では、住民の様々な多様な要望をどこに相談、連絡すればよいのか分からず、しっかりとした住民に伝わるシステムをつくらないと駄目ではないんですかという御意見をいただいています。また、夜の8時半に高齢者が徘徊している、認知症の疑いがある、行政対応ができない夜間に発見した場合、どこに連絡するのかなどの質問もございました。このように、市浦地域に限らずです、市民からの多種多様な要望、相談も時間を問わず、小さなことから大きなことまで、各担当課に多く寄せられているのではないのでしょうか。例えばです。市役所の電話での窓口対応の中で、耳の遠い高齢者との会話の中では、聞き取りにくく、職員との相違も多くなってきているのではないのでしょうか。電話対応時に職員の説明に誤りがあったなどの指摘を受けた場合、誤りがあったかなかったか、事実確認をするのが難しい状況になります。

そして、職員に対するカスタマーハラスメントという問題もございます。威圧的な言葉、恫喝、長時間の電話、窓口での拘束などです。東京都は、年内にカスタマーハラスメントの防止条例を制定する方針であると先日発表されています。そういった市民に向けたサービス向上やカスタマーハラスメント対策として、通話音声録音装置の導入を行う自治体が増えてきております。県内でも、むつ市が令和5年2月5日から導入を始めています。市民の声を庁内で共有し、きめ細やかなサービス提供やカスタマーハラスメント抑止にもつながる通話音声録音装置の導入を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、職員の名札についてです。全国の自治体では、職員がSNSで氏名を検索され、個人情報特定されるなどのカスタマーハラスメント対策として、職員の名札をフルネームから名字のみに変更する自治体が増えていきます。名前を聞かれば、裏面を提示すれば顔写真つきのIDカードもついております。名札の名字のみの表記を検討してもいいのではないのでしょうか、質問します。

続いて、通告の3点目でございます。施設整備について、金木・芦野公園オートキャ

ンプ場と市浦・鯉御殿についてまとめて質問したいと思います。つがる地球村オートキャンプ場と金木・芦野公園オートキャンプ場には、多くのキャンパーが訪れています。画像をお願いいたします。こちらは、昨年9月の秋の気配も漂う週末の地球村オートキャンプ場の様子です。多くのキャンパーがこのように訪れていることがお分かりいただけるかと思います。そして、こちらの画像は、同じ日の数時間後の金木・芦野公園オートキャンプ場の様子です。こちらも同様に多くのキャンパーが訪れています。本当にありがたいお話です。画像終わってください。

つがる市のキャンプ場、有料化されています。ここ数年の利用者は、右肩上がりが増えてきています。平成29年度の6,422人から、令和4年度は9,981人と、1万人目前となってきています。それと比例するように、収入額も平成29年度の556万円から、令和4年度では944万7,000円と、収入額を伸ばしてきています。それとは反対に、芦野公園オートキャンプ場は4月から11月までの8か月無料で提供され、キャンプ場の維持管理費は令和5年の数字では年間130万円かかっています。地球村オートキャンプ場が有料化により、様々なサービス提供で年々利用者と収入額も増え、ホームページでの宣伝効果、相乗効果で、地球村内のスポーツパークや藤山邸のコテージは、直近の3月、4月、5月の予約状況を見ても、ほぼ埋まりかけています。芦野公園オートキャンプ場も有料化を検討してもよい時期に来ているのではないのでしょうか。

地球村が入場料だけで800円、サイト利用料が800円の合計1,600円です。高額な料金を取らずとも、例えば数百円、300円から500円の入場料をいただき、産直メロス窓口としてQRチケットを発行し、同時に空きサイトの指定またはチケットを提示すれば、館内の商品が割引になる等のサービス提供をしていけば、キャンパーが産直メロスを経由し、食材も購入していただくことにつながります。実際に私、キャンパーに取材をしたら、皆さん産直メロスで食材を買っているんだと。なぜかって聞いたら、トイレに産直メロスの宣伝広告が貼ってあるので、それを見て買いに行っていると言われている方が大人数いらっしゃいました。実は、西目屋村の道の駅直売所では、モンベルさんと提携し、会員証提示で酒、農産物の割引を実施し、非常に好評と伺っています。実際私も買いに行っています、シールドを。

また、キャンプ場奥には車両が進入できないスペースがあります。画像をお願いいたします。広いスペースがあるんです、奥に。こちら取材をしました。聞いたら、キャンプサイトに空きがないので、駐車場からカートで荷物を運んできているんだと。こちらにオートキャンプサイトがあれば助かるんですがという御意見もいただいております。ぜひこの拡張の検討もしてもよいのではないのでしょうか。終わってください。あり

がとうございます。

そして、キャンプ場入り口にはふれあい体験農園がございます。豊かな自然環境の中、農業学習、農業への御理解と収穫の喜びにもつながっていると、先日旧五所川原市民の方から、絶対になくさないでほしいという要望もいただいています。この農園を付加価値として捉え、キャンパーに収穫体験や食材の無料提供等、ここでなければ味わえないキャンプ場づくりも可能かと思えます。

そして、キャンパーなら誰もが知る日本のアウトドアブランド、株式会社スノーピーク、地方創生と海外進出やインバウンド需要の獲得に非常に取り組んでいます。このスノーピークさん、新たな地域資源の発掘、活用により、観光資源の促進のために日本全国の自治体と包括連携協定を結び、実はキャンプ場のパートナーを募集しているんです。まずは、包括連携協定の締結からでもよいので、地域の観光資源の利活用を一緒に考えていくことも必要ではないでしょうか、質問します。

続けて、市浦の観光宿泊施設として鯨御殿がございます。画像をお願いいたします。このように、すばらしい立派な宿泊施設、実は市浦にあるんです。知らない市民の方、もしかしたらいらっしゃるかもしれません。開放感のある大広間があり、そしてこのようにすばらしい食事場もあります。ゆったりと入れる大きなお風呂も、きれいなお風呂です、ついております。鯨御殿は、2年前からのり面の崩壊と屋根からの水漏れにより、現在利用できない状況が続いております。画像終わってください。ありがとうございます。

市浦地域、ほかに宿泊施設もなく、地域住民や国内外の観光需要を増やす取組をしていけば、必ず必要な施設ではないかと私は考えます。修繕についてどうお考えでしょうか。そして、令和元年12月の一般質問で、観光スポットとして、この鯨御殿も掲載されている「北のまほろば奥津軽」というガイドブックの多言語化と情報発信の要望を質問しております。再度お見せします。すばらしい冊子です。進展がないんです。多言語化による情報発信をしていただき、それが市浦地域の観光やインバウンド需要につながるきっかけになるかと思えます。取組をしていただけないか、まとめて質問します。

続きまして、通告の4点目でございます。オストメイト対応トイレについて質問したいと思えます。オストメイトというのは、人工肛門、人工膀胱の方のトイレでございます。実は、私の周りにも複数人、人工肛門の方がいらっしゃるんです。よく言われるのは、五所川原はオストメイト対応のトイレがどこにあるのか分からない、また障害者トイレに誘導するピクトグラム、これは絵文字ということなんですけれども、ないんじゃないですかという御意見をいただきます。トイレの場所は、市のホームページを検索し

ても情報が全く出てこないんです。

ちなみに、青森市、弘前市、また障害者対策に力を入れている平川市あたりは、非常に詳しい情報が出てきています。例えば他自治体の状況を御覧ください。画像をお願いいたします。こちらは、先月になります。我が会派で視察研修で訪れた三重県亀山市駅前にある複合商業施設内の障害者トイレです。このように、車椅子マークと同列でピクトグラム、胸に十字のマークがオストメイトのマークなんですけれども、しっかりと表示されていることがお分かりいただけるかと思えます。こちら、トイレの中の様子ですけれども、こちらがオストメイト対応の設備になります。要は、ストーマ装具という袋をつけているんですけれども、それを汚れないように温水で、蛇口が伸びて、きれいに洗えますというものなんです。

こちらの画像を御覧ください。我々会派で次の日も視察をしました。蒲郡駅前の障害者用スペース、こちらもしっかりと駅前に、このようにピクトグラムの……ちょっとお待ちください。このように、駅前の駐車スペースにはつきりとあるんです。こちらも駅のトイレになります。はつきりとこのマーク、ついているのがお分かりいただけるかと思えます。そして、こちらが視察場所である蒲郡市役所の障害者トイレへと誘導する看板というか案内看板、このようにはつきり分かりやすくついております。そして、障害者用トイレ、多機能トイレですけれども、すごいですよね、この案内方法が。非常に情報発信をしているというような取組をやっている。

じゃ、県内、我々青森県はどうなのか。こちらが平川市役所、新しく整備されました新しい市役所ですけれども、車椅子のマークが大きく掲載されて、分かりやすく誘導しています。オストメイトのピクトグラムもついております。じゃ、五所川原市はどうなのか。御覧ください。入り口を入ると、このようにピクトグラム、マークがあるんですけれども、ちょっとここも分かりにくいんですけれども、奥に入っていくと男性用、女性用トイレがありますけれども、ATMを曲がったその辺にトイレが探せないんです。実際は、ATM今なくなりましたけれども。曲がった奥にやっこのような、誰でもトイレというのが出てくるんです。しかし、このピクトグラムを見てください。米粒のようで、本当に分かりづらいような状況があります。こちら、金木総合支所、多機能トイレの状況です。実は、このトイレはオストメイトに対応しております。しかし、障害者のオストメイトのマーク、全然ついていないんです。もったいない。そして、こちらが市浦総合支所、しっかりとしたマークがついております。すばらしい。実は、ここの市浦総合支所のトイレは、後づけのオストメイト対応のトイレになっています。いわゆる機能分散をしているというトイレなんです。画像終わってください。

何で私これだけ画像を見せて説明をしたかという、令和6年2月1日の時点で五所川原市のオストメイトの障害者、108名の方がいらっしゃいます。そのうち若い20代の方が2名です。働き盛りの40代も7名の方がいらっしゃいます。また、市外からお仕事や観光でいらっしゃる障害者の方々もいらっしゃると思います。障害があっても長生きもできるし、元気に働けるし、旅行、運動もできるのが当たり前の時代です。そういう皆様が安心して暮らせるように、トイレがどこにあるのかという情報発信に関しては、五所川原市は遅れてしまっているんです。そして、絵文字であるピクトグラムが浸透していないがために、障害者用トイレを利用した場合、障害がないのに、なぜあなた利用しているのというような目で見られてしまうこともあるそうです。

ちなみに、地域の大病院であるつがる総合病院の中には、障害者用トイレ合計29か所のうち、20か所のオストメイト対応のトイレがありますが、ホームページを見ても情報が全く分からない状況です。国土交通省も、多目的、多機能、誰でもトイレといった、誰もが利用するネーミングを使用しないようガイドラインの改正を行っています。そして、想定している利用者、車椅子、オストメイトをピクトグラム、絵文字で表示することをうたっています。

質問します。市のホームページ、SNS等を活用し、情報発信をぜひお願いしたいんです。また、障害者の皆様は、オストメイトジャパンというホームページを旅行の際は参考にするそうです。掲載をぜひお願いしたい。そして、ピクトグラムサイン、絵文字を活用した分かりやすいトイレへの誘導方法の導入をぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか、質問します。

通告の5点目です。菊ヶ丘運動公園について、花菖蒲まつりの開催について質問したいと思います。令和元年の12月4日の一般質問の中で、公園のハナショウブについて質問しました。江戸系原種のハナショウブであり、戦前明治神宮に植栽されていたものを株分けしていただいた貴重なものであると。

要望として、以前公園内で開催されていた花菖蒲せせらぎまつりが平成29年の27回のお祭りを最後に、以降行われていない状況であり、ぜひ開催をしていただきたいということを質問しております。今回、当初予算の中に開催費が盛り込まれておりますので、予算が通ればいよいよ今年お祭りが開催されることになるかと思えます。以前質問したように、公園のハナショウブは市が3年間にわたり、明治神宮の花菖蒲園にある純系原種を株分けしてもらい、当時農業センターで増やしたものが植えられています。と同時に、当時純系原種は県内に入っておらず、県の愛好家に株分けしたことから県内にその後広がったハナショウブは、明治神宮の菖蒲園の純系原種と言えるかもしれません。非

常に興味深いストーリーです。

当時69種、3万株が植えられ、現在も多数の品種株が残っております。画像をお願いいたします。このように、当時経済部長に、様々な種類のハナショウブがあるので、ぜひ看板を設置して、市民に楽しんでもらうことはできないものですかとお願いしたら、すぐにスピード感を持って看板の設置をしていただき、市民から、観光客から非常に好評を得ています。本当にありがとうございます。

質問したいと思います。今回開催予定の花菖蒲まつりの概要と、今言ったように、公園に株分けされるまでには様々なストーリーがあり、多数の品種があります。そうした情報発信をしていけば、地域の観光資源として、市民にも、観光客にも楽しんでもいただける公園につながるかと思います。いかがでしょうか、質問したいと思います。

以上、通告5点に関して理事者側の誠意ある御回答、どうかよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○三和不二義建設部長 ライドシェアの御質問がありましたので、お答えいたします。

現在本市では、交通・買物弱者対策として、路線バスの運行のほか、予約型乗合タクシー事業を実施しております。ライドシェア制度を活用した取組については、国の運用方針が示されたばかりであり、まだ詳細が明らかになっていないため、現段階では行政、事業者ともに施策の検討に至っておりません。その中で、タクシー事業者の廃業により、公共交通が不足している金木地域での交通・買物弱者対策として、市と地域内にある団体との協働型の取組が可能か、協議を進めているところでございます。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 それでは、私のほうからは、告知システムの導入、また名札の取扱いについてお答えさせていただきます。

まず、冒頭お話ありました窓口対応についてですが、原則的にやはり職員の適切な対応が前提となりますので、職員の研修と窓口教育に努めてまいりたいと思っております。それと、カスタマーハラスメントについてですが、議員お話しのとおり、近年悪質なクレームや不当要求などの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントなるものが民間企業に限らず、自治体においても増加していると言われております。カスタマーハラスメントについては、職員も精神的に大きな苦痛を受けますし、メンタルヘルスにも大きな影響を及ぼすこととなります。その結果、職員の事務の生産性を妨げて、住民サ

サービスの低下につながるものと考えております。カスタマーハラスメントから職員を守り、職員が安心して職務を遂行できる職場環境を整えることは大変重要でありまして、それがひいては住民サービスの向上につながるものと考えております。

市といたしましては、先ほどの職員の説明力や接客スキルの向上とともに、このたびお話ありました、例えば録音システムの導入、また名札の表記方法など、それと現在職員名簿についても公表されておりますけれども、その辺を含めて、カスタマーハラスメントに対する効果などを検討してまいりたいと考えております。

もう一つ、金木・芦野公園のオートキャンプ場についてでありました。芦野公園のオートキャンプ場ですけれども、平成5年7月に開設しております。先ほどの画像にもありましたとおり、車を乗り入れられるオートサイトを10区画有しております。水洗トイレ、炊事場、外灯を設置しております。この施設ですけれども、開設当時から管理人は配置せずに、予約の受付も行わない、いわゆる無料開放の形で運営しております。電気、水道料金、それからトイレの清掃等の環境整備は市が負担しております。場所的に、当然ながら芦野公園の一部として、市民のレジャー施設として位置づけられて設置されたものと認識しておりますけれども、近年の傾向からも、市外の方から問合せも多く寄せられておりまして、市民以外の方の利用が多いことが推測されております。

有料化につきましては、先ほどもお話ありましたけれども、これまでも様々議論ありました。有料化した場合には、当然管理する人件費、それと設備管理費用と、その辺考慮した上で現状維持と判断して、これまで有料化を見送ってきました。税金を投入するということになると、使用目的が市民のためなのか、これまたはたまた観光施設なのかというふうな議論、当然巻き起こってくると思います。その辺含めまして、オートキャンプ場を含む芦野公園全体について、今後どのような在り方が適正なのかについて、総合支所を中心に、全庁的な会議を設置して検討していくこととしております。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 鯉御殿に関してお答えします。

鯉御殿を含む脇元海辺ふれあいゾーン及び中の島ブリッジパークにつきましては、引き続き令和6年度から3年間、指定管理により運営する予定としております。現在五所川原市公共施設等ファシリティマネジメント会議において、当該施設を含めた個別施設の方針について検討を進めているところですが、市浦地域の観光施設は、脇元、中の島、道の駅十三湖高原の3か所に分散されておまして、脇元海辺ふれあいゾーンに関しては積極的な改修は行わず、この3年間の間に集約、縮小する方向で議論を行っております。

す。

そして、インバウンド誘致に関してですが、当市は議員御提言の「北のまほろば奥津軽」など、市浦地域に特定した多言語ガイドブックは作成しておりませんが、立佞武多などのほか、食文化、市浦の歴史探訪を掲載したリーフレットとアクセスマップを英語や中国語など4種の言語で作成し、観光PRに活用しているところです。今後のインバウンド拡大には、国別、客層別で異なる海外の趣向を絞り込んだ情報発信が重要と考えておりますので、外国人観光客に選ばれる観光資源の発掘とともに、多言語化による戦略的な情報発信について検討を進めてまいります。

以上です。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 オストメイト対応トイレに関する情報発信についてお答えいたします。

市では、市ホームページやSNSなどを活用したオストメイト対応トイレに関する情報発信は、これまで行っておりませんでした。今後は一部事務組合や広域連合を含む市関連施設及び民間施設に係るオストメイト対応トイレ設置情報の集約を行いまして、市ホームページやごしょLINEなどの情報発信ツールを活用して、積極的な情報発信に努めてまいります。

続きまして、オストメイト対応トイレの表記についてお答えをいたします。先ほどお答えしましたとおり、オストメイト対応トイレの設置情報の集約を行った上で、その設置者に対してオストメイトピクトグラムを活用した、より分かりやすい案内表示を積極的に行うよう働きかけてまいります。

以上です。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 花菖蒲まつりの概要であります。花菖蒲まつりは富士見住民協議会及び五所川原商工会議所青年部の共催によるもので、昨年11月、当市に対してまつりを復活させるため、開催に要する費用の支援の要望があったことから、この補助金を含む令和6年度当初予算を本定例会に提案しているところです。

イベントは、6月29日に開催し、公園内花菖蒲園にてクラフト作家や飲食店の出店、保育園による鼓笛隊演奏、ステージイベントなどを実施するほか、開催1週間前からハナショウブの夜間ライトアップを計画しているとのこと。また、菊ヶ丘運動公園のハナショウブは、明治神宮から株分けしていただいた歴史あるもので、ハナショウブの原種であるノハナショウブは当市の花でもあることから、重要な地域資源の一つと認識

しております。このハナショウブが咲く菊ヶ丘運動公園を花の名所、市民の憩いの場、にぎわいの場として誘客につなげるため、情報発信に努めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁、いろいろとありがとうございました。詳しくおっしゃっていただいて、本当にありがとうございます。

それでは、再質問をしていきたいんですけども、先ほどライドシェアに関しては、施策の検討に至っていないというお話だったんですけども、少し前の新聞で、弘前市が弘前版のM a a Sということのをこれからやると。私以前、M a a Sの質問も実はしているんですけども、この弘前版M a a Sはスマホアプリを使い、A Iデマンドバスやライドシェアとの連携も考えているんだと。

先週会派の若手で国交省と農水省に勉強会で行った際に、桑田団長とともに非常に激論、いい勉強会をしてきたんですけども、時間がなくて時間切れになったんです、本当に移動時間が長くて。ぜひその辺は改善したいところでもあるんですけども、国交省に行ったときに、私国交省の担当者にある資料を頂きたいということで、その資料を頂いてきたんですけども、それは何かというと、若手のスタートアップ企業の株式会社パブリックテクノロジーズが国交省の共創モデル実証プロジェクトに採択されているんです。これは何かというと、いれトク！という自治体サービスを丸ごと1つにしたアプリなんです。地域ライドシェアはもちろんのこと、住民サービスであるとか健康、防災、私以前ナッジという質問をしたんですけども、高齢者が楽しみながら、知らず知らずのうちに運動している、そういうような、例えばそれを行って、ゲーム感覚でポイントを獲得できる、そのような行政サービスがライドシェアのみならず1つのアプリに詰まっている、そういう最新式の先端技術を活用した若者たちのアプリが国交省にも採用されていると。要望ですけども、非常に優秀な職員の方いらっしゃいます。デジタルのほうも、課長さん含めて一生懸命取り組んでいらっしゃいます。そういう先進的なアプリをぜひこれからの公共交通の課題対策に活用していただきたいと思っています。ぜひともよろしく願いいたします。

少しライドシェアについて、私の考えを言いたいんですけども、ウーバーイーツで有名なウーバー・テクノロジーズ社というところが、昨年から今年にかけても複数回CEOが会見を開いているんです。今6月以降、もし全面解禁になれば、我々は必ず日本市場に事業を始めるよと、もう断言をされているわけです。実は、令和5年10月27日ですか、元バス運転手の森屋さんという国会議員の方が岸田首相宛てに質問主意書というのを出されています。その中の文言を見ると、ライドシェアドライバーが運営事業者に

支払う手数料を低く抑えることで、ライドシェアサービスは海外で急拡大してきたんだと。例えばニューヨーク、タクシーは1万3,000台に対してライドシェアが8万台だそうです。ロサンゼルス、タクシー2,364台に対してライドシェアが何と10万台、深刻な過当競争がタクシードライバーの生活を圧迫しているんだと。そして、タクシーに限らずで、バスや鉄道、公共交通全体で影響を受けることになるんだと危機感を募らせています。我々の地域にも、格安の手数料で働くことのできる大手のライドシェアサービスが近い将来、来るやもしれません。

津軽鉄道のこれらについて質問したいと思います。先日もNHKのニュース番組の中で、佐々木市長が単独インタビューに答えられています。そのニュース解説の中で、固定資産税480万円余りを免除する措置を20年前から行っているとアナウンサーの方が解説されていました。このニュース後に、私もお客様の商売をしているので、あちこちから、毎年480万円を市が負担すれば、津軽鉄道を存続できるんじゃないのというような御意見をおっしゃる市民の方が多数いらっしゃった。市長、480万円ぐらい毎年出せばいいじゃないみたいな、そういうようなニュアンスで捉えられる市民の方も実は多いんです。

昨日も津軽鉄道に関する様々な質問が出て、市長も答弁の中でより具体的な数字や文言も示されました。今日の新聞紙上、東奥日報紙にもその数字が出るかなと思ったら、全く出ませんでした。改めて市民に分かりやすいように、数字を少し言いたいと思います。市長が言われたのは、固定資産税が2分の1になる不均一課税の特例を昭和30年度から平成5年度まで行い、平成6年度から残りの2分の1に対しても、令和5年度まで固定資産税の課税免除を行い、累計で2億6,603万円を軽減措置していると。さらに、鉄道の枕木交換、車検などの安全輸送に関わる部分として、平成12年度から令和5年度まで1億3,580万円を補助していると。まだあるんですよと、令和2年度、令和3年度には、コロナ禍の中、経営が苦しいということで、支援を2,707万円の補助を行っている。それ以外数千万円プラスすれば、支援の総額が、たしか昨日言われたのは4億5,390万円であると。津軽鉄道で通勤している一般の方の定期券購入者が5人しかいないというようなお話もされていたと思います。びっくりするような数字です。この数字を聞いて、市民の皆さん本当に、私もそうなんですけれども、びっくりされたと思うんです。どれだけ、これだけ今まで津軽鉄道に支援してきたのかと。

先日、2月15日の臨時会の議員説明会の場でも佐々木市長は、昨日もおっしゃっていたんですけれども、キャッシュフローという言葉が何度か使われました。要は、事業を行う上でのお金の出入りです。令和6年度に四百数十万円の課税免除しても、キャッシュフロー上は赤字になると。津軽鉄道に対しては、赤字が改善されないのであれば、将

来に向けた抜本的な経営改善の改革をしてくださいと、何度も何度もお願いしてきているんだと。津軽鉄道の社長に求めているのは、鉄道を存続するためのビジョン、公共交通なのか、観光なのか、それとも両方なのか。また市長は、現在既に上下分離に近い形であるとも言われています。

昨日も市長答弁がありました。再度質問をしたいと思います。現在の津軽鉄道の経営状況ですが、市としてどのように把握されていますか。そして、市長も線路、砂利入替え、車両の修繕、車検を行政が行い、既に上下分離のような状況だとおっしゃっていました。要は、みなし上下分離の状況だと思えます。改めて、上下分離、またみなし上下分離とはどういうことですか。

また、昨日固定資産税の課税免除以外の鉄道の安全輸送に関わる部分も、市が今まで補助してきたんだとの発言がありました。この安全輸送というのは、正式には安全輸送設備等整備事業のことだと思えます。これは、国土交通省の支援事業ですけれども、市の支援してきた支援額以外に、詳しい数字は結構ですけれども、県であるとか、国も今まで支援してきたということでしょうか、質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 まず、津軽鉄道株式会社の経営状況については、会社から提出された資料に基づき判断すると、自社の収益だけでは継続できない非常に厳しい状況であると認識しております。

行政が鉄道を支えていく手法の一つとして、上下分離方式という仕組みがありますが、こちらは経営難に陥った鉄道が所有する線路、それから用地、それと車両などを沿線自治体が取得の上保有して、運行の運営については鉄道事業者が行うものでございます。また、みなし上下分離方式は、線路設備や車両などを取得はしませんが、維持に関わる経費相当分を自治体が負担することを指します。なお、現状当市において、みなし上下分離方式には該当していません。

次に、安全輸送設備等整備事業についてでございますが、これは議員おっしゃるとおりでございます。安全輸送設備等整備事業については、国の支援制度で、沿線自治体である県、当市、中泊町も協調して補助を実施しているところです。

以上です。

○木村清一議長 藤森議員、質問は分離してやるように、一問一答でしたから。

9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 次の津軽鉄道に関しては、質問してもよろしいですか。

○木村清一議長 はい。

○9番 藤森真悦議員 分かりました。

今、上下分離、みなし上下分離ということをも市民の皆様、御理解いただけたと思うんです。この鉄道を存続するための国の支援策、ほかにネットでいろいろ調べると、上下分離をすれば、10年計画の鉄道事業再構築事業というものに申請できるとされています。最近では法改正により、みなし上下分離でも申請することが可能となっているんですけども、この鉄道事業再構築事業を採用した場合の津軽鉄道と行政側のメリットとデメリットはどのようなものが考えられますか。そして、現時点で鉄道事業再構築事業を申請する可能性というのがあるのでしょうか、質問します。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 鉄道事業再構築事業とは、継続が困難または困難となるおそれがあると認められる鉄道事業を対象として、経営の改善を図るとともに、地方公共団体等の支援を受けつつ、上下分離等の事業構造の変更を行うことにより、その路線における輸送の維持を図るための事業であります。こちらの事業を活用した場合の鉄道事業者のメリットとしては、車両や線路設備の事業者負担額を要しないものとなります。デメリットとしては、10年を基本とした鉄道事業再構築計画を策定する必要があり、中長期的な事業計画作成のための事務作業に相当な労力を要することが想定されます。

自治体のメリット、デメリットとしては、鉄道事業者が実施する車両や線路設備の国庫補助割合が3分の1から2分の1になりますが、上下分離方式が条件となり、車両や線路設備の維持費に対して、新規で多大な財政負担が見込まれることから、本市としてはデメリットが大きいと考えているため、再構築事業の申請については考えておりません。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございました。私は、この津軽鉄道は地域になくてもならないものと認識しております。

市長は、上下分離方式というのは、昨日おっしゃっていたのは、国の誘導の世界がそこにあるんだと、地方の鉄道を存続するための一つの手段とすれば、国は行政が全てを賄うような誘導に持っていくんだと。しかし、それを選択した場合に、いかに財政負担になるのか考えなければいけないと、議論をしなければいけないと、市長は昨日おっしゃっていました。昨日、市長が津軽鉄道に対する現在の考え方を詳しくおっしゃっているので、あとは私は質問しませんけれども、最後に私の考えを述べて終わりたいと思います。

私が思う存続のための一つの考え方、改革案として、金木町、芦野公園駅を終着駅として、以降の中泊駅までを廃線にすれば、半分とは言わずとも、インフラに関わる維持管理費の大幅削減が可能になるかと思います。歴史民俗資料館前には、林業遺産である津軽森林鉄道のディーゼル車も展示しています。付加価値として、津軽森林鉄道も加えれば、芦野公園と津軽鉄道が金木町のまちづくり、観光振興の一つとして位置づけられます。プラス、ダイナミックプライシング、要は価格変動制を導入し、平日は市民に格安で乗車してもらい、週末、祝日、連休、インバウンド需要には割高にし、収益の増加につなげた上で、津軽鉄道と行政と住民が議論の上で、宿泊税、交通税を導入して、地域公共交通維持のための財源に充てるのも一つの考え方ではないでしょうか。交通税の導入を日本で唯一検討する滋賀県では、交通税の徴収方法は、住民税や固定資産税などに上乘せする案が検討されています。津軽鉄道の澤田社長が、地域で鉄道を支えてほしいとおっしゃるならば、一つの支援策として交通税の導入で、痛みは伴いますが、地域住民が公共交通を守っていくという考えにつながるかと思います。

令和6年1月19日、県議会常任委員会場で地域公共交通をめぐり、基本的に行政支援はするべきではないであるとか、恒久的な公費投入は問題との意見も出ています。津軽鉄道存続のためにどのような方法がいいのか、ぜひ津軽鉄道株式会社の抜本的な改革案に、今は私は期待をしたいと思います。プラス、議論をしながら、担当課とともに県とも協力し、存続のためのあるべき姿を考えていければと思います。ぜひともよろしくお願いたします。

続いて、立佞武多の館について質問します。

(何事か呼ぶ者あり)

議長ちょっと私語がうるさいんで、注意してもらえませんか。集中できないんです。延々、延々おっしゃっているんで、公明党の平山議員が。よろしくお願いたします。注意をしてください。

続いて、立佞武多の館について質問したいと思います。私、1年前の市議会議員のときに毎回言っていたお話があります。それは、駅前再開発と旧マルキデパート跡地の活用、それをやれば必ずその間にある立佞武多の館が生きてくるんだよと、そういうお話を毎回毎回、街頭演説で行っていましたが、佐々木市長も御存じだと思いますけれども。

昨年末に中心市街地を御挨拶に回っているとき、皆さん同じことを言われるんです。旧マルキデパート跡地に大手のスーパーが来る、何人も言われるんです、そのことを。具体的に来年オープンするんだって方もいらっしゃるし、あと実際に担当者が訪れて、もう土地の買収の話がされていると、大家さんにもう話がある、そういう話があち

こちらで聞こえてきているんです。まだ市のほうには、そのようなお話来ていないかもしれませんが、例えば問合せというか、そういうお話っていうのは市のほうに何件か来ているものですか、質問したいと思います。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 御質問にお答えいたします。

窓口にいらした方、相談の具体的な内容については差し控えますが、件数だけで申し上げますと、2ないし3件の相談があったと認識しております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。決定ではないにしても、大手の大型スーパーが開業されれば、駅前再開発とともに、その間に位置する立佞武多の館の利活用、中心市街地活性化のためのポイントになるのではないかと思うんです。

現在も市のホームページで公開されている立佞武多の館のリニューアル計画案についてですけれども、これ以前事務事業評価について私質問したんですけれども、例えば事業の整備後だけではなくて、前も市民の声を幅広く聞いていくことが必要なんではないかと質問しています。今回の計画案の5ページに、立佞武多の館のリニューアル検討会議の検討過程についての記述があります。これを見ると、令和5年10月から12月までの短期間の間に全5回、視察1回の会議が開催されています。この中で、市民からの幅広い御意見を伺うような取組はされたんでしょうか、質問します。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 立佞武多の館のリニューアルについては、副市長を会長とした庁内の検討会議を設置し、リニューアルの基本的な方針を定めてきたところでございます。検討に当たっては、指定管理者である五所川原市観光協会、立佞武多の館館長から聞き取りを行ったほか、旅行事業者の意見や、今年度実施した市民意識調査で寄せられた意見及び子育て支援団体と市長との懇談の場に出された意見等を参考としたものです。

また、観光部門だけでなく、先ほどの検討会議は福祉部門をはじめとした関係各課が日頃から業務の中で把握しております住民ニーズを吸い上げ、反映し、基本計画案を策定したものでございます。

基本計画案については、令和6年1月11日から2月9日までの期間パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からの意見を募集いたしました。今後、いただいた意見等を参考に、年度内を目途に基本計画を策定し、改修工事の設計に反映してまいります。改修後の供用開始まで2年ほどの期間がありますことから、具体的な施設の利活用方法については、今後も市民、民間団体、議員の皆様からの御意見をいただきながら、時間

をかけて、よりよいものにしてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。ぜひこれから、時間短いですが、市民の声を反映して、よりよい案をつくっていただきたいと思います。

この整備費用の20億円という数字がリニューアル計画案の中にも出てくるんですけども、新聞紙上にも20億円という数字が出ました。昨日も特殊な建物の中の柱のお話とか出たんですけども、もう少し詳しく中身の、どういう特殊な構造であり、なぜ20億円がかかるのか、その辺をもう少し詳しく質問したいと思います。

よろしくお願いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館の改修工事費の内訳についてお答えいたします。

今回の改修工事は、大規模な空間を備えた立佞武多の館という建築物の機能の維持、回復が主な内容であります。工事費は、基本設計時の概算で、大扉や跳ね上げブリッジなど特殊機構の改修に約2億円、屋根や内外装の改修に約4億8,000万円、照明のLED化や受変電設備など電気設備等の改修更新に約7億1,000万円、消火設備・空調設備の改修更新に約6億1,000万円の合計約20億円を想定しております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。ぜひ市民の皆様、今の詳しい内容とか、どういう部分にお金がかかっているのかということを少し御理解していただいたと思います。

これから、もちろんリニューアルできるのが、市民の御意見を聞きながら、時間はないですけども、すばらしい建物にしていけないといけないんですけども、私今までリニューアルに関して、3ページの情報発信の強化というところがありますけれども、この中に圏域の観光情報を広く発信するであるとか、地域コミュニティの拠点施設であるとか、住民生活に密着した情報を発信するとうたわれています。私、この館に関しても、今までいろいろなアイデアであるとか、商品開発であるとか、改善ポイントであるとか、情報発信のことも何度も質問してきております。情報発信に関して、具体的にどのような発信をされるのか、質問したいと思います。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 情報発信についての御質問にお答えします。

今回のリニューアルでは、老朽化した施設設備を更新するだけでなく、世代を超えて市民が交流できる、コミュニティを体験できる交流拠点として、新たな利活用を促進す

ることとしております。そのためには、立佞武多に限らず、年間を通して圏域の観光情報を広く発信するほか、高齢者福祉や子育て、防災など、住民生活に密着した情報を発信することで、情報発信機能を強化し、地域コミュニティの拠点施設としての機能を果たすことが重要であると考えております。情報発信の手段としては、SNSを活用するなど、様々な方法が想定されますが、現時点で決定したものはなく、リニューアルオープンまでに検討してまいります。

一方、こうした中、当市とつがる市の一部を放送エリアとするコミュニティ放送局である株式会社五所川原エフエムから、同社の放送設備を立佞武多の館へ移転することについて、つい先日市に対し、提案書が提出されております。この御提案によりますと、送信アンテナを立佞武多の館屋上に設置することにより、より安定的で広範囲への放送が可能となるとのことで、安定した放送エリアの拡大により、五所川原市のみならず、周辺市町、圏域の防災情報、行政情報、コミュニティ情報等の多チャンネル化が可能となることは、大いに公益に資するものと考えられ、また同社はラジオ放送のみならず、日頃から立佞武多をはじめとする様々なイベントに携わるなど、広域の地域の活性化に貢献されていることから、立佞武多の館を拠点に活動をしていただくことは、リニューアルの目的に合致し得るものでありまして、有力な選択肢の一つであると認識しております。今後それらも含め、情報発信機能の強化について具体的に検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。FMごしょがわらさんですか。もしかしたらこれから館に入るといようなお話でしたけれども、ぜひこれから情報発信の強化、色々取り組んでほしいんですけども、2014年に日本創成会議が人口減少で20年後に存在ができなくなる消滅可能都市として、896の自治体が選ばれています。五所川原市も含め、津軽半島の10の自治体が入っています。私ちょっと調べたら、実際の10年前の総人口が14万2,000人、現在12万人です。10年間で2万2,000人が減ってきています。非常に厳しい数字かと思えます。

やはりこれから圏域の情報発信の拠点をつくるというのであれば、人口減少社会の中、先ほども少し言われていましたけれども、観光、教育、防災、交通、商品開発をこの10の自治体が協力し、下北ジオパークのように津軽ジオパークを申請してもいいのではないのでしょうか。その玄関口が立佞武多の館であっても私はいいと思っています。佐々木市長に、ぜひその先頭に立っていただいて、立佞武多の館をこの圏域全ての住民の窓口、商品開発、観光、防災、全ての役割を得るような、そういう拠点にしてほしいんです。

佐々木市長、時間もなくなりましたけれども、最後に一言聞いてもよろしいでしょうか。質問します。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今立佞武多の館についての話もありましたけれども、これから商工会議所で、駅前のにぎわい創出の委員会が今月の常議員会に上程する意見書もこれから市に提案されると思っています。市としては、中心街の再開発の中心は、やはり立佞武多の館を中心とした中心街の再開発ということ念頭に置いておりますので、FMの関係も今そこまで進んでいること、実際私もそこまではまだ把握をしておりませんが、そういうものを踏まえながら、できる限り圏域の中心でもあるということ念頭に置きながら、その辺を念頭に置きながら、これから皆様等の御意見を伺いながら、しっかりした中心街の再開発に努めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ありがとうございます。通告していなかったんですけども、御意見をおっしゃっていただき、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

時間がなくなりました。最後にですけども、総務部長、音楽の趣味が合うということで、いろいろ音楽談義にも花を咲かせ、そして教育部長時代には大変お世話になりました。ありがとうございます。そして、福祉部長、金木の様々なことを教えていただきまして、本当に感謝申し上げます。私も将来時間ができれば、放浪の旅にでも行きたいと思っています。そのときは、アドバイスをよろしくお願ひします。そして、建設部長、小さなことから大きなことまで、様々な市民の要望を聞いていただきまして、本当に御迷惑をおかけしたと思っています。本当に感謝を申し上げます。市浦の情報もいろいろと教えてもらいました。勉強になりました。ありがとうございます。ぜひとも健康を第一に、そしてこれからも五所川原市をよろしく見守っててください。ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

質問者の妨げにならないように、私語は慎むように、ひとつ御協力のほどお願ひします。

次に、6番、藤田成保議員の質問を許可いたします。6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 皆さん、おはようございます。市民の声を聴く孝志会、藤田成保です。まず、1月1日に能登半島地震で被災された方々に謹んで哀悼の意を表します。

そして、昨年12月に不慮の事故でお亡くなりになりました教育委員会スポーツ振興室室長、山谷祥文さんの御冥福をお祈りいたします。山谷室長とは、高校時代の先輩後輩の関係でございまして、在学中は大変お世話になりました。また、昨年夏頃から東奥義塾同窓会五所川原支部設立総会準備委員会の一人として、共に設立準備をしてまいりました。くしくも12月9日、通夜の日、一緒に設立総会に出席する予定で、これからのことを共に語り合い、楽しみにしていた矢先の事故でした。今回のことで、死ということに改めて深く考えさせられ、一度しかない人生、日々悔いなく生きていくことを強く思いました。

それでは、通告に従い質問させていただきます。DX、デジタルトランスフォーメーションについてです。先月、2月17日、宮下宗一郎青森県知事の県政報告会がございました。報告会には、今この場にいる議員の方々も多く参加されておりましたが、その報告の一つにDXのお話があり、県、そして総務省が強く推進している誰一人取り残さないDX推進計画の五所川原の推進状況はどのような推進状況でしょうか。

また、当市では、令和7年度までに全ての体制が完了するように予定されていますが、予定どおりなのか、遅れているのか、またそれをどのように推進、加速させていくのかお伺いいたします。

次に、街路樹についてです。全国的に見ると、街路樹はイチョウ、桜、ケヤキが主流となっております。当市でも桜が多く見られ、冬が終わり、春になると桜の花が咲き、町並みがすばらしく、心の癒やしになります。しかしその一方で、桜の成長とともに根も成長し、歩道の損傷が多く見受けられます。根上がりによる歩道損傷箇所の対処について、どのようにお考えでしょうか。

街路樹は、必要不可欠だと思います。しかし、人との共存のためにも、この先安全のためにどのように対策していくのか、お伺いいたします。

理事者側の誠意ある答弁、よろしくお願いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 それでは、デジタルトランスフォーメーション、DXについてお答えいたします。

まず、当市におきましては、本格的な人口減少時代に対応するために、行財政改革の一環として、デジタル技術の積極的な活用による業務の効率化と持続可能な市民サービスの提供により、市民があらゆる面でよりよい方向に変化するよう、国のデジタル化に関する法律等に基づきまして、副市長を本部長とする五所川原市DX推進本部の下、令和4年10月に五所川原市デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定しており

ます。こちらのほうは、議員の御発言のとおり、令和7年度までの事業計画となっておりますけれども、今のところおおむね予定どおり進んでいるものと認識しております。

本計画は、3つの基本方針の下に各種取組を進めておりまして、基本方針1、利用者にとって便利な行政サービスの実現では、行政手続のオンライン化の推進、そのほかライン等のSNSの活用を進めております。基本方針2のデジタル化による行政運営の変革については、国が推進するオンラインシステムの標準化、これは現在進行中でありましてけれども、そのほか電子決裁、これは今年の1月から導入しております。それと、オンライン会議、こちらのほうはコロナ禍で大幅に推進しておりました。これらの事業を進めております。基本方針3のデジタル化を推進する基盤づくりでは、情報セキュリティ対策のほか、ICT、職員研修等を推進しております。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 根上がりによる歩道損傷箇所の対処についてお答えいたします。

街路樹の成長に伴い根が太くなり、歩道の舗装や縁石が持ち上げられて損傷する根上がりは、歩行者、特に高齢者や子供、車椅子の方の通行に大きな支障となります。その対処方法としまして、隆起した歩道の舗装や縁石を撤去し、支障となっている根を切断した後、縁石の再設置、舗装の復旧を行っているところでございます。

次に、今後の安全対策についての御質問がございました。根上がりが進行した場合、歩行者の転倒リスクが高まり、危険な状況となるため、确实に対策を講じていく必要があります。今後については、道路パトロールにより根上がりの進行状況を把握し、危険箇所の補修を実施していくとともに、根上がりが発生しにくい低木への更新や街路樹そのものの撤去を検討し、安全な歩行空間の確保に努めてまいります。

以上です。

○木村清一議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 誠意ある答弁ありがとうございます。

当市の進行状況について、これは再質問いたしません。予定どおり進んでいるということで、ここでは市役所職員全体を巻き込まなければならない大幅な改革ですから、DX計画、トップが強いリーダーシップで、言い方を変えれば、強引に進めないとならない計画だと思います。誰一人取り残さないDX推進計画のためにも、ますますの推進、よろしく願いいたします。

それでは、取組をどのように加速していくのかについて再質問させていただきます。先ほど部長の答弁にありました証明書発行業務の場合で、よりよい行政サービスの提供の検証は、いつ頃開始予定でしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 オンライン手続の関係になりますけれども、本定例会に提案しております手数料条例の改正にも含まれております。県のポータルサイトを利用したオンライン申請による住民票の写しの交付、こちらの証明書交付の業務を10月から実施する予定としております。このほかにも、これまでに県のポータルサイトを活用しまして、届出業務だけにつきましては、受付をしているような体制が整っておりましたが、今回実際に住民票の交付、要は証明書の発行手数料を伴うものですので、そこについて今回議論していただくということになっております。

デジタル化が加速する社会情勢の中で、行政においてもデジタル化、先ほどお話ありましたとおり、強力に推進する必要があるということで、事業推進体制について、今後について見直しが必要であると認識しております。当初の計画した計画よりも、さらにすごいスピードで進んでおまして、現実にはそれに行政もなかなか対応し切れていないという状況が見受けられました。このことから、DX推進本部の中で部会体制を窓口業務、いわゆるフロントヤード改革に関する部分、それともう一つ、内部に関するバックヤード部分の改革に関する部会を見直す予定として考えております。

まず、各業務ですけれども、窓口業務と内部業務に分類した上で、例えば今の証明書の発行業務でありますと、受付の入り口、それから交付する窓口、これは一連の作業ということで、作業内容を細かく分析、解析した上で、どこまでデジタル化を進めることができるのか。そして、それをどうやってよりよい行政サービスの提供につなげるのかの内容を整理して、検証することとしております。また、これに伴いまして、窓口体制を見直す作業に同時に入る予定としております。

今年度、残り少ないですけれども、新たに設置した施設マネジメント室、こちらのほう今年度設置した部分では、ハード面による行財政改革、施設の関連となります。そして、今お話ありましたデジタル行政推進課では、DXに向けた行財政改革を推進して、新たな時代に向けた取組を推進していく予定としております。

○木村清一議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 ありがとうございます。平成から令和に変わり、社会情勢も人々の生活スタイルも急激に変わり、デジタル化が加速的に進展する今の社会情勢は、私、現代の戦国時代だと思っています。しかし、誰一人取り残さない、人に優しいオンライン化のためにも、皆さんの御尽力で推進、誘導されるよう、よろしく願いいたします。DXの質問は終わらせていただきます。

次に、根上がりによる歩道損傷箇所の対処についての御答弁、こちらは再質問しませ

んが、対処方法を御説明いただきありがとうございます。

次に、安全のためにどのように対策していくのかについて再質問させていただきます。先ほど撤去という言葉が出ましたが、街路樹は道路景観に彩りを与え、ヒートアイランド現象の緩和、車と歩行者の分離など、なくてはならないものであります。また、部分的な補修ではなく、子供や車椅子利用者、高齢者など、不自由なく歩ける全体的な対策を実施する考えはないでしょうか。

よろしく願います。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 部分的な補修ではなく、全体的な対策を実施する考えはないかについてお答えいたします。

部分的な補修の場合、歩道の一部のみ舗装が新しくなりますが、補修をしていない箇所については段差などが解消されないため、歩道の路線全体の整備が必要な箇所もあると考えております。今後につきましては、根上がりが頻発している箇所や歩行者が多い路線を中心とした対象路線を選定し、計画的な歩道整備について検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 誠意ある回答、ありがとうございます。何とか人と共存できるように対策してもらいたい、そして害虫や枝などについては薬剤散布、剪定など、定期的にしておられるのは重々承知しております。しかし、根上がりに対する損傷については、なかなか対処し切れていないように思われていました。

私の町内におかれましても、足腰が衰えてきている高齢者の方々は、かなり気をつけて歩かないと、大変危険な状態です。また、根が近隣の家を基礎を盛り上げる可能性もゼロではありません。しかし、ほとんどの市民が撤去、伐採は望んでいないと思います。万が一がある前に、パトロール等で把握し、対処してもらいたい。

誰一人取り残さない市政実現のためにも、ソフト面でも、ハード面でも、体制を整えてもらいたい。「子育てするなら五所川原」の実現、実行のために、公園等整備も進めている五所川原市ですが、公園へ行く過程の整備も視野に入れ、また車椅子利用の方々も、高齢者の方々も、安心して歩ける整備も必要ではないでしょうか。人は、誰でも年齢とともに衰えていきます。先天的または後天的に障害を負ってしまう方もいらっしゃいます。誰一人取り残さない市政のためには、困っている方々を中心に考えてもらいたいと思います。

あと、実際に私と長男が経験した、いまだに悔いの残る出来事をお話しさせていただ

きます。まだ息子がよちよち歩きのと看ですが、町内の歩道を手をつないで散歩していました。私、長男ということで、一番最初に生まれた子供ということで、まだ子育てにも慣れていないときでしたが、ちょっと手を離したんです。本当1メートルぐらい歩く練習だと思って。そのとき、長男がやっぱり根上がりの歩道の箇所につまずきまして、おでこに小石が突き刺さり、結構出血もいたしました。その傷はいまだに残っています。手を離した自分が悪いのは重々承知していますが、今後誰一人このようなことがないように、しっかり整備してもらいたいと思います。

今回は、明瞭簡潔に質問させていただきました。私の質問はこれで終わりますが、今回の3月議会で最後になる小林総務部長、三和建設部長、藤元福祉部長、柏谷福祉政策課長、お疲れさまでした。今回で理事者側でのお仕事は終わりますが、しばらくは再任用等でお残りになられると思います。あと数年は、五所川原も大変厳しい状態だと思われる。しかし、皆さんの知識と経験、それでもう少しだけ五所川原市役所を、職員を、そして五所川原市を支えてください。私は、1年生議員で、僅かの間のお付き合いでしたが、大変お世話になりました。皆様方の背中を見て、この1年成長させてもらいました。私からのお礼の言葉をお伝えして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤田成保議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時02分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 三和会の和田祐治でございます。質問の前に、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りいたします。また、被害に見舞われ、厳しい生活を送っておられます被災された方々に心よりお見舞いを申し上げ、一日も早く日常生活が戻りますことをお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず初めに、堺野沢ため池公園についての質問をいたします。堺野沢ため池は、350年前の津軽藩政時代に新田開発のため築造された農業用ため池で、現在も水田を潤す津軽平野の重要な農業水源として活用されております。入り組んだ地形、アシの景観、周辺の遊歩道が整備されてお

り、秀峰岩木山や津軽平野が一望でき、特に夏場の夕日はすばらしい景観であり、2010年には農林水産省が選定しているため池百選にも選ばれております。ため池の入り組んだ地形の湖畔の遊歩道、1周4.2キロメートルは、散歩コースとしても長過ぎず、短過ぎず、老若男女にはちょうどいい適した距離であり、多くの市民やウォーキング団体の皆さんが利用しておりました。

そこで伺います。堺野沢ため池公園がどのような経緯で整備され、どのように管理されてきたのかをお知らせください。

次に、市民の健康福祉の向上のための市民健診について伺います。厚生労働省が5年ごとに集計している人口10万人当たりの死亡数によると、2020年の青森県の死亡率は、男女とも全国最下位であり、がん、心疾患、腎不全など、全国で最悪な水準となっております。平均寿命や健康寿命の延伸には、健康診断やがん検診の受診の推進、健康意識の向上や生活習慣病の改善に取り組んでいかななくてはなりません。市では、集団健診、個別検診という形で、特定健康診査とがん検診を実施していますが、その受診率についてお知らせください。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○三和不二義建設部長 堺野沢はため池公園整備の経緯と維持管理状況についてお答えいたします。

堺野沢ため池公園は、県営堺野沢水環境整備事業により、ため池の保全、水に親しむ親水空間の創出、快適な生活環境の充実にを図ることを目的に、総事業費8億9,400万円をかけ、平成5年から平成13年までの期間に整備され、その後平成14年に県から市に譲与されたものです。現在、市が行っている維持管理業務につきましては、トイレの清掃業務、木橋の小破修繕、広場や遊歩道の草刈り、危険木の撤去、毛虫対策の薬剤散布等を実施しております。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 特定健康診査及びがん検診の受診率についてお答えいたします。

令和4年度の特定健康診査の受診率は30.7%となっております。がん検診の受診率については、胃がん検診が12.2%、肺がん検診が11.9%、大腸がん検診が16.8%、子宮頸がん検診が21.6%、乳がん検診が23.5%となっております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。市の農村等公園設置条例で規定されているにもかかわらず、令和5年9月4日より堺野沢ため池公園では、木橋の老朽化により複数の危険箇所が見つかり、大半の遊歩道が通行止めになっております。通行止めになっていることから、これまで利用されていた多くの方々から、いつになったら全面利用が可能となるのか聞かれております。しかしながら、令和6年度の予算には、修繕の事業は計上されておりました。

そこでお伺いいたします。危険箇所による通行止めについて、修繕を要する箇所は何か所あるのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 堺野沢ため池公園の遊歩道には、現在6つの木橋が架けられておりますが、市職員による点検の結果、そのうち4つの橋について部材の腐食が著しく、危険な状態と判断し、通行止めとしております。また、現在通行が可能となっている2つの橋につきましても、架設から20年以上が経過しており、部材に腐食が見られることから、角材やコンパネ等で小破修繕を行いながら、御利用いただいている状況となっております。

以上です。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ただいまの答弁で、橋6個のうち4か所が駄目になっているということでありますが、恐らくあと2か所の橋もかなり傷んでおると思います。

その中で、修繕を要する箇所の費用の概算についてお知らせください。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 費用の概算についてお答えいたします。

遊歩道に整備されている木橋6橋を架け替えた場合の概算金額についてですが、現在堺野沢ため池公園に架けられている木橋にはヒバ材が使用されておりますが、これをアルミ材と杉材を使用して架け替えた場合、総額の概算工事費は2億1,800万円と試算しております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、堺野沢ため池公園の遊歩道の修繕工事について、その計画がされているのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 木橋の修繕工事については、これまでもどのような方法があるの

か検討はしてきたところでございますが、現段階での実現は難しいものと考えております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 例えば修繕を要する箇所が広範囲にわたり、非常に大がかりな工事を要することは私も理解をしておりますが、これまでと同じ形にこだわらず、危険箇所を迂回して遊歩道をつなげることで、ため池の周りを市民が利用できるような方策なども検討できなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 現在通行止めとしている木橋を迂回しながら、ため池周辺を周遊できる迂回路の整備について検討しましたが、やはり用地買収や工事費に多額の費用を必要とすることから、現段階での実現は難しいものと考えております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 現在鶴田町では、廻堰大溜池に架かる鶴の舞橋の老朽化による長寿命化を図るため、令和5年度から令和7年度まで、工事部分を分けて大規模改修工事を実施しております。堺野沢ため池公園の修繕工事は、現時点での検討がされていないとのことですが、このまま未来永劫に放置するということでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 今回御質問いただきました堺野沢ため池公園のみならず、現在市が管理している施設等については、将来の人口減少や財政状況等を前提とした上で、今後の対応を見定める必要があると考えます。仮に橋の架け替え等に活用できる国や県の補助事業があるとしても、やはり市の持ち出しがあり、財政負担を要することから、繰り返しになりますが、現段階では難しいと考えております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 早急な修繕事業の実施は難しいとしても、その修繕に係る費用を詳細に調査する必要があると思います。その上で、国や県の事業補助のメニューを精査し、修繕事業の年次計画を練って、事業実施を実現化するものだと思いますが、まずは第1段階の詳細な調査の実施についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 昨年度、詳細な工事費用を算出するための調査設計業務費について算出したところ、約2,600万円の委託料が必要と試算されたところです。さらに、先ほども答弁いたしました、遊歩道に整備されている木橋の6橋全てを架け替えた場合の

概算工事費は、2億1,800万円と試算しております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 どうしたら今活用できるこの施設を有効に活用できるかを、まず第一に考えることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 現在利用可能な遊歩道や木橋、トイレについては、今後も保守点検をしながら、より長く利用者に堺野沢ため池公園を楽しんでいただけるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 堺野沢ため池公園は、市の農村等公園に規定され、五所川原市都市計画マスタープランに掲げる都市環境整備の方針においては、市民の憩いの場であるとともに、優良な観光資源として有効活用を促進し、住民と行政や企業等及び来訪者の協力の下、適正な維持管理に努めますと記載されておりますし、農林水産省により、ため池百選にも選定されている市の宝であるにもかかわらず、市としては修繕を後回しということではよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 先ほど来答弁しておりますが、やはり現状で活用できる補助事業はなく、また架け替えには多くの費用を要すること、費用対効果などを勘案しても、工事を行うのは、繰り返しになりますが、やはり難しいものと考えております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 堺野沢ため池公園は、水土里ネットさんの地域農業用水、森林保全活動の中で、子供たちによる生き物の調査、子供たちによるブナの植林なども行われてきました。しかしながら、橋や遊歩道は老朽化の一途であります。経年劣化を放置する期間が長ければ長いほど、急速に劣化が進みます。大規模な改修工事は難しいとは思いますが、計画的に少しずつでも改修工事の事業化を目指していただきたいです。住民の憩いの場を提供し、市民の健康の増進に資するために設置された堺野沢ため池公園が今後、市民の方々に末永く有効的に活用されますことをお願いし、堺野沢ため池公園に関する質問を終わります。

次に、市民の健康福祉の向上のための国保事業の市民健診について再質問させていただきます。健康診断は、自らの健康状態をチェックするもので、健康診査を通じて生活習慣病の早期発見、予防やリスクの要因の特定に役立ちますが、当市の受診率が低い要因をどのように分析していますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 受診率の低い要因をどのように分析しているのかについてお答えします。

当市の令和4年度の特定健康診査の受診率が30.7%、国が37.6%、県が40.0%であり、国、県と比較して低い状況となっています。未受診理由としては、令和5年度のデータでは、市民健診以外での検診、これは職場で実施するものなどになりますが、それが各種検診を受診するため、それと治療、経過観察中であるためという方が合わせて6割、そのほかの理由としては、時間が取れない、費用が高い、入院・施設入所中、寝たきり、歩行困難、出稼ぎ中となっています。

なお、40歳代から50歳代の受診率が低い状況となっていることから、その年代への特定健康診査受診率の向上の取組が必要であると分析しております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 確かに40代、50代といえば働き盛りであります。

それでは、健康診断の未受診の理由を現在までどのような方法で把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 市民健診における未受診理由の把握方法についてお答えします。

毎年3月下旬から4月上旬に市民健診対象者のいる世帯に送付している申込書には、未受診理由を記載する欄を設けており、それにより未受診理由を把握しております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 健康的なライフスタイルへの意識を高め、市民の健康増進の努力を促進し、慢性疾患の予防や管理が向上することで、医療費の削減にもつながりますが、受診率の低い要因を向上させるための啓発活動や情報提供について、どのようなことが実施されているのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 受診率アップのためにどのような取組をしているかということでお答えいたします。

国民健康保険の被保険者を対象とした特定健康診査の未受診者に対して、毎年農作業の繁忙期を過ぎた頃に受診勧奨通知を行っているほか、広報「こくほ」で特定健康診査の実施状況をお知らせするなどの周知活動を行っております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 これまで実施してきた周知を図るだけでは、やはり目に見えて向

上することはなかったのではないのでしょうか。今年から公費で、がん検診で精密検査が必要となった人に精密検査の受診費用の助成をする事業があるようです。

そこで、人間ドックというツールを設ければ、健康診査とがん検診、婦人科検診など、1日で完了することができ、個別に受診することよりも日程の調整がつきやすくなるため、受診の向上が進むのではないかと思います。協会けんぽや共済組合で人間ドックを実施していないところはありません。国民健康保険については、全自治体が運営しているにもかかわらず、健康事業の実施はまちまちであります。県内においては、10市のうち半数以上の市が人間ドックを実施した上で、かかる費用の助成を行っております。当市においても人間ドックの実施と費用の助成を検討することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 1日で健康診断ができる人間ドックの実施を検討できないかということについてお答えいたします。

令和5年度の市民健診において、特定健康診査と各種がん検診を同一日に受診ができる集団健診を各地で44回実施しており、また令和3年度から特定健康診査の料金を無料とし、安価で受診が可能なことから、現在人間ドックは実施しておりません。

しかしながら、会場やがん検診の種類によっては同一日に受診できない集団健診日もあることから、市民健診の実施方法について検討してまいります。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今回の答弁は、市民健診の実施方法についての検討であり、私が質問したのは人間ドックが実施できないかということであり、他市では人間ドックの実施が増えているのに、五所川原市はあくまでも実施しないということですか。お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 今お答えしたとおり、五所川原市では実施しておりません。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、人間ドックの助成については、受診率の向上と健康増進に大きく寄与すると考えられるので、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。また、県内10市のうち7市では、脳ドックの助成も開始されております。青森県は、食塩摂取量が多い、多量飲酒者が多い、喫煙率が高いといった気質、文化や、雪国ゆえの運動不足からの肥満、検診受診率の低さによる脳血管疾患の罹患も多いとされております。

そこで、当市では脳血管疾患の予防等に関して、どのような取組をされてきたのか、

お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 当市における脳血管疾患の発症予防の取組についてお答えいたします。

特定健康診査の結果を基に、血圧の高い人を医療に結びつけるため、保健師による健康指導を優先的に行うこととし、高血圧精密検査の受診勧奨や未治療の状況が続く場合は、個別健康指導による積極的介入を行っています。

また、脳血管疾患発症リスクがある方へ医療の早期介入を目的に、市独自の2次検診を実施してきました。現状として、脳血管疾患と関連する検診結果である血圧について、脳や心臓への負担が懸念される高血圧Ⅱ度以上の方の割合は、男女ともに減少傾向であり、また脳血管疾患で亡くなる方については、全国平均を100として比較する標準化死亡比において、平成28年は男性140.0、女性119.2と、男性で1.4倍、女性で1.2倍多かったところ、直近のデータ、令和3年度では男性91.1、女性94.9まで減少していますので、結果を上げていると認識しております。

生活習慣病対策は、脳血管疾患をはじめ、心疾患、糖尿病性腎症など、平均寿命や健康寿命の延伸に影響するものであり、各種健康指標を分析し、市の健康課題を把握しながら取組を継続していくこととしております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 脳血管疾患の兆候として、手足のしびれ、舌がもつれ、ろれつが回らないなどが挙げられ、発症してから初めてMRIを撮る方がほとんどであります。脳ドックを受診することで、脳血管疾患の早期発見につながれば、健康寿命の延伸につながると思いますが、脳ドックの実施を検討できないでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 脳ドックの実施を検討できないかについてお答えします。

脳ドックは、脳血管疾患を早期に発見する手段の一つであります。当市管内で脳ドックを実施している医療機関は、つがる総合病院の1か所となっております。脳ドックの実施に当たり、医療機関との調整が必要となりますが、つがる総合病院では、救急対応や予約診療により、脳ドックの対応件数は、最大で1日2件であると伺っております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今の答弁は、つがる総合病院で脳ドックを開始した場合の話ですが、つがる総合病院だけではなくて、例えば青森市や弘前市など、その他の地域の医療機関を含めた形での契約を考えることはできないでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 県内各市の状況を見ますと、ほとんどが市内の病院、または近隣の病院もあるんですけども、隣の市の病院とかになりまして、青森市とか弘前市、五所川原から弘前市とか、そういう離れている病院と契約しているところはないように思っております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 中核病院であるつがる総合病院にMRIの設備が整っているにもかかわらず、脳ドックの助成が開始されていなかったことが不思議でなりません。今後は脳ドックの助成に関して実施する予定などないのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 脳ドックの費用の助成についてお答えいたします。

県内10市の助成状況を調べたところ、先ほど議員もおっしゃっていたとおり、7市が脳ドックに対応する助成事業を実施している状況でありました。当市においても、脳ドックの費用助成が可能であるか、検討してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 脳ドックを市の検診として位置づけることにあまり前向きだとは感じられませんでした。例えば個人で脳ドックを受けた場合の助成について検討されるということでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 可能であるか、今後検討してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 脳梗塞や脳出血を発症した場合、死亡する確率や身体に障害が残る確率が非常に高くなるわけで、健康体であったときの生活環境とは全く違い、日々の生活がとても不自由になったりするわけです。先ほど脳ドックの費用の助成が可能であるか検討するという答弁をいただきましたが、私これは早急に取り組む必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 早急にと言われましたけれども、今後検討してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 私は本来、国民健康保険は全自治体で運営しているにもかかわらず、国保健診事業で他自治体との差があることが大いに疑問であります。青森県内10市

の中で、9市は人間ドックと脳ドック、あるいはどちらかの助成を行っております。どちらも実施していないのは五所川原市だけで、健診事業が10市と比べ、遅れているのが明らかであります。市長の施政方針に、誰一人取り残さない市政運営に努め、ここに住んでよかった、住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指していくと宣言されていますので、少子化対策や高齢者福祉にとどまらず、市で暮らす現役世代の健康増進のための健診事業について、市長の見解をお伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 大変鋭い指摘ありがとうございます。

まずは、市民の健康づくりの大切さは、現役世代に限るものではないと思っております。特に働き盛り世代の健康を支えるということは、社会活動を維持することにもつながり、子育てにも、あるいは高齢化社会にとってもよい循環を生み出すものと考えております。

しかしながら、当市はもとより青森県では働き盛りの年代の死亡率が全国と比較しても相当高いと。この年代の死亡率が高いことによって、平均寿命が青森県は短命県ということになっています。ある意味では、高齢者になってしまうと、大体全国的に同じ高齢者世代は長生きをしていくんですけれども、特に40代、50代、60代のやはり病死、非常に多いのが特徴です。そのためにも、やはり定期的な健診、あるいは生活習慣病の改善など、まずは一人一人、私もそうですけれども、和田議員もそうですけれども、まずは一人一人が自分の健康を自分で守るという意識をどう持っていただいて、それを啓発していくかということが非常に大事なものだと思っております。

その上で、これから市が実施する市民の健診、あるいは雇用主が実施する事業所の健診等の法定健診をしっかりとやらせてもらって、まずは市民の皆様一人一人、特に働く世代がしっかりとやはり自分の健康を守っていくという意識をぜひとも持っていただきたいと。その上で、先ほど指摘しました検診率を高めるために、脳ドックを含めた人間ドックを実施すれば、時間的な制約の中で実施率が上がるのであれば、そういう方向もやはり検討する必要があると思っております。

ただ、これから働く世代にどう自分たちの健康志向に向けての意識の変化、そして検診を受ける、やはり自分の健康をしっかりと守っていくという行動、それをどう我々が、行政が促していくのか、促せるのか、促す一つの要因として、今提案があったことが必要かどうかもしっかりと念頭に置きながら、これから働く世代に限らず、市民の健康の維持、増進にしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 青森県においても、短命県返上のスローガンを掲げておりますが、その成果はなかなか実感できるものとはなっておりません。こうした状況の下、健診体制が遅れていることが現実となっているのが五所川原市であります。

しかしながら、来月から始まる令和6年度での事業化は厳しいとは思いますが、1年間かけて健診事業の新たな構築という形で、令和7年度からの開始を強く要望し、長生きするなら五所川原市でと言える日が訪れることを願います。

最後になりますが、今回の質問は堺野沢ため池公園、健診事業についてでありましたが、令和6年度は財源がないので事業化できない、可能であるか検討するとの答弁でありました。新聞報道では、過去10年で最も小さい予算規模で、これといった新規事業がなく、起債の償還を誇れるものでありませんが、創意と工夫で市民が望んでいる事業を展開するのが自治体の務めと私は考えております。物価高騰や人件費、契約料が増額していますが、予算がないからやらないでは、市民サービスの低下にもつながるのではないのでしょうか。

市長は、就任してから6年間、財政が厳しいと嘆くばかりでしたが、令和6年度は年度途中からでも実施できる事業を再考できることを望みます。このことについて市長さんより御意見を頂戴して、私からの一般質問を終了いたします。

よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 なかなか答えにくい質問というか、どういう具合に捉えればよろしいか分かりませんが、確かに財政は厳しいです。それは、ここにいる理事者側、議員側も共通の認識だと思っています。また、その中において、やはり創意工夫、ある意味では削るものは削りながら、重点的なものにはしっかりと予算をつけると、メリハリをつけながらやらなければならないということは確かです。

ただ、やはりこの人口減少の中の高齢化の中で、あまりにも課題、そして対応すべきものが非常に多くなっているんです。そのことも現実です。その現実を捉えながら、やはり取捨選択をしながら、行政がいかに知恵を絞ってやるかということが、これから行政を預かる我々に課せられた使命であり、課題だと思っておりますので、その辺を含めながらしっかりと対応すべく、知恵を絞りたいと思っております。知恵が出てこなければ、汗をかいて頑張りますので、どうぞ皆様方の御支援をよろしくお願い申し上げます。

○木村 博副議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ありがとうございます。これで私の一般質問を終了いたします。
どうもありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

次に、7番、金谷勝議員の質問を許可いたします。7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 市民の声を聴く孝志会の金谷勝です。市民のため、子供たちの未来のため、そして五所川原市の明るく住みよいまちづくりのために働かせていただく決意で質問させていただきます。

新年早々に能登半島地震や羽田空港での航空機事故など、痛ましい自然災害や事故が起きております。貴い命を失われた皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

前回の質問の際には、市長、副市長をはじめ、関係各部長及び関係各課の職員には真摯に対応していただき、誠にありがとうございました。皆様からいただいたお答えを生かすべく、現在市民とともに取組を進めているところであります。

今年は、例年に比べ積雪が少なく、私も含め、市民の皆様も雪かきをする日が少なく、過ごしやすい冬をお過ごしのことと思いますが、私、雪が少ないのは、生活する上では助かるものの、健康面では少し運動不足ぎみなところが心配なところであります。

今、私の住む七和地区をはじめ、リンゴ園地ではリンゴの剪定作業が進められており、いつもと枝を見る角度が違う生産者も多いかと思っております。この剪定作業は、出来秋を左右する大切な作業であり、古くから引き継がれてきた技術であり、絶やすことはできない技術であると思っております。

先日、地元のリンゴ農家から見せていただいた県りんご協会が発行しているりんごニュースの記事に、弘前市が新規就農者らの声を受けて、初めて企画したリンゴ剪定講習会に、定員30名に対し、約80人の参加者があり、技術を学ぼうと熱心な参加者でにぎわったとの記事がありました。弘前市では、それだけ剪定技術を学ぼうと積極的な生産者が多いことが、さすが日本一のリンゴ生産地であると思わされました。ある生産者によると、当市でも農協の剪定講習会も開催されており、毎回参加者が多いと聞いておりました。毎日、新聞の農産物の取引価格が記載されている欄を見ると、リンゴの取引価格が高く、剪定技術の向上により、高品質なリンゴ生産に取り組んだ結果が、農業者の所得向上へと結びついていると実感し、技術向上対策が必要なことと感じております。

私、以前質問で、雪室リンゴの取組について、旧東小学校の体育館や校舎の一部を活用した雪室の施設を設置できないかの質問をさせていただきましたが、このたび七和地区のリンゴ生産者が中心となり、旧東小学校の校庭の一部に、1月27日に雪室リンゴを

実施いたしました。今年は雪が少なく、雪室を作るのに苦勞されましたが、40日間雪室状態にした後、掘り起こす予定となっておりますので、掘り起こした際には市長に御報告に上がりたいと思っております。

このように、雪が少ない年はここ数年では珍しく、今年の猛暑、そしてこの積雪の少なさが農作物の生育だけではなく、私たちの飲用する水などの確保にも影響があることが心配でなりません。

私、前回の質問では、リンゴの高温障害による減収について触れましたが、今年の高温障害が今年の花芽形成に及ぼす影響も考えられますが、さらに害虫の成長サイクルにも影響を与え、リンゴの品質低下を招く原因にもなっているとされておりまして。令和5年産のリンゴは、日焼けや鳥獣被害により減収したものに加え、害虫による被害など、リンゴ農家へ与える影響は大きいものとなっていると思っておりますが、この影響はリンゴ農家だけではなく、当市のふるさと納税への影響もあったかと思われま。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。質問の1点目といたしまして、令和5年度のふるさと納税の寄附の状況についてお聞きいたします。私、以前頂いた資料が手元にございまして、令和4年度の寄附実績として、寄附件数が5万4,624件、寄附額が9億8,500万円となっており、人気のあった返礼品として1位にリンゴがあり、件数として全体に占める割合が45%もの寄附をいただいておりますが、今年度の寄附の状況はどのようになっているのか、お知らせください。

続いて、2点目の質問といたしまして、リンゴの害虫対策について伺います。今年の猛暑により、害虫の発生サイクルが変わり、モモシンクイガやリンゴコカクモンハマキは、市内のリンゴ園地でも発生が心配される場所であり、この害虫対策について農協の防除暦では、交信攪乱剤、コンフューザーRの設置、または薬剤散布を1回散布することが追加になると聞いておりますが、当市の園地での病虫害防除対策として、コンフューザーRを使用した園地があるかお知らせください。

続きまして、3点目の質問は健康診断についての質問です。先ほど、今年は雪が少なく、過ごしやすい冬になっていると申し上げましたが、この暖冬、私も例年であれば雪かき作業に追われ、体を動かしており、運動不足にならないのですが、最近このとおり、若干貫禄がある体型になっており、ちょっと健康面にも気をつけていかなければいけないと、自分自身思っております。

この健康についてですが、五所川原市後期総合計画の基本政策2で、地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくりの施策推進の背景と課題に、「県は、一人一人の健康づくりの推進のため、ヘルスリテラシーの向上を目指すとともに、基本計画である「選ばれる

青森への挑戦」の戦略プロジェクトの柱の一つに「健康ライフ実現プロジェクト」を掲げています。こうした県の動きに協調し、健康づくりに力を入れていく必要があります」と書いてありました。また、「青森県は全国で最も平均寿命が短い県であり、本市も全国平均を大きく下回っています」と記載がありました。「その要因として、本市を含む西北地域の男性では40歳代から、女性では50歳代からの比較的若い世代の死亡率が高いことが挙げられており、生活習慣の改善やがん等といった疾病の早期発見・早期治療を推進していく必要があります」と総合計画にあります。

ここで質問に入らせていただきます。総合計画にもありますが、生活習慣の改善やがんなどといった疾病の早期発見、早期治療を推進するために、集団健診を実施していると思いますが、五所川原市全体の集団健診受診者数と、私の住んでいる七和地区、長橋地区、飯詰地区などの中山間地域の受診者数についてもお知らせください。

以上、3つの質問について私からの1回目の質問といたします。理事者側の誠意ある御回答をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えします。

令和5年度のふるさと納税の寄附状況についての御質問がありました。令和6年の2月末時点での令和5年度のふるさと納税寄附額になりますけれども、約9億6,400万円となっております。先ほど質問で議員もおっしゃっておられましたが、寄附件数割合ではリンゴが構成割合で1位の約47%と、次いで米、その他の果物と続いております。

以上です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 リンゴ園地における病虫害防除対策の現状についてお答えします。

当市の多くの生産者は、リンゴ病虫害防除暦に従って、組合による共同薬剤防除、または個人による薬剤防除を実施して、リンゴ園地の適正管理に努め、高品質リンゴの生産に取り組んでおりますが、近年後継者不足等の影響から、病虫害の発生源となり得る放任園の発生が見受けられます。

このことから、市では放任園化が懸念される園地について、パトロール及び生産者や農協からの情報により発生状況等を把握し、周囲への被害を防ぐために、関係機関と連携を図りながら、園主に対して聞き取りや指導を行い、伐採、抜根による廃園を促しています。また、園主の事情により対応が進まない園地については、県の果樹放任園発生防止等対策事業を活用し、害虫の繁殖を阻害する交信攪乱剤であるコンフューザーRを

設置するなど、病害虫対策を講じているところです。

なお、当市でコンフューザーRを使用している園数については把握できておりませんが、利用数は少ないものと思われます。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 集団健診実施状況についてお答えいたします。

令和4年度の特定健康診査は、集団健診を6月から12月まで、12か所の会場で、個人健診を6月から3月まで、17か所の医療機関で実施し、対象者9,545人に対する受診者は2,928人で、受診率は30.7%となっております。七和地区、長橋地区を含めた市内11か所の中山間地を有する地区の受診者及び受診率につきましては、624人で28.6%となっており、市全体の受診率より2.1%低くなっております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まずは、ふるさと納税に対する質問でございます。今聞くと、昨年より2,000万円ぐらい寄附額が減っているように思われますが、ふるさと納税のリンゴの取扱いについて、昨年度の猛暑や鳥獣被害による影響があったのであれば、どのような影響があったかお知らせください。

○木村 博副議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えします。

ふるさと納税返礼品の昨夏の猛暑による影響でありますけれども、主な影響といたしましては、リンゴの着色遅れによる出荷時期の遅延、それから収穫量の減少によるわせ種及び中生種の取扱い早期停止、それから贈答用規格のふじの在庫数の減がありました。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。

リンゴ農家も一生懸命頑張っているんですが、何せ自然には勝てない、それが農業でございます。これからも農家の方々が一生懸命頑張って、五所川原市のために、ふるさと納税返礼品として生産者が増えていくことを私は望んでおります。御答弁ありがとうございました。

続いて、2点目の質問でございます。モモシンクイガの防除についてですが、新聞報道等でも目にしたのが、リンゴ害虫対策について県りんご対策協議会、県りんご協会、県りんご共同防除連絡協議会の3団体がモモシンクイガの防除対策協会の支援を県に要望しておりますが、ちょうど昨日新聞報道で、青森県が2分の1を補助するというのが

大々的に新聞に載りました。

それで、五所川原市でも、ふるさと納税の返礼品、リンゴが1位ということで、モモシクイガの防除に対する支援を行うことは考えているかどうか、お聞きいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 モモシクイガの防除に対する支援についてお答えいたします。

2月5日に宮下知事に対して、青森県りんご対策協議会、青森県りんご協会、青森県りんご共同防除連絡協議会の3団体がモモシクイガ対策に係る支援の要望をしており、これについて県がモモシクイガ防除の対策事業を創設し、交信攪乱剤の購入に要する費用への支援を打ち出すとの報道がなされております。

なお、この3団体からは、2月22日付で本市に対しても同様の内容による要望が提出されていることから、本市としましては、今後県による事業内容やスケジュール等の詳細を把握した上で、効果的な防除対策が図られるような支援の実施を検討してまいります。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、モモシクイガの発生を抑えるためには、コンフューザーRの設置または薬剤散布を1回増やして対応することとなり、県と我が五所川原市が支援していただくとともに、地域全体で取り組めるよう指導することにより、発生を防ぐことができ、高品質のリンゴ生産が図られることと思います。によって、農家所得の向上も一緒に図られるとっております。そして、輸出先である台湾での検査でモモシクイガの幼虫が入った果実が一個でも見つければ、輸出がストップし、リンゴの価格に影響する、とても悪い虫でございます。ふるさと納税の寄附状況でもお答えいただきましたが、リンゴの寄附状況が全体の半分近くを占めている。この寄附の一部を害虫防除のために役立てていただき、みんなで取り組むよう、市でも早めの対策を講じてもらえるよう、支援を要望いたします。

それで、市長にお聞きいたします。どうでしょうか。このふるさと納税の大半をリンゴが占めているのであれば、この寄附の一部を害虫対策に生かし、活用していただけないでしょうか。リンゴ生産者が元気、勇気、やる気の出る回答を期待しております。

よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今経済部長の答弁にもあったとおりですけれども、金谷議員が言うように、これはふるさと納税云々の問題ではなく、これはリンゴ産業全体にとって、モモ

シンクイガの防除対策というものは、大変重要な課題であり、問題だと思っております。

昨日、2023年度の一般会計補正予算として、県がリンゴの虫害、モモシンクイガの防除対策として、2億7,500万円の金額を計上しておりますので、その状況を見ながら、その内容も精査しながら、これはやはりリンゴ農家にとって、あるいは地域のリンゴ産業にとっての重要な問題ですので、県に追随をする形でしっかりと支援を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 市長の心強い御回答、誠にありがとうございました。五所川原市のリンゴ農家は、みんな市長に期待していると思います。よろしくお願いいたします。

それでは、健康診断について再質問いたします。健康診断を受診されている方は、中山間地域では少ない状況であるということが分かりましたが、私の勝手なイメージでは、農家の人は農作業をしないといけないから、健診で時間が取られるのがもったいないとかいう人もいるのかなと思っております。

先日、テレビのニュースを見ておりましたら、宮下県知事がQOL健診を受けてみたとのニュースが出て、「んっ、何これ」と。約2時間で測定、結果通知、健康教育が受けられるパッケージ型と字幕が出ておりました。このQOL健診とはどういう健診内容か、お聞きいたします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 QOL健診についてお答えいたします。

QOL健診は、生活の質、クオリティー・オブ・ライフのアルファベットの頭文字を名づけた、弘前大学が開発した健診プログラムです。この検診では、受診者が事前に各自で受診した健診結果を提出し、生活習慣の聞き取りと、その場で実施する骨密度検査、野菜摂取量チェック、握力や立ち上がりテスト等、簡易的な筋力検査などを含めた11項目を測定し、健康教養の講義を受けるといった内容であり、健康意識を高めること、健康教養を身につけてもらうことを目的とした、いわゆる啓発型健診であり、青森県医師会附属健やか力推進センターが受託しております。

啓発型健診ではあるものの、生活習慣病の発症リスクや受診者に応じた生活習慣改善方法等が分かるという面もあります。法律で規定された健診ではありませんので、対象年齢、要件等がないことから、県内他自治体では若年層を対象に実施しているところがあり、また事業所において職場を対象に実施しているところもあると伺っております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。

約2時間で測定、結果通知、健康教育が受けられるパッケージ型のQOL健診、農家が農作業の合間にこの健診を行って、自分の健康を見詰めるというのも必要ではないかと思っております。結構農家の人は、農作業を優先しがちなところがあり、多少体調が悪くても無理をすることがあると思います。少しでもできることからやってもらう取組について、QOL健診、市長、ぜひ当市でも実施していただけないものでしょうか。民生部長、答弁をお願いします。

○木村 博副議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 QOL健診の実施についてお答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、QOL健診は啓発型健診であり、また簡易的なテストを実施しますが、基本的に受診者が受けた健診結果の提出が必要とされております。

当市では、市民健診を受診した方に市の保健師が健診結果説明会や特定保健指導にて、健診結果に基づいた生活習慣改善指導、精検者に対する受診勧奨を実施しているほか、各地区の保健協力員と連携した健康教室、健康講座の実施等、健康づくりのための情報提供や保健教育など、各種健康増進事業に取り組んでいます。また、市民健診の対象とならない若年層に対しては、要件はあるものの、特定健診と同様の検査をする市独自の健診、ごしょりん健診を実施しており、QOL健診と同じ目的の保健事業を展開していることから、現時点での導入は考えておりません。

しかしながら、健康に関心の低い方への働きかけとして活用できるものと認識しておりますので、費用対効果等を考慮しながら、検討していきたいと考えております。市民の健康づくりのためには、まずは市民健診の受診率を向上させ、早期発見、早期治療につなげることが重要と考えておりますので、議員におかれましても、市民の皆様へのお声かけ等に引き続き御協力をお願いいたします。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。

このQOL健診は、私もニュースを見て気になったものでありますが、実は七和地区のリンゴ農家の青年から、QOL健診をぜひやってほしいとの要望があり、今回質問させていただきました。まずは、健康第一、健康で農作業に励み、安定していいものを作ることが農業者の使命と思っております。

ここで、私から報告がございます。私も所属しております五所川原市を中心とした飼料用米生産者で構成する五所川原広域水田フル活用推進協議会が1月26日に、坂本農林水産大臣に、これからの水田農業政策に関する要望書を直接大臣に渡してまいりました。当日は、市浦の秋田谷会長が中心となり、私も含め8名が出席し、坂本大臣からは、「こ

れからの担い手が安心して農業を続けていくため、努力していきたい」とのお言葉もいただきました。私も57歳となり、現在後継者、担い手を育成している最中であり、坂本大臣からいただいたお言葉に背中を押され、地域の農業を盛り上げていく意思をさらに高めました。担い手の育成のためにも、自分も含め地域の住民、そして市民が健康であることが必要であり、自分の健康状態を常に管理できるよう取り組み、持続可能な農業につなげていきたいと思っております。

引き続き市民の安心安全、そして農業者に対する支援をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって金谷勝議員の質問を終了いたします。

次に、17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。本定例会におきましては、教育、そして福祉の分野において質問をさせていただきます。

まず、最初の1番として、小中学校のデジタル教科書本格導入についてであります。市民の皆さん、デジタル教科書といってもなかなか分かりづらいと思いますけれども、今までのような紙の教科書から、このようなタブレットの端末を使った、器具を使った授業になるということでございます。

(1)として、文科省は今年度から小中学校でのデジタル教科書本格導入をスタートさせております。これに先立って、令和3年度から実証事業を始め、令和4年度からは希望する全ての小中学校で英語の教科書を無償で使えるようにしております。本市においては、もう既に令和3年度から始めているようでございますので、これまでの状況と課題及び文科省のこれからの方針についてをお伺いしたいと思っております。

(2)として、教員のICTスキル、デジタル教科書を活用した指導スキル向上についての取組についてもお伺いしたいと思っております。

2として、小中学校教員の勤務状況が苛酷になっている状況についてであります。

(1)として、少子化が進んでいるにもかかわらず、デジタル対応などで業務が拡大している背景もございます。精神疾患による休職者は、全国で5,000人にも上っております。2008年度からは、16年間ずっと高止まりが続いている状況であります。本市において、精神疾患による休職者数についてお伺いいたします。

(2)として、デジタル対応などで業務が拡大しているため、教員の半数は勤務時間中の休息時間がゼロだったことが研究者の調査で分かっております。本市においての勤務時間中の休息時間の実態についてお伺いいたします。

(3)として、全国的に立場が不安定な非正規教職員、講師ですね、これが増え、正規職員のしわ寄せが起きております。当市の現状についてお伺いいたします。

3番目として、介護保険制度についてであります。後期高齢者人口のピークは2040年でありますので、これから団塊の世代が後期高齢者のほうに入ってきますので、2060年度まで増え続ける傾向にございます。

そこで、(1)として、今年度改正される介護保険制度で、これまでと大きく異なる部分を中心にお伺いいたします。

(2)として、当市において3年に1度見直される65歳以上の第9期介護保険料についてお伺いいたします。

(3)として、親に介護保険サービスが必要になった場合、まず要介護認定の申請を行う必要があります。そこで、認定申請の流れについてお伺いいたします。

(4)として、深刻な人手不足などを理由に倒産する訪問介護事業所が相次ぎ、昨年は全国で67件という過去最多を更新しております。当市において、訪問介護を行っている事業所の経営状況と、ヘルパーの充足率についてお伺いいたします。

(5)番目として、施設に入所している場合の負担限度額の決定と各施設への支払いについてであります。このことについては、特に決定までに要する期間、これについてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○原 真紀教育長 非正規教職員の当市の現状についての質問がありましたが、まず教職員の人事に関して、私のほうからお話しさせていただきます。

公立小中学校の教職員、いわゆる県費負担教職員の配置については、県教育委員会が行うこととなっております。そのような中、全県的に教職員定数が満たされていない現状があることから、次年度の教職員人事に向けて、青森県教育委員会に対して、青森県市町村教育委員会連絡協議会及び青森県都市教育長協議会から県の教育委員会に対しまして、小中学校における教職員の配置が確実に行われるよう要望しているところであります。また、西北教育事務所長に対しても、私のほうから強く要望しているところであります。

非正規教職員の当市の現状につきましては、後ほど教育部長より答弁いたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それではまず、デジタル教科書導入についてのこれまでの状況と課

題及び文部科学省の方針についてお答えいたします。

デジタル教科書には、指導者用と学習者用の2つがございます。指導者用デジタル教科書は、本市の予算で小学校に国語、社会、算数、理科、外国語を、中学校に国語、社会、数学を整備しております。学習者用、いわゆる児童生徒用のデジタル教科書ですけれども、こちらは本格導入に向けた文部科学省の事業として、外国語は市内全ての小中学校に、算数・数学は市内約半数の小中学校に整備しております。全国学力・学習状況調査アンケート等から、本市の教員は県や全国よりもICT機器やデジタル教科書の使用頻度が高い結果が出ておりますので、今後は効果的活用を推奨してまいります。

課題としては、教員のICT活用指導力の能力差を減らすことや環境面の整備などが挙げられます。

なお、文部科学省のデジタル教科書の本格導入計画については、まだ具体的に示されておりませんが、今後教科ごと、学年ごとに段階的に進められる予定となっております。当面は、紙の教科書と併用した運用が行われることとなっております。

続きまして、教員のICTスキル及びデジタル教科書を活用した指導スキルの向上に向けた取組についてお答えいたします。本市では、教員のICTスキル向上に向けて、ICT活用推進研修会を年2回開催しているほか、市会計年度任用職員のICTサポーター4名を市内全ての小中学校へ派遣しております。また、計画訪問等の機会において、デジタル教科書の効果的活用等について指導、助言をし、授業力及び指導スキル向上へとつなげております。

続きまして、当市の小中学校教員の精神疾患による病気休暇等の状況についてお答えいたします。現在、精神疾患による病気休暇中の教職員が1名おります。

続いて、勤務時間中の休憩時間の実態についてお答えいたします。労働基準法における休憩時間は45分ですが、各小中学校においてはシフト制となっており、お昼の30分と午後の15分の2回に分けて設定している状況であります。休憩時間がおおむね取得できている教員もおりますが、給食指導や児童生徒の見守り等が必要なことから、十分に取得できていない教員が多いのが現状となっております。

続きまして、非正規教職員の当市の現状についてお答えいたします。令和5年度の県教育委員会の定める当市の教職員の配置定数は、小学校で145人、そのうち17人が非正規教職員となっております。中学校の定数は100人、そのうち13人が非正規職員となっております。市内小中学校の定数に対して、非正規教職員の割合は12.2%となっております。過去4年の数字と比較すると、令和元年度の市内小中学校の定数に対して、非正規教職員の割合は8.7%、令和2年度は5.1%、令和3年度は6.9%、令和4年度は11.9%となっ

ております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 まず、2024年度の介護保険制度の改正のうち、高齢者の負担に関係がある点についてお答えをいたします。

第9期介護保険料につきましては、基準額が200円の引上げとなりまして、区分が9段階から13段階になります。ただし、低所得者層が該当となる第1段階及び第2段階につきましては、乗率が低くなるため、これまでより低い被保険料となります。一方で、第3段階以上の方につきましては基準額が上昇したこと、それから第10段階以上の方は乗率が高くなることから、これまでより高い保険料の負担をお願いすることとなります。

次に、利用者負担についてですけれども、国において全体で1.59%の増加となる介護報酬の改定が行われますので、サービスの種類によっては、利用者負担分が若干増加となります。

続いて、65歳以上の第1号被保険者のこれまでの介護保険料について、市町村合併後の第3期以降の基準額についてお答えをいたします。平成18年度からの第3期介護保険料につきましては、5,000円でありました。以降3年ごとに、平成21年度からが5,400円、平成24年度からが5,450円、平成27年度からが6,200円、平成30年度からが6,600円、令和3年度からが6,700円と推移してきており、令和6年度は第9期6,900円となります。

次に、サービスを利用するまでの流れについてお答えをいたします。まず、介護福祉課に要介護認定の申請が行われた後、訪問調査の結果と主治医の意見を基に介護認定審査会で審査、判定が行われます。要介護認定を受けた後、介護サービス利用に必要なケアプランの作成について、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所のケアマネジャーへ、本人や家族が依頼をいたします。依頼を受けたケアマネジャーは、様々なサービス事業者と連絡調整を行い、利用者本人や家族の希望を聞いた上で、利用者本人に最も適したケアプランを作成しまして、利用者はケアプランに基づいたサービスを利用することになります。

次に、当市の訪問介護事業所のヘルパーの充足状況等についてお答えをいたします。訪問介護事業所の指定等は県が行っていますので、ヘルパーの充足状況等の詳細については把握できておりませんが、介護サービス事業所の関係者などから、ヘルパーを含め、介護人材が不足している状況であるということでございます。

なお、経営状況については、詳しくは把握してございません。

次に、負担限度額認定等について、当市の運用状況についてお答えをいたします。負担限度額認定は、住民税非課税世帯の特別養護老人ホーム等の入所者に対しまして、食

費及び居住費の負担を軽減する制度でございます。負担限度額認定は、世帯の課税状況、収入額のほか、本人と配偶者の預貯金等の状況などに応じて区分が判定されます。平成26年度の介護保険法の改正によって、預貯金に関する調査が可能となったことから、当市では令和3年度から毎月1回、公平性の観点から、新規で限度額認定の申請を行う方を対象として、同意を得た上で金融機関へ預貯金額の調査を行っております。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、ここから一問一答の質問に入りたいと思います。

1の(1)ですけれども、文科省が実証事業を始めた令和3年度に、全国3万6,000人の調査によりますと、大体48.6%、実に半数の教員が画面のフリーズやエラーで対処が必要になったと訴えております。これに対し、当市の現場での対応策はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 当市においては、そういったフリーズとか、そういうのはないんですけれども、ソフトを開く際に、やっぱり通信環境の遅れ等で少し固まるといったような状況がございましたので、各学校において、それぞれの教室にアクセスポイント、それを増加しまして、通信環境の整備をそれぞれ学校のほうで行っておりますので、現状ではタブレット、デジタル機器を使った際のフリーズ、そういったものは今現在発生していない状況となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 機械のエラーというのは、今後起きるかもしれません。小学校ですと1時間の授業が45分、エラーが出た場合は1時間の授業がすぐ終わってという、よもやそういう心配もございますので、その辺については十分配慮の上、よろしくお伺いしたいと思います。

あと、端末を使った場合、やはり児童生徒への健康面への影響、特に目、視力の低下が非常に心配されております。小中学生約6万5,000人へのアンケートの結果によりますと、授業前より目が疲れたと、そういう回答が4割強にも上っております。当市では、何らかの形で、このような生徒の現状を把握しておりますでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 生徒数全体の把握というのは、今現在行っておりませんが、その対応策として、まず文部科学省で、こうした1人1台端末に限らず、スマートフォ

ンやゲーム機など長時間使用する際、いわゆる疲れ目、あとはドライアイなどで健康面に被害が生じるということは指摘されております。そうした状況で、文部科学省のほうで、ICT環境を活用した学習活動をより一層促進するための基本的な方針、考え方として、まず目と端末画面との距離を30センチ以上離すこと、30分に1回、20秒以上画面から目を離して、遠くを見るなどして目を休めることなどを示しており、本市においても各学校に対し、こうした通知内容を周知しているほか、市独自の児童生徒向けのリーフレット、チラシのほうも作成し、1人1台端末の健康面に留意した正しい使い方を周知徹底しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 ほかの自治体では、使用時間を1回当たり大体10分から15分と、それを規定している学校といたしましょうか、自治体もございます。あとそれに、授業ばかりじゃなくて、児童生徒におきましては、日常的にスマートフォン、これを使用している状況でございますので、やはり視力低下がさらに加速するということになろうかと思えます。これは、やはり眼科医あるいはその辺の相談あるいは助言を受けて、今後は児童生徒の目を守ると、そういうことで、真摯に向き合っていたきたいと、こう思っております。

あと、1の(2)に入りたいと思えます。今うちのほうでは、サポートスタッフが4名現在常駐しているという話でございましたけれども、これからデジタル教科書の授業がだんだん増えるということで、人数の増員というのは考えておりますでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 ICTサポーターの人数の増員についてお答えいたします。

ICTサポーターは、令和3年度に1人1台端末を学校へ配備したことに合わせ、同年度に3名を配置、令和4年度から1名を増員し、現在は4名体制となっております。ICTサポーターの役割として、教職員のICT機器の操作理解、利活用能力向上のほか、機器の日常的なメンテナンス、各種ソフト更新など、多方面での支援を行っております。このうち、教職員の機器操作については、ICTサポーター設置後3年を経過し、一定のスキル向上が見られたこともあり、令和6年度では当初の配置人員3名体制に戻すこととしております。サポート職員の配置もこれで足りると認識しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 昨日のテレビの報道等によりますと、今年度におきましては、県のほうからスクールサポートのスタッフ、昨年より倍増やすと。ちょっと私の記憶ですと、109名くらいですか、このくらいになろうかというふうな報道がございましたけれど

も、本市においては大体何名ぐらい配置になると、そういうふうな状況でございますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 本市では、6名配置する予定となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 6名ですと、小中学校1校に1人という割当てということにはい
かないんじゃないですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 県の方針では、1人のスクールサポートスタッフが複数校を回るこ
とによって、全ての学校に対応するという予定と伺っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、本市管内の小中学校の数と6名ということになれば、
1人どのぐらいの学校を持たなければならないということになりますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 大体1人2校から3校になります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 足り得るとへばいいか、ちょうど無難な数と、そう申し上げるし
かないんですけども、やはりこれからその辺の現場を見て、足りないのであれば、し
っかりと予算をもって、スクールサポートスタッフを増やしていただきたいと、こう思
います。

あとそれから、デジタル教科書が便利なのは、これは間違いないと思います。しかし、
機能を使うだけでは、一昔前の教科書をただ教える授業と何ら変わらないと、こう思っ
ております。私は、やはり教える側が目の前の生徒、あるいは児童に合わせた工夫も大
事になってくるかと思えます。今後デジタル教科書は、少しずつではございますけれど
も、現場に根づいていくと思えます。学校での学びの在り方も、大きく変わる可能性も
秘めてございます。デジタル教科書の普及で、学校教育はどのように今後変わっていく
のか、教育長の御所見をお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育長。

○原 真紀教育長 先ほどの部長の答弁にもあったとおり、しばらくは紙の教科書とデジ
タルの教科書と、両方を併用していくということで、文科省のほうでは、現在は我々の
ほうに話をしております。

その中で見えてくるのが、やはり文科省も既に示しているのが、これまで取り組んで
いる学校でデジタル教科書を使用した場合に、子供がデジタル教科書というかタブレッ

トを見る時間が長過ぎて、そして全体で対話したり、主体的な学習を展開したりする際に、その中に入ってこないままで、タブレットに集中しているというような状況も生まれると、そういうふうな課題を検証しながら、しばらくは両方を使い、さらにデジタルのよさ、あるいは紙媒体のよさ、そしてデジタルに頼り過ぎず、クラスの集団の中で授業をつくり出していくこれまでに培ってきた教育のよさ、そういったものをちょうどよりよく組み合わせた授業改善を図っていく必要があると思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 デジタル教科書、初めての試みなので、現場のほうでは大変だと思います。しかしながら、他市町村にやはり引けを取ってはならないと、あるいは県全体、あるいは全国的に見ても、その上の高校受験、あるいは大学受験まで控えておりますので、その辺は絶対に後れは取ってはならないと思っておりますので、これは軌道に乗るまで常に教育委員会のほうでしっかりと各学校に対して、サポートしていただければと、こう思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、3番の(1)、福祉のほうに入りたいと思います。今回の改正で議論されていた内容の中で、利用者が一番懸念していたことが4つあると私は思っております。1つ目が、今まで大体9割の人が1割負担であったと。これをこれから国は、やっぱり財政難という折、所得制限の所得を下げて、2割負担の対象者を拡大しようと、こういう試みもあったとお聞きしております。また2つ目が、これは市にとっても大変なことになるということなんですけれども、要介護1、2の訪問介護あるいはデイサービス、この事業も市町村事業に移行すると、こういう案も出ておりました。あと3つ目が、ケアプランの作成料、これを今まで無料だったのが有料化すると、こういう案もございました。最後の4つ目が、要支援の1、2、この人たちが福祉用具、これはレンタルで借りておったわけでありましてけれども、これが個々の買取りというか、そういう購入になると、そういう問題も起きていましたけれども、今回はそれも見送られたということでございますけれども、今後3年に1度の改正ということで、今後やはり2027年、これはやっぱり注視していかなければならない、こういう問題だと思っております。

あとそれから、今私が言った2つ目の要介護1、2の人たちがいわゆる市の事業、これに入ると大変なことになると思います。今まででも要支援の1、2でも大変なのが、要介護1、2も入ってくると、そういうことになれば、それは大変なことになると思うんですけれども、現場ではその辺、もしという仮定でございましてけれども、どのようなことが起きるか、分かっている範囲内で答弁願いたいと思います。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えをいたします。

まず、今の桑田議員のおっしゃっていることは、国のほうで議論の最中でございまして、まだ確定したわけではございません。今の訪問介護あるいは通所介護の要支援の1、2の方については、市町村事業としてやっているんですけれども、それを要介護1あるいは2まで拡大するということになる、懸念されるのは介護保険財政の圧迫といえますか、負担が増えるということが懸念されますので、やはりそこは国においても慎重な議論がされているところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 まず、この問題については、利用者、私たちにとってもやっぱり注視していかなければならない。もしこうなった場合、やはり利用者あるいは家族の金銭的負担も増えてきます。

あとそれから、一番気になるのは、自分が住んでいる地域によって、受けられるサービスに差が生じてくるわけです。これは、もしそうなる前に、やはり国に対しても、そうならないように働きかけていかなければならない、そういう問題があるかと思えます。これは、2027年度まではあと3年という期間がございましてけれども、これは目を離さずきちんと注視して、これから国に、あるいは県に申すべきことがあれば、しっかりと市のほうでも申していくという体制を取っていただきたいと思えます。

あと、3の(2)ですけれども、2000年に始まった当初は、介護保険料が2,900円だったと思えます。これが今は倍以上の6,000円、今回第9期から6,900円になると、こうなっておりますけれども、倍以上になった原因、あるいは背景というのはどういったことがありますでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、介護給付費及び第1号被保険者数を基に算定されております。65歳以上人口の増加による要介護認定者数の増加ということもあります。それから、介護報酬の改定や介護度の重症化を防ぐ地域支援事業が介護保険事業に組み込まれるなどの制度改正もありましたので、介護給付費は年々増加し、それに伴いまして介護保険料も高くなってきたところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、給付抑制のために介護予防に力を入れなくてはならない、こう思いますが、当市の取組についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 介護予防事業に力を入れる、これはもちろん非常に大事です。まず、元気な高齢者を増やしていく、これが大事だと思います。そのほかに、やはりそれだけではどうしても限界がございます。やはり介護保険財政の安定化ということが大事になりますので、介護保険財政調整基金、これをまずある程度は確保しておく必要があるかと思っております。今回の介護保険料の設定に当たりまして、介護保険財政調整基金を約1億6,000万円取り崩して、それで収支の不足分に充てるということをしておりますので、それで約300円ほど介護保険料を引き下げております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今、介護予防事業、これを実施したとしても、今後後期高齢者数や在宅療養者のため、介護サービスの需要が増加していく見込みから、介護保険料の増加が想定されると思っておりますけれども、今の介護予防だけでは足りない、こう思っております。ほかのことを何か考えておりましたら、お伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 これは、超高齢化社会が進む中であって、非常に困難な課題であろうかと思っております。もちろん介護予防事業に力を入れて、元気な高齢者を増やしていく、これも大事ですけれども、これは抜本的な制度の改革というか、それがやはりどうしても必要になってくるかと思っております。これは、市単独というのではなくて、やはり国レベルでの議論が必要かなと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これから給付抑制のためには、やはりいろんな知恵を絞って、それに努めていただきたいと、こう思っております。

次は、訪問介護、(4)番目ですけれども、この訪問介護、事業所からヘルパーが出向いても、ヘルパーの移動時間、これは報酬が支払われないという現状でございます。私たちがのような、このような田舎ですと、車の移動距離にも時間を要します。そういう観点から、作業時間より移動時間が長いと、そういう事例もあるかと思っております。これは、やはり事業所の経営にとっては、大変な深刻な問題でございます。

全国を見ますと、ある自治体では移動距離の時間、これに対してもやはり補助といたしまししょうか、助成を出している市町村もございますけれども、当市においては事業所の安定的な経営、これを考えた場合、当市のいろいろな地形の状況から、やはり移動距離、これは当市で払うのはちょっとおかしな話かもしれませんが、国あるいは県へ働きかけるのは、それはもちろんでございますけれども、当市において、そういう事業所の苦しくなった状況を鑑みた場合、助成する気持ちはあるのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えをいたします。

ただいま桑田議員から御指摘があったように、訪問介護事業所のみならず、通所介護、その他の介護サービス事業所については、今般の燃料費高騰を受けて、大変苦しい状況であるということは認識しております。また、介護報酬にこれらは、燃料費については加算されておりませんで、やはりそれは事業所としても負担がかなり大きいだろうと思います。

昨今の燃料費高騰による影響の対策としまして、市では令和4年度及び令和5年度に、価格高騰緊急支援給付金などの名目で、燃料費の支援を行っているところでございます。これからの支援ですが、現時点ではやはり市独自のさらなる助成は難しいものと考えてございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 結局これからの福祉助成は介護事業所、これが中心になるかと思えます。ここが結局潰れてというか閉めてしまうと、今後当市の福祉サービス事業においても大変御迷惑というか、困るわけです。この辺は、やっぱり両者双方腹を割ったいろいろな会議を持たなきゃ駄目だと思います。ただこちら側がある程度に預けているから、おまえたちゃれったって、今私がしゃべったとおりに移動時間には報酬が含まれておりません。その報酬も今年度の改正によっては引き下げられるというような情報もございまして、経営そのものが厳しくなるかと、こう思っておりますので、やはりその辺は事業所と腹を割った話合いをして、きちんと持ちこたえるだけの体力があればいいんですけれども、もしそういうない事業所においては、やはりきちんとした助成、あるいはそういったことも視野に入れておいてほしいなど、こう思っております。

あとそれから、(4)番についてはもう一点でございますけれども、ヘルパーの高齢化、これが全国的に広がっております。ホームヘルパーの4人に1人が何と65歳以上であるそうでございます。また、団塊世代のジュニア、子供たちが65歳を迎える2040年度、これにおいては全国で介護職員が約69万人も足りないという現状が生まれると、そういう報道もございまして。そうなれば、私たちが今介護保険料を納めているわけですが、自分の代、世話になるときがあったら、果たして結局サービスが受けられるのか、不安なところもあるわけですが、国におかれましては、必ずやその辺は間違いのないよう面倒見てくれると、そう信じて、私たちが保険料を払っている昨今ではございましてけれども、この点についてはやはり各自治体としてもホームヘルパーの確保を事業所に任せきりにしないで、当市の行政においても何らかの形でヘルパー、これを確保する、

2040年度に向けて確保する必要があるかと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 介護事業所における人材の不足というのは、大変深刻になっておりまして、当市においても廃止あるいは休止という事例も見受けられます。介護人材の確保については、やはり桑田議員御指摘のとおり急務と考えております。

近年、労働人口の減少が顕著でありますし、介護職の賃金がなかなか上がらないという現状がございます。こういった中で、特効薬というものはなかなかないんですが、市としてまずできることをやっていこうということで、例えばですが、県と連携して事業者に対し、養成講座や各種研修等の情報提供を行う、あるいは市内の介護事業所、教育部局と連携し、小中高校の学生に対しまして、介護職への理解や興味を深めるなどの取組を考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 2040年度に向けて、今のとおり、やはりその取組を進めてほしいと、こう思っております。

(5) 番目として、負担限度額、これはうちほうではもし申請のあった場合、どのくらいの期間でもって各施設のほうに限度額の決定というんですか、それを出しておりますか、お伺いします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えをいたします。

これまでですと、更新の場合約1か月、新規については金融機関に預貯金調査を行う関係で、1か月から2か月ほど要しておりました。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 各金融機関への照会、これは必ずやらなければならない問題ですか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 やはりそれを行うことによって公平性を担保するという観点から、やらなければいけないと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 照会に対しては、きちんと証明書みたいなものをつけて、県あるいは国のほうへ出すということになりますか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 照会については、特に証明書等は必要ないんですが、こちらで照会をして、返ってきた資料に基づいて認定の判定をするということでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ、どこの市町村と言うことはできませんけれども、私聞き取りした施設によれば、早い自治体は1週間で出るんだそうです。そして、うちのほうの自治体は早くて1か月、2か月なんです。どうしてこの差が生まれるんですか。考えられる原因をお伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたが、これまでは1か月に1回という頻度でやっております、それで時間がかかったということでございます。昨年の後半から、預貯金調査の回数を従前の1か月に1回から1か月に2回に増やすなどの業務改善を行っております。また、令和6年度から一部の金融機関では、預貯金照会業務の電子化サービス、これを導入予定と聞いております。これらのことで、これまでより迅速に認定の可否を決定できると考えておりますので、よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これまでのこれからということは、今御承知しましたけれども、今までなんです。今までは、1週間で出るところもあるし、なぜ私そこをきつくというか、しつこく聞くかといいますと、これ住んでいるところによって違うんだったら、市民あるいは町民の人たちは大変です。というのは、施設側がここで2か月という、そうならば、施設のほうさ行けば3か月ぐらいになるんだそうです、結局施設を利用する人たちが請求書出すためには。そうなった場合、1か月10万円ぐらいと、大体平均にしてそのぐらいなんだそうです。だから、3か月で30万円、そうならないためにも、施設側では、いや、これは1か月で大体10万円ぐらいかかりますよと、3か月にもうどっと来るから、積み立てておいてくださいよという指導をしているそうなんです。しかし、中にはもうどっと来た段階で、いや、払えないと。しかし、施設側は出すことができないと。そういうことで、また分割でもってやっていると、そういう状況もあって、確かに施設そのものも体力のある施設だったらいいんですけれども、それが500万円、1,000万円単位になれば、3か月も遅れるというのは、結局はお金回すにも、私しゃべったように、体力ある施設はいいけれども、体力なければ大変なことになるんです。

そして、ほかの市町村とかはなぜ1週間という、早いんだと。これは、あくまでも推測です。利用者そのものから上がってきた提出書類、それだけを見て、結局限度額申請

しているんです。うちほうはみんな見ると、各金融機関、青森銀行、みちのく銀行でしょう。農協見るべし、青い森見るし、東信、労金、いろいろ見て、そうなれば2か月、3か月かかるの当たり前です、そりゃ。各地域で、住むところによってその差が出るということは、おかしくないですか。しかも、これは必ずつけなければならないという、初回その内容はつけなければならないということでもないでしょう。その辺もう一度お伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 これは、制度的には必ずということではないと思います。ただ、やはり先ほど申し上げましたとおり、公平性の担保という観点からすれば、やはり私ども、預貯金等の調査はしなければいけないと考えております。ただ、やはりあまり遅れますと、桑田議員おっしゃるとおりの弊害も出てきますので、これはなるべく早く認定の可否の決定をしたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 申請の書類は、年金の額と預貯金の額、これ2つ書くことになっていますよね。これで判断するということですよ。お伺いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 年金の額、収入の額です。それから、預貯金の額ということでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これは私の持論です。預貯金も見ると、確かに指導がそうであればどうもならないかと思えますけれども、これがあやふやだったりするんですね。預貯金の額、ある程度というか、私はあってもいいと思います。利用するその患者が何のために預貯金をしていたか。自分の子供あるいは家族さ金銭的なことで迷惑をかけてはならないと、自分で生きているときから、食べたいものもちょっと遠慮するとか、飲みたいものも2杯飲むのを1杯とか、着るものも辛抱、あるいは行きたいところも、そういうこつこつためたお金なんです。それが預貯金があるというおかげで限度額が上がると。これ本末転倒じゃないですか。今まで自分で身銭を切ってためておいたお金、それがあからといって保険料が上がると。これは私、その辺は国でどうしてもこれはつけなきゃならないと、後から大きな見つかった場合は罰則もいくんであればあれですけども、隣接町村で出た書類でパスしているんであれば、私そのとおりのやれとは言いません。その辺も隣接の町村のそうゆんたことも聞いて、できれば、法を犯すものでなければ、うちほうも合わせてほしいと、こう思います。答弁いいです。

あと、最後になりますけれども、私今熱入ってしまったんですけども、介護保険制度、これはやはりこれから、市長昨日も言いましたとおり、2040年、当市の高齢化率、今現在においても23.7%ぐらいですか、各市町村によっても高い状況です。これが2040年になりますと、高齢化率が50%になると、そういうことで、これからの国の介護保険制度、これもだんだん地方に仕事を無理やり投げるといふ、そういうふうな形も多くなるでしょう。そして、当市におけるこれからの高齢者福祉行政、これはどう市として向き合っていくのか、最後、市長の答弁をお願いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今頭を整理中です。あまり迫力のある質問で、そちらのほうに集中していましたので、こういう形での質問に、答えになるか分かりませんが、確かにこれからの超高齢化社会に対して、介護保険あるいは介護制度をどうするかということは、非常に難しい問題だと思っています。今の介護保険料の値上げ、今、月6,700円のを令和6年度より6,900円に引上げするということになっております。それでも、結果的には3年間で1億6,000万円の基金を取り崩しての運用ということになっております。

では、その先どうあるかということになると、今の制度の中での料金、要は保険料を引き続き3年後にまた引き上げざるを得ないのかどうかということ、この高齢化社会を見れば、間違いなくそういう状況になっていくだろうと思っています。と同時に、今五所川原では包括ケアシステムの確立によって、この高齢化社会にどう立ち向かうかということが一つの大きな課題となっています。そのためにも、やはり医療と介護を強力に連携をしながら、この柱を太くしていかなきゃいけないんです。これが一つの床柱になっていくんです、これからの高齢化社会。

しかし、今現在医療そのものの医者がいない、医者が一番少ないと。全国圏域三百四十幾つある中で、圏域上でいくと一番後ろから3番目、4番目ぐらいに医者数が少ない。そして、訪問介護を目指すとしても、介護の従事者が今はいないと。こういう中で、いかにこの高齢化社会を支えていくかということで、そのためにも今回市政方針で述べたように、高齢者の中の元気な高齢者が、介護が必要な高齢者にしっかりと向き合いながら手助けをしていく、そういう制度をつくるために、ボランティア制度を、ポイント制度を創設してはいたけれども、ただあの制度では、元気な高齢者のそれに向かうモチベーションとしては、全く制度的には弱いんです。ですから、これから令和6年度以降にかけて、元気な高齢者が介護を必要とする高齢者をしっかりと支えていけるような取組ができるような制度をつくって、地域の中でしっかりと支えていくんだということをつくっていかないと、誰も施設に入れなれないと思います。例えば要介護の1、2が施

設に入所したいとしても、要は特養老人ホームに入れないうです。要は、グループホーム、あるいはその他の何らかの介護の医療医院に入らないういけないうです。

でも、それだけの経済的余裕があるかということ、多分無理なうです。介護3にならないと入所できないうです。でも、今現在入所を待っている方が非常に多いうです。これは、県の関係ですので、簡単に施設が増えるかといえば、増えることはないうです。と同時に、介護保険者の離職が非常に多いのと、先ほども質問ありましたけれども、介護職員の確保がなかなか難しいというのが現状です。ですから、考えられるのは、高齢者の健康をどんどん、どんどん増進して健康社会をつくりながら、その高齢者をいかに社会に参画させるような取組をして、高齢化社会を支えていくかということがこれから我々自治体としても、地域の中で考えていかなければならないことだと思っています。

これは、答えにはなりませんけれども、やはりそういうような互助の協働社会をつくっていくのがこれからの人口減少、超高齢化社会に向けた地域の社会のあるべき姿だと私は思っしていますので、それを目指しながら皆様方の意見を聞いて、高齢化社会にこれから向かっていかなければならないと思っしていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

誠に本日はありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時09分 散会

令和6年五所川原市議会第3回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

令和6年3月7日（木）午前10時開議

第1 一般質問（2人）

3番 伊藤 雅輝 議員

1番 花田 勝暁 議員

第2 議案第5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第10号）から議案第38号 市道路線の認定についてまで

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田 勝暁 議員	2番 和田 祐治 議員
3番 伊藤 雅輝 議員	4番 木村 清一 議員
5番 高橋 美奈 議員	6番 藤田 成保 議員
7番 金谷 勝 議員	8番 秋田 幸保 議員
9番 藤森 真悦 議員	10番 黒沼 剛 議員
11番 松本 和春 議員	12番 成田 和美 議員
13番 外崎 英継 議員	15番 木村 慶憲 議員
16番 平山 秀直 議員	17番 桑田 哲明 議員
18番 鳴海 初男 議員	19番 山田 善治 議員
20番 木村 博 議員	21番 伊藤 永慈 議員
22番 山口 孝夫 議員	

◎欠席議員（1名）

14番 寺田 幸光 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝

総務部長	小林耕正
財政部長	三橋大輔
民生部長	黒川隆二
福祉部長	藤元泰志
経済部長	川浪治
建設部長	三和不二義
上下水道部長	赤城一
会計管理者	中谷吉範
教育長	中原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 監事局長	岡田正人
農業委員会会長	森義博
農業委員会 事務局長	一戸武二
総務課長	鎌田寿
財政課長	佐々木崇人
健康推進課長	古川竜大
地域包括 支援課長	笠原美香
商工観光課長	工藤義人
土木課長	古川清彦
経営管理課長	飛鳥順一
社会教育課長	棟方龍峰

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長谷川哲
次長	今智司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎諸般の報告

○木村清一議長 初めに、諸般の報告をいたします。

議案第27号 五所川原市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき監査委員に意見を求めたところ、異議がない旨の回答書が提出されました。回答書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、3番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 おはようございます。自民公明クラブの伊藤雅輝でございます。

通告に従いまして、令和6年第3回定例会において一般質問をさせていただきます。

まず、通告の第1点目ですが、ふるさと納税について伺います。(1)として、20年前から津軽鉄道に行ってきた固定資産税の免除措置を来年度1年に限定して実施することがさきの臨時議会で議決されました。市が津軽鉄道に対して求める経営改善を行うにしても、地元の列車利用が減少する中で、どのような対応策が有効なのか心配になるところです。

御存じのとおり津軽鉄道は、レトロな雰囲気が人気の鉄道であり、冬季のストーブ列

車はもちろん、四季折々のイベント列車が全国的に有名です。これは、当市へのふるさと納税の寄附金額にも表れており、津軽鉄道等公共交通コースへの寄附金額はこのところ上昇傾向にあり、令和4年度は1億980万円に上っております。コースメニューの名前にあるとおり、このふるさと納税の使い道は、津軽鉄道に対する応援の表れであると考えられます。

しかし、各年度の寄附金額の使い道を見ると、必ずしも津軽鉄道のためと言い切れない部分も見受けられます。令和4年度は寄附金額のおよそ25%、令和3年度は32%が津軽鉄道関連で使われていましたが、平成30年度は18%弱しか使われておりません。地域交通の重要なインフラであるとともに、津軽の観光の目玉でもある津軽鉄道に対して、より一層の支援の在り方を考える必要があると思います。そこで、津軽鉄道等公共交通コースの使い道を含めて、市の考え方をお聞かせ願います。

(2) 番目として、ふるさと納税の使い道についてもう一点伺います。寄附していただいたふるさと納税の使い道のコースに、太宰治等芸術文化振興コースがあります。その寄附金額は、年度によってばらつきがあるようで、多い年度は4,580万円余り、少ない年度では2,350万円ほどの年度もあるようです。そして、その使い道は、走れメロスマラソン事業や太宰治記念館の管理費等に使われてきました。また、令和4年度では、五月女菫遺跡保存事業にも一部充当されております。このコースの寄附金の使い道としては、太宰治に関するもののほか、より広く芸術文化の振興にも対応しているものと考えられます。この寄附金額を小中学生のふるさと津軽の音楽芸術と言える津軽三味線の普及に関してはもちろん、立佞武多のおはやしの練習やほかのジャンルの音楽、例えばブラスバンドや軽音楽などが考えられますが、その練習に対する支援に使うのも芸術文化の振興施策として有意義なものと思われまます。そこで、ふるさと納税の芸術文化振興に関する使い道に対する市の考え方をお聞かせ願います。

次に、通告の2点目です。立佞武多の館リニューアル計画(案)について伺います。今回の定例会においても、多くの議員の方から代表質問や一般質問で取り上げられましたが、私からも質問をさせていただきます。(1)番として、パブリックコメントの投稿件数とその内容について伺います。様々な意見が市民から寄せられ、現在取りまとめていると思いますが、よろしくお願いをいたします。

次に、(2)として、リニューアル工事を行った際の1年間の施設の損失と設計及び工事の発注方法についてお伺いします。さきの議員説明会及び建設関連の新聞報道によりまますと、立佞武多の館の改修事業にE C I方式を採用するとありました。今回立佞武多の館のリニューアル工事に関して、市がこのE C I方式を採用した理由をお聞かせ願います。

ます。

また、令和7年4月から令和8年6月下旬まで15か月間の休館となるようですが、休館せずに工事ができないのか。また、休館した場合の、立佞武多の館が閉館することによる観光産業への影響と損失、現在の従業員に対する閉館中の処遇について、市の考え方をお聞かせください。

次に、通告の3番目です。にここ温泉しうらの今後の見通しについてお伺いします。隣町の中泊町の複合温泉施設湯らぱーくが令和6年2月6日にオープンし、スポーツジムやレストランも備わり、利用者の評判を呼んでいると報道されています。当市においても、健康増進施設ににここ温泉しうらが昨年8月にオープンする予定でしたが、浴槽からの水漏れが原因で、いまだに開業ができない状況が続いております。令和5年第4回定例会において質問した際には、破壊検査を実施して漏水の原因を特定するとの回答を得ています。その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

新聞報道によりますと、市が工事の完成が見込めないことを理由に、施工業者と交わっていた工事請負契約を解除したとか、それに対して施工業者が市を提訴するということが報じられています。市浦地区をはじめ、当該施設の完成を楽しみにしていた多くの市民の気持ちを考えると、早期の営業開始を望まざるを得ません。このように、施設の使用開始が大幅に遅れている原因と今後の見通しをお聞かせ願います。

以上、1回目の質問です。誠意ある御答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えいたします。ふるさと納税について、2点ほど御質問がありました。

まず、津軽鉄道等公共交通コースの使い道についてであります。ふるさと納税でいただいた寄附金は、必要経費を差し引いた上で基金に積立てし、寄附の翌年度以降に各コースの目的に沿った事業に活用しております。津軽鉄道等公共交通コースでは、津軽鉄道をはじめとした公共交通の充実、確保に資する事業の財源として活用しております。令和4年度は、津軽鉄道等公共交通コースの積立額の中から6,061万円を充当しており、そのうち津軽鉄道関連の事業費に充当した額は、津軽半島観光アテンダント推進協議会補助金に286万6,000円、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に1,332万円など、合計1,618万6,000円となっております。このほか、路線バス運行費補助金等に4,442万円充当し、幅広く公共交通政策に活用しております。

続いて、ふるさと納税の太宰治等芸術文化振興コースの御質問がありました。同コー

スは、太宰治関連の事業をはじめ、当市の芸術文化振興に資する事業の財源として活用しております。令和4年度は、太宰治記念館管理費に88万円、遺跡保存整備事業335万5,000円、特別展開催事業に254万4,000円など、合計1,426万1,000円を充当しており、当市の芸術文化振興に幅広く活用しております。

それから、パブリックコメントの御質問もございました。立佞武多の館リニューアル計画（案）に対するパブリックコメントは、令和6年1月11日から2月9日までの期間実施し、17の個人、団体の皆様から延べ96件の意見をいただいたところです。いただいた意見の主な内訳は、4階の(仮称)子どもの居場所及び子供の広場に関するものが23件、計画全体に関するものが10件、立佞武多展示室に関するものが10件、はやし団体、ブラズバンドの練習場所に関するものが9件、6階展望ラウンジに関するものが8件などとなっております。

今後いただいた意見を参考に、年度内を目途に基本計画を策定し、改修工事の設計に反映してまいります。

現在各所管課において、いただいたコメントを整理中でありまして、個別の内容については、ここではお答えはちょっとしかねるので、よろしく願いいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館改修工事へのE C I方式の採用に関してお答えします。

E C I方式というのは、技術提案・交渉方式とも言われるもので、実施設計の段階から建設会社が施工予定者として技術協力を行い、工事の仕様等を明確にする仕組みです。この方式のメリットとして、建設会社が提案する技術やノウハウにより、代替案の検討ができ、施工段階における設計変更、工期の延長や費用の増加といったリスク低減と確実な施工が期待できるといったことが挙げられます。立佞武多の館の大規模改修工事は、休館期間、祭り開催への影響を極力少なくすること、特殊機構を備えた建築物全体の老朽化に対応するための資材調達など、厳しい条件下で確実な施工が求められる工事であるため、E C I方式を採用するものであります。

次に、施設休館の必要性についてお答えいたします。全館休館とせず、一部営業しながらの改修工事についても設計会社とともに検討しましたが、今回の改修は空調設備はもとより、電気設備、建物の屋上、外部、内部、大扉や跳ね上げブリッジといった特殊機構など、建物全体に及ぶ工事となります。特にメインの展示室では、特殊機構の部品交換のほか、天井内部のダクト交換、建築基準法に適合した天井への改修など、展示室全体にほぼ1年を通じて足場が設置される見込みで、お客様を入れることはできません。

また、展示室以外の工事でも全室に及ぶ点検、補修が必要であり、資機材の搬入、騒音や工事関係者の出入りなど、営業できるような環境ではなく、お客様や従業員の安全確保も困難な状況となります。仮に工事を区切って行うとすれば、仮設、準備、資機材手配等の期間や工程が増え、工事期間、費用も大幅に増加することが見込まれます。

以上のことから、建物全体を同時に改修することが効率的と判断して、全館休館しての工事とするものです。

そして、休館による施設損失額や影響についてお答えいたします。具体的な損失額ではありませんが、立佞武多の館は令和4年度指定管理者の決算書ベースで約1億2,600万円の収入があり、それに要する経費の支出は約1億2,400万円となっております。なお、収入のうち、入場料などの施設利用収入は約5,000万円となっております。

また、年間有料入館者数は約10万人で、令和5年度の旅行会社からの団体予約件数は現時点で約1,000件ございます。これらの観光消費額については、算出することは困難ですが、旅行商品に組み込まれているため、施設の休館により、当市のほか西北津軽圏域の観光に影響が出ることが懸念されますが、立佞武多の館は圏域の中心的な観光施設であり、今回の大規模改修は将来にわたって営業を行うために必要なものであるため、一時休館しての工事とするものであります。

また、従業員の処遇であります。現在の指定管理期間は令和6年度で終了し、従業員の雇用については市が判断することはできませんが、希望する方にはハローワーク、産業雇用安定センターと連携して情報提供を行うなど、雇用の場の確保に努めます。

○木村清一議長 民生部長。

○黒川隆二民生部長 五所川原市健康増進施設についてお答えいたします。

当該施設につきましては、破壊検査にて原因を特定した上でやり直し工事をする事とし、施工業者から破壊検査の施工を担当する承諾書及び施工計画書の提出を受け、昨年9月に破壊検査を予定しておりましたが、施工業者の代理人弁護士から施設の所有権が施工業者にあることを主張し、破壊検査の実施を認めないとする書面が届き、実施には至らなかったところです。

その後協議では、施工業者は設計図書どおりに施工したとしていますが、施工業者が市に提出した施工図等では設計図書どおりに施工していない箇所が確認されたため、その点を指摘するとともに、再度破壊検査の実施を求めましたが、承諾が得られず、進展が望めない状況となりました。そのため、施工業者に対し、市が承諾する施工方法等で工事を完成させることを確約する書面の提出を求め、提出がない場合は契約を解除するとの催告書を発出しましたが、期限までに提出がなかったため、協議を打ち切り、本年

2月9日付で契約書の条項に基づき契約解除をしたところです。

今後の見通しについてですが、出来形検査により確定した請負代金と市が被った損害賠償等を民法の規定により相殺した上で受注者に支払い、まずは所有権を市に移転させ、漏水原因を特定し、別の業者にやり直し工事を発注することとしています。具体的な供用開始時期はまだ見込んでいません。早期の供用開始を目指すことはもちろんですが、市民の皆様が安全に安心して利用できる施設でなければならないと考えておりますので、御理解願います。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目のふるさと納税の津軽鉄道等公共コースについて再質問させていただきます。こちらの事業名ですが、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業でありまして、充当コースが津軽鉄道等公共交通コースとなっております。事業目的、事業概要も、津軽鉄道輸送の安全を確保するためのコースと表記されております。

そこで、令和2年度に津軽鉄道コースから津軽鉄道等公共交通コースに変更された理由と経緯をお知らせください。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えいたします。

令和2年度にコースが変更になった理由というお尋ねでございました。ふるさと納税の使い道、いわゆるコースでありますけれども、令和2年度に新型コロナウイルス感染症等緊急災害対応コースというコースを新設しております。これと併せて各コースの見直しを行っております。具体的には、立佞武多コースを立佞武多等観光振興コース、津軽鉄道コースを津軽鉄道等公共交通コース、太宰コースと遺跡コースを合わせて太宰治等芸術文化振興コースにそれぞれ見直しを行ったものであります。幅広に、また有効的にふるさと納税を活用するため、使い道、コースでありますけれども、こちらの変更を行ったものであります。津軽鉄道等公共交通コースにおいても、それから太宰治等芸術文化振興コースにおきましても、共に幅広くそのコースの使い道に使わせていただいております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

それでは、令和2年にコースの名前を変更したときに、ホームページなりSNS等なり、変更理由について、寄附をされる皆さんに、または津軽鉄道等にお知らせをされた

のでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えします。

現在のホームページに各コースの説明がされておりますけれども、令和2年当初から、コースの変更時から寄附者に対して、このコースはどのような使い道ですよということを明示していると認識しております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 コース名のとおり、寄附をされた方は、津軽鉄道のためにとと思われる方が多いのではないかと思います。また、津軽鉄道に寄附をしたのに、別な事業に充当されて残念だと思っている方もいらっしゃるようです。幅広に、有効的に活用するという事は分かります。バスであれタクシーであれ、なくてはならないことで、不便になる方々はたくさんおります。津軽鉄道もそのとおりです。令和5年度の五所川原農林高等学校の全校生徒が298名です。その中で津軽鉄道を利用している生徒さんは111名、約4割です。また、金木高校、中里高校が廃校になり、その地域から高等学校に通学するためには、津軽鉄道を利用することになります。今朝新聞報道にありましたが、芦野公園から以降を廃止するなどもってのほかで、通勤通学、観光による近隣地域も含め、この地域にはなくてはならない鉄道だと私は思います。市として、一緒になり検討していかねばならないと考えます。どうかより一層の支援をお願いいたします。

続きまして、太宰治等芸術文化振興コースについての再質問です。先ほどふるさと納税の太宰治コースを太宰治等芸術文化振興コースに改め、より広く有効に活用するという答弁がございました。太宰治に特化することなく、芸術文化全体の振興方策について使えるものとなったわけですが、今までの芸術文化に関する事業の実績はどのようなものがあるのか、また将来このほかに芸術文化について計画があるのかをお聞かせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 太宰治等芸術文化振興コースの中で、芸術文化に資する事業として今まで行っていた事業といたしましては、立佞武多の館の2階、美術展示ギャラリーで行われている特別展開催事業にコースの基金を充当しております。今後も芸術鑑賞に資する事業等に基金のほうを充当していく予定としております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。芸術鑑賞に関する事業への充当実績があるようですが、芸術文化振興をうたうからには、芸術を単に味わうだけではなくて、さ

らに踏み込んで、生み出す力、創造力を養うことにも力を注いではどうかと思います。現在音楽活動を行っているお祭りのおはやしの練習をしている団体や、先日高橋美奈議員からもありましたが、西北ジュニアウインドブラス、それが立佞武多の館で練習をしております。いい成績も収めております。この団体への支援、その点をお考えになられるのかをお聞きいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在太宰治等芸術文化振興コース、それを各文化団体を補助するというに充当する考えは、教育委員会としては今現在ありませんけれども、そのほかの支援として、例えば公民館、もしくは学校施設、そういったものを無料で貸し出す、そういったことに対する支援というものを教育委員会としては考えております。

また、先月行われましたスポーツ顕彰、文化顕彰、そういったので文化事業において優秀な成績を収めた団体に対して表彰することによって、文化活動の活力、その向上を目指す事業等を行っていきたいと考えております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。ぜひ文化芸術のほうにも支援をお願いしたいと思います。

次に、立佞武多の館のリニューアル計画（案）についてお尋ねいたします。パブリックコメントの投稿件数とその内容について再度質問をさせていただきますが、リニューアル基本計画では4階部分を改修して、子供を対象としたコミュニティの場として使うことを考えているようですが、私も市民の意見を拝見する機会がありましたので、私なりに気になった意見を発言させていただきますと、その中には、わざわざ駐車料金を払ってまで使われるほどの魅力的なものを提供することができるのか疑問に思うという意見が提示されております。駐車場に関しては、先日の説明会で解消されるのかとは思いますが、子供のためのコミュニティ施設というと、えてしてイメージだけが先行して、具体的な利用方法が伴っていない場合が多いように思われます。果たして、立佞武多の館のような観光施設の中に組み入れる必要があるのかどうか、再度考える必要があるのではないかと思われます。

また、4階ということで、近隣への演奏の音漏れが少ないことで、それを生かした音楽や祭りのおはやしの練習に特化した施設として提供してほしいという意見も多く見られています。土日だけでなく放課後も使えるように、夜間の施設提供にも対応できるようにすれば、利用者への利便性が図られ、施設活用の機会も多くなるのではないのでしょうか。さらに、5階部分にもパート別の練習や軽音楽のバンド練習も使えるように、音

楽機能に特化することで、この施設の音楽活動を支援するという明確な位置づけができるものと考えます。

初めから子供のコミュニティ施設ありきで是非を問うのではなく、市民からの意見をより広く取り入れるべきではないかと考えますが、当市の考え方をお願いいたします。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 御質問にお答えします。

立佞武多の館は、立佞武多の館設置条例に規定されておりますとおり、開館当初より立佞武多の保存、伝承及び観光のみならず、市民交流の拠点施設としてにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を促進することを目的として建設された施設でございます。今回のリニューアルでは、度々答弁で申し上げておりますけれども、副市長を会長とする庁内の関係部課の長で構成するリニューアル検討会議を設置し、基本的な方針を検討してきたところであります。

基本計画の中で、4階のフロアは乳幼児から中高校生までの子供を対象とした機能にリニューアルするほか、5階フロアは現状の用途を変更することなく、体験学習室及び貸室としての利用を想定し、貸室の利用がない時間帯には高齢者向けの事業等の開催を検討し、高齢者の社会参加の機会を提供すること等としております。貸室につきましては、はやし等の練習をはじめ様々な利用目的に対応できるスペースとし、施設の有効利用を図ってまいりたいと思っております。

今回のリニューアルにより、立佞武多の館の魅力の向上を図るとともに、世代を超えて市民が交流できるコミュニティを体験できる交流施設として、新たな利活用を促進してまいりたいと考えております。

以前の一般質問の場でもやり取りがございましたけれども、施設の観光部門からの、経済部門からの答弁でしたが、施設の建設、工事自体は老朽化した施設を復元するといえますか、さらに長寿命化するための工事の内容となっております。今議員お尋ねのもろもろの具体的な利用の方法等については、建設までまだ、令和8年度中のリニューアルオープンの予定ですので、それまでの間に議員をはじめ、市民、各般の御意見をいただきながら、具体的な利活用の方法についてはなお検討する余地があるものと思っておりますが、市としては、基本的な考え方としてはパブリックコメントという形で示させていただいたということで御理解をいただきたいと思っております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

それでは次に、リニューアル工事により1年間閉館した場合の損失と発注方法につい

て再度質問いたします。今の答弁にありました年間10万人、団体予約1,000件、また西北地域の観光への影響はかなり大きいものと思われます。これからプロポーザルをして、実施設計となるのであれば、再度検討する必要があると思ひます。

次に、E C I方式による発注方法についてです。改修工事の施工業者は、施工するだけではなく、設計事務所と設計積算に関して技術協力して業務を行うというものです。メリットとしては、施工業者の技術力が生かされた工期の短縮で、時間として10%、コストの節約が達成できるのが7%、それぐらいの影響だと思ひます。その反面、設計と施工業者との責任の所在が不明確になることで、工事金額の妥当性の検証が難しいことなど、デメリットもあります。そのデメリットを解消するためには、どのようにして行うかをお伺ひいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 E C I方式により算出された工事請負費の妥当性の検証についてお答えいたします。

今回の工事は、新築ではなく改修工事であるため、特殊機構を除いた資機材に関しては、実施設計の段階で見積りを比較検討することができると思ひており、最終的な工事費の精算見積書の妥当性についても、当市の専門職員が確認することとしております。

なお、E C I方式の採用により、実施設計の段階から技術協力を受けることにより、工期の有効活用、コスト縮減につながることを期待でき、また建築と設備の一括発注による責任の所在の明確化など、得られるメリットは大きいものと思ひております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。当市の専門職員が確認をするということでお伺ひしましたが、通常であれば設計、それから設計が終わってから建設業者が決まります。建設業者が入札をする段階で、1者ではなく2者、3者、その金額を突き合わせて一番安いところが落札という形になるのですが、今回1者だけの金額で、それが全部本当に妥当性があるのかというのを確認する作業というのは、かなり大変かと思ひますが、そこら辺のところをどう考えているかお伺ひいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 先ほどの答弁の繰り返しとなりますけれども、実施設計の段階で各メーカーの見積書を比較して検討することができます。最終的な見積書についても、当市の設備関係や建築関係の専門職員が検証いたしますので、その部分は大丈夫だと思ひております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。立佞武多のリニューアル計画については、今までの答弁を聞いていますと、まだほとんど決まっていらないのかなと思われまゝ。昨日も突然FMごしょがわらが館に入るような話も出ていましたり、とてもびっくりしております。

そこで、私の考えとして、4階は今のままの練習室として、5階は乳幼児を対象とした機能にし、マットやボールプールなど、キッズスペースは取り外しを可能とした施設にし、その取り外しをして高齢者も使用できるようなこととすればどうでしょうか。また、全館を休館せずに工事を行えるように、例えば全面足場が必要な展示室、また1階部分を祭り期間を避けた工事期間として、そちらを1期工事とし、そのほかの2階から屋上までを2期工事として、工期を2つに分けて行うことで全館を休業せずに工事ができるのではないかと考えまゝ。一つの考えとして、これから設計に入るのでしたら、ぜひ設計業者への提案としていただけないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

続きまゝして、最後になりますか、にここに温泉しうらの今後の見通しについてであります。先ほど民生部長のほうから答弁はございましたが、昨年の7月13日に漏水が発見され、8月3日に議員説明会、そして8月4日には新聞報道がされ、その中で今後原因を究明した上で補修工事に入る方針とし、市の回答はどこから漏れているのかも、施工ミスがあったのかもまだ分からない状況で、関係者とこれから協議するという内容でした。また、令和5年の第4回定例会の中で、施工業者が独自に検査を行うことへの立会ひの依頼をしたにもかかわらず立会ひをしない。また、その独自に行った検査結果を提出しても返答がない。その上、ほかの業者への工事請負代金の支払いはされているが、その業者への工事請負代金の支払いがされていないなど、調査も検査も行われず、原因が特定されていない状態で、施工業者に責任が押しつけられているというふうに感じまゝす。

先ほど施工図で確認したとありましたが、施工図では確認しても、現地では何も確認されていないということになります。また、12月議会では、成田和美議員の一般質問に対し、市長から、成田議員が業者と話をし、弁護士を通してその場を設けていただければとの答弁がありました。その後の市の対応としては、弁護士同士を通しながら問題解決をするとの話でしたが、一向に進展する気配がありません。その後2月9日に、私が施工業者と協議を進めてはどうかと民生部長のほうに話をさせていただきました。その場では協議に応じるとのことか、私が再度施工業者に伝えたところ了承しましたので、再度民生部長に伝えましたが、今度は弁護士を通してではないと応じられないという返答でした。施工業者が協議に応じるとしているのに、どうして拒否をするのか。

また、新聞報道によりますと、2月9日付で契約を解除する旨の通知をしたことと違約金を差し引く考えとのことにより、一方的な解除を行ったとして提訴になる可能性が出てきたとのことでした。今でも原因がはっきりしていないにもかかわらず、施工業者との協議を拒否するのはなぜなのか。私は、一日でも早く協議を進めて、補修工事を行い、地域の方々へ健康増進施設にこにこ温泉しうらを使っていたいただきたいと思います。どうか早期の解決を願っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 日本共産党の花田勝暁です。一般質問が9人目、代表質問を合わせたら12人目です。最後です。皆様お疲れでしょうが、どうぞよろしくお願ひします。長くなりそうな質問があるので、早速通告した質問に入らせていただきます。

まず最初に、介護保険料の改定についてです。令和6年度から令和8年度までの3年間の計画である第9期介護保険事業計画について、令和6年3月10日までパブリックコメントが募集されていて、市民の皆さんも市役所ホームページなどで見ることができます。画像をお願いします。こちら左側が……見えないですね。大枠を分かっていたら。左側がこれまでのので、9段階あります。右側が今度からの制度なんですけれども、13段階に増えます。その点だけ、この画像で伝えたかったです。この変更について、どのような変更内容なのか教えてください。また、基準月額が6,700円から6,900円に変更になります。この金額変更が妥当なものなのか、金額変更の経緯を教えてください。画像を終了してください。

続いて、アクティブシニアポイント制度についてです。昨年6月の議会で私は、財源が地域支援事業交付金なので、対象を40歳から64歳の第2号被保険者に広げても交付の対象です。多様な世代が関わって、地域での住民のつながりを促すような制度にできないのでしょうかという質問をさせてもらいました。今回は、その件は一旦置いといて、実際に昨年9月から運用され始めたアクティブシニアポイント制度の状況に関してのみ質問させていただきます。

まず、画像を映写します。これは、アクティブシニアポイント事業が始まりますよという、同事業を請け負っている社会福祉協議会が製作したお知らせのチラシです。説明会、研修会がありますよとありますが、この制度は、まず社会福祉協議会が開催する説明会、研修会に参加して会員登録して、ボランティア活動をしたらポイントがもらえる

という制度です。ポイントは、年末に商品券に交換できます。1日当たり最大2ポイントで、最大100ポイントまで、最大で1万円の商品券にポイントが交換できるという制度なんですけれども、会員登録できるのは65歳以上の市民で、要介護認定を受けていない方です。要支援の方は、会員登録できます。社会参加による介護予防を推進するための制度なので、既に介護を受けている方は、ボランティアする側には登録できません。

今回まず質問したいのは、入り口である説明会、研修会の部分で、研修が昨年8月と9月、このチラシにもある2回と、あと10月に1回開催された3回しか開催されていません。それ以降は、入り口のところで閉ざされた状態です。3回の日程に合わなかった人や3回目の説明会以降に本制度に参加したいと思った人への入り口が、既に4か月以上ありません。本制度が活発に活用されるには、まず入り口である説明会、研修会を定期的に開催し、参加したいと思った人が説明会、研修会へ出席することを前もって予定できることがまず必要です。今後の説明会、研修会の開催計画について教えてください。画像を終わります。

続きまして、連日質問がありますが、直前にも伊藤雅輝議員が質問していますが、立佞武多の館の改修についてです。パブリックコメントを募集していました。市民からのパブリックコメントで、どのような意見があったのか教えてください。

続いて、今冬の除排雪についてです。3月になって、ここ数日は冬模様ですが、今年は積雪が少なく、除排雪で重機が出動した回数、機会も少ないが、委託事業者への待機補償は発生する見込みでしょうか。

続いて、高齢者の難聴対策についてです。昨年の3月議会でも取り上げましたが、補聴器購入への助成金支給を実施してほしいです。県内では、弘前市と西目屋村で補聴器の購入助成実施に向けて準備が進められています。全国では、この1年間で2倍近くに増えました。今年1月の調べで、238自治体で実施しています。加齢性難聴は、認知症を発症する最大の危険因子との研究論文もあります。難聴対策は、高齢者の健康寿命を延ばすことに直接的につながると考えます。補聴器購入の助成金支給を実施する意向がないかどうか、またそのニーズを把握するために、まず健診での聴力検査の項目の追加を実施する意向はないか、お伺いします。

続いて、広報広聴係への名称変更について。画像をお願いします。こちらは、県内10市で市の広報紙を発行している部署の一覧です。五所川原市は、総務部総務課広報係、弘前市企画部広報広聴課、平川市政策推進課広報広聴係、黒石市DX整備係広報係、むつ市企画政策部市民連携課、青森市企画部広報広聴課、八戸市総合政策部広報統計課、十和田市総務部総務課、三沢市政策部広報広聴課、つがる市総務部秘書政策課広報広聴係

と、現在当市では広聴の仕事は広報係が担っているんですが、他市では広聴の部分も部署名に入れてしまっているところが多いです。広報係ですと、受け取る側としてはどうしても情報を発信する部署だという印象が強いです。また、名前が変わることで、庁内における広聴に対する意識を高めることにもつながると考えます。広報広聴係への名称変更について市はどう考えているか、お考えを教えてください。画像終わってください。

続いて、子育て支援に関する県の2024年度予算案についてです。県の2024年度予算案に、本年10月からの小中学校の給食費無償化が含まれています。画像をお願いします。当初、初動の報道で分かったことは、こういういいことづくしでした。県内の小中学校の学校給食費、ほぼ全額無償化へ、ほぼ全額というのは、この時点では平均分しか出さないと、小学校で280円、中学校で310円で計算しますよと。特別支援学校も私立も対象だと。これは、思い切ったなと思いました。最初の年は10月からで、その翌年から通年の制度にするということでした。このときは、五所川原市が平均の給食費よりも高いのか低いのか、そんなことが気になりましたが、画像終わってください、しかし後日、当市にとって驚愕のただし書があることが分かりました。既存事業への財源充当や単純な現金給付（出産祝金など）は認めないが、拡充分は認める。交付率、学校給食費の無償化事業10分の10、10割、学校給食費の無償化以外の事業10分8、8割、こういうただし書です。

当市は、学校給食費の無償化事業を既に実施しております。また、予算の大きな子育て支援事業として、昨年から高校生までの医療費無償化も実施しています。当市のような既に小中学校の給食費無償化を実施している自治体は、既に行っている子育て支援以外に、新規の支援策を行った場合にのみ財源が配られ、その充当率は8割、給食費無償化にも使えないばかりか、高校生までの医療費無償化にも使えない。明らかに子育て支援に力を入れてきた自治体に比べ、これまで子育て支援に無関心だった自治体ほど財源が受け取りやすい案になっています。少なくとも青森県においては、子育て支援に力を入れてきた自治体は、予算が潤沢だから支援してきたわけではなく、どうにか予算を捻出して子育て支援策を実現してきた自治体ばかりです。今回の県が進めている給食費無償化を中心とした子育て支援に関する県の制度設計に関して、市側はどう考えているか、考えを教えてください。

以上が私の1回目の質問になります。理事者の皆さんの誠意ある的確な答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 おはようございます。まず、2024年度の介護保険制度の改正点についてお答えをいたします。

まず、第9期介護保険料につきましては、基準額が200円の引上げとなりまして、区分が現行の9段階から13段階の引上げとなります。ただし、低所得者層が該当となる第1段階及び第2段階の方は、乗率が低くなりますので、これまでより低い保険料となります。一方で、第3段階以上の方は基準額が上昇したことにより、また第10段階以上の方は乗率が高くなることから、これまでより高い保険料の負担をお願いすることとなります。

次に、第9期保険料の改正の経緯についてお答えをいたします。第9期介護保険料の基準額は、原則として第9期介護保険事業の計画期間である令和6年度から令和8年度までの介護給付費と地域支援事業費、これは介護予防事業が主でございますが、その23%分を第1号被保険者数で除した額で算出されます。第9期計画期間においては、前期よりも介護給付費の増加、これはおよそ4億円ほど増加が見込まれておりますし、介護度が重症化しやすくなる75歳以上の人口の増加が見込まれることから、諮問機関である介護保険事業計画策定委員会である高齢社会対策検討委員会におきまして、大半の委員から、基準額を引き上げることが妥当との意見がございました。以上の経緯から、基準月額を200円引き上げまして、月額6,900円としたところでございます。

超高齢化が進行して介護サービス費用、これは右肩上がりの現状でございます。介護保険料を引き下げるとは、介護保険財政の逼迫を招きかねません。また同時に、高齢者の経済負担も当然考慮に入れなければなりません。今回の介護保険料改定に当たりましては、介護保険財政調整基金を1億6,000万円取り崩して、収支の不足分に充当することとして、それで介護保険料を約300円引き下げたところでございます。

続きまして、アクティブシニアポイントについてお答えをいたします。本事業は、高齢者の皆様が社会参加と健康促進を通じて、充実した日々を過ごせるよう支援することを目的としております。令和5年度にスタートしたこの事業は、五所川原市社会福祉協議会に委託して実施しております。令和5年度は、議員御指摘のとおり8月、9月、10月にそれぞれ1回ずつ、計3回研修会を開催しましたが、高齢者の皆様の当該事業、ボランティアに関する関心は高く、より多くの方々に機会を提供するために、令和6年度は月1回程度開催したいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 立佞武多の館の改修事業につきまして、パブリックコメントの実施

結果に対する御質問にお答えします。

立佞武多の館リニューアル基本計画案に対するパブリックコメントは、令和6年1月11日から2月9日までの期間実施し、17の個人、団体の皆様から延べ96件の意見をいただいております。何度か一般質問でもお答えしておりますけれども、いただいた意見の主な内容は、4階の（仮称）子どもの居場所及び子どもの広場に関するものが23件、計画全体に関するものが10件、立佞武多展示室に関するものが10件、はやし団体・プラスバンドの練習場所に関するものが9件、6階展望ラウンジに関するものが8件などとなっております。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 除雪の委託業者への待機補償についてお答えいたします。

今冬は積雪が少なく、除排雪で重機が出動した機会も少ない状況であります。除雪業務委託においては、降雪状況等に関係なく、委託業者は重機とオペレーターを確保する必要があるため、市では固定的経費とオペレーターの人件費を一定保障できるよう最低保障額を設定しており、今冬の委託料が最低保障額に満たない数者については、今後このまま出動がないとすれば、支払う予定であります。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 それでは、補聴器購入費用に係る補助金の支給及び聴力検査についてお答えをいたします。

当市における補聴器購入に対する補助につきましては、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対しまして、障害者総合支援法の補装具として、国、県、市による公費による助成を行っております。加齢による難聴の高齢者に対する補聴器の助成につきましては、国や県による補助制度もなく、また多額の一般財源を要することから、これまでどおり重度の聴覚障害のある方のみを対象とし、対象者を軽中度難聴の高齢者まで拡大することは難しいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 総務部長。

○小林耕正総務部長 御質問の広報広聴係への名称変更についてお答えいたします。

市の広聴に関する業務は、総括的な役割を総務課広報係が担っております。市ホームページにおける問合せメール、また本庁舎に設置しているあなたの意見箱等、常日頃、市民のあらゆる声に広く耳を傾けております。また、市民の皆様の御意見を市政に反映させる市民参画の方策として、総務課で主催している住民懇談会をはじめ、各部署においても重要な施策の意思決定をする際には、パブリックコメントまたはアンケート調査

など、市民意見の聴取に努めております。

名称に関しましては、市全体の組織を考える中では、貴重な御意見の一つとして検討させていただきます。ただし、庁内における広聴に対する意識に関して言えば、広聴は広聴担当部署のみ行うものではなくて、おのおの担当する業務において、職員一人一人が担うものという意識が大変貴重なものだとして認識しております。今後も市民の声に耳を傾け、よりよい信頼関係を築きながら市政運営を行えるよう、庁内の意識醸成に努めてまいります。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 青森県の給食無償化事業関係の御質問にお答えをいたします。

新聞報道等で知ることのできる情報の範囲ということで、留保してお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、都道府県単位で一律学校給食費の無償化に取り組むのは、青森県が全国で初ということで伺っております。また、給食費無償化が社会全体で子育てを応援しているというメッセージを効果的に伝えることになるというのは、市の地域で子供を育てるという施策にも合致し、一定の評価ができるものと考えております。

しかしながら、給食費を既に無償化している市町村に対しては、給食費以外の子育て費用の無償化事業やその他の子育て支援事業を行う場合に、必要経費のうち8割を限度に交付することをございますので、給食費無償化の財源に県交付金を充当することはできません。そのため、給食費の無償化を実施していない市町村は、県が積算した給食費の必要経費が全額交付されますが、当市のように既に給食費の無償化を実施している市町村は、別の子育て支援事業を新たに実施することとなり、2割の新たな財政負担を生じることとなります。給食費の無償化の実施、未実施によって交付の考え方に差があることについては、正直なところ不公平感は否めないものと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 画像をお願いします。まず、介護保険料に関してですけれども、2009年に5,400円だったものが、2024年には6,900円に増えています。これは、市で決めている金額です。令和22年に向けて目標金額が決められていて、今後もますます上がってくるのではないかと思うんですけれども、介護保険料が上がっています。これが今回の段階が増えたことの計画段階の案なんですけれども、10段階、11段階、12段階、13段階という所得の多い方の負担を増やして、所得の低い方の分の補充に回すという制度設計がされています。低い方に関しては、この点のところは公費が入っていて、公費を使ったり所得の高い人の分を回したりでバランスを取っていかうというのが、今回の13段階に増えたことです。

10段階、所得の高い人たちの金額というのは、10段階目が420万円以上520万円未満、11段階というのは520万円から620万円未満、12段階では620万円から720万円未満、13段階というのが720万円以上という段階です。下のほうに全国での見積りが、人数の見積りが出ているんですけども、参考までに当市では、今回段階が増えた10段階、11段階、12段階、13段階に該当する人はどの程度いるのか教えていただけますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えをいたします。

標準段階区分別の対象者につきましては、令和5年9月1日時点の65歳以上の第1号被保険者数を用いて推計しております。その時点では、第1号被保険者1万8,712名のうち、第10段階は111人、第11段階は65人、第12段階は43人、第13段階は143人でございます。第9期計画期間中も同程度の対象者数になると見込んでおります。

以上です。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 これ五所川原市では、国が今回13段階まで上げなさいよという、13段階まで引き上げたんですけども、自治体によってはもっと区分が分かれているところもありまして、弘前市では前回まで13段階あったのが、今回は15段階に増やしたということです。今のお話で、720万円以上が143人以上いらっしゃるということだったので、今後まだ段階を増やす可能性はあるのかなというふうにも考えます。

次に、アクティブシニアポイント制度についての再質問です。まず、同制度の昨年の実績について教えてください。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 お答えをいたします。

現在本事業の登録者数は34名で、市内の介護施設や地域包括支援課が主催する事業に参加しております。このうち6割超が70歳代、最高齢は82歳でございます。ボランティア活動の受入れ施設は11施設で、それらの施設で活動している登録者は12名となっております。

受入れ施設での活動ですけども、レクリエーション時の補助、それから歩行訓練時の見守り、食事の配膳、買物への同行、それから入浴後の身だしなみの補助といたしますか、髪を乾かしたり、そういうようなこと、それから施設内の花壇、菜園の手入れ、ミニ講話の講師、これらの活動をしていただいております。

以上です。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今は、施設と地域包括支援課が開催するイベントでのボランティアに限られていますが、メニューが増えるというふうに聞いたんですが、その説明をいただけますか。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 答えをいたします。

令和6年度には、活動メニューの拡充を計画しております。在宅で生活している高齢者の方々が直面する日常的な困り事、例えばごみ出しや買物支援、地域における様々なニーズに応える活動を追加する予定でございます。これによりまして、より多くの高齢者が地域社会に貢献する機会を持ち、社会参加による介護予防を推進することができると考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 メニューが増えて、地域の中での高齢者の困り事に関するボランティアも含まれるということですが、例えば登録があれば門口除雪も対象になるのでしょうか、お伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、令和6年度から在宅の高齢者の方々の支援も活動メニューに追加することを予定しております。この中で、冬期における高齢者の安全の確保と自立した生活を支援するため、門口除雪活動もポイントの対象に加えることを検討しております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 メニューが増えるのはとてもいいことだと思います。しかしながら、既に困っている高齢者自身が社会福祉協議会に行って、ボランティアを受け入れる側として登録するのは、とてもハードルが高いです。既に困っている状態なんですから、例えば雪に関する困り事だと、今では町内会で解決しているというようなところもあると思います。ボランティアを受け入れる側として、例えば町内会が登録できるようになれば、既に困っている高齢者自身が登録することが必須ではなくなって、地域の中での高齢者の困り事をアクティブシニアポイント制度の枠内で解決できるというケースが増えると思いますが、そのような制度設計に拡張するお考えはありませんか。

○木村清一議長 福祉部長。

○藤元泰志福祉部長 答えいたします。

現在、在宅系の活動メニューを希望する方の申請を受けて、登録者がボランティア活

動を行うことを基本として考えてございますけれども、本事業がより多くの方に活用されるためには、やはり町内会等の組織との関わりが重要になってくると考えております。町内会等の組織が受入れ施設のような形で登録して、町内会員等が行ったボランティア活動もポイントの対象となるような形態、これについては今後検討してまいりたいと考えています。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 受け入れる側の登録が柔軟になれば、とてもよいことだと思います。町内会というのは一例で、民生委員だとか生活支援コーディネーター、それから在宅介護支援センターなど、困っている高齢者がどこにいるかを把握している人、団体がボランティアを受け入れる側として登録できるようになれば、今おっしゃられたように、この制度がより生きてくるのではないかと考えます。また、これらの人たちは、困っている高齢者がどこにいるか把握しているとともに、元気な高齢者がどこにいるかも把握している人たちですので、地域の困り事を解決するために、どんどん元気な高齢者をボランティアする側に送り込んでいくという効果も期待できるのではないかと思います。好循環が生まれることを期待しています。

続いて、立佞武多の館の改修についてです。まず、私が誤解していたのかもしれないんですけど、答弁の中で令和8年度中の完成を目指すとおっしゃられていました。私が資料を見たときは、4月にオープンできるのかなという印象を受けたんですけども、その点に関して教えていただけますか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館の改修工事の完成時期については、令和8年度の祭り開催前まで、できれば6月、7月のあたりで完成できればと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 分かりました。なるべく早く完成してほしいなと思います。

パブリックコメントのほうに戻りますが、パブリックコメントの今後の取扱いはどうなるのか、1つ教えてください。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 パブリックコメントの今後の取扱いについてでありますけれども、今後いただいた意見を参考に、年度内を目途に基本計画を策定し、改修工事の設計に反映してまいりたいと考えております。

なお、個別にいただいた意見に対する市の考え方、回答は、計画策定と同時に市のホームページ上で公表をさせていただきたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 一つ一つの意見に真摯に対応していただければと思います。

費用に関して、実施計画業務と技術協力業務に1億3,370万円、工事費に20億円予定していますが、この金額が高過ぎるのではないかという声は私の周りでも多いです。この点に関して、市の考えをお伺いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 工事費についてお答えいたします。

昨日、藤森議員への答弁で工事費の内訳をお示ししましたが、今回の改修は空調設備をはじめ、電気設備、建物の屋上や外部、内部、大扉や跳ね上げブリッジといった特殊機構など、建物全体に及ぶ工事となります。改修工事費の積算に当たっては、現地調査を基に約20億円と算出されたものであります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 内訳は、私も昨日の答弁でメモさせていただきましたが、それぐらいかかるのかなというのと、そんなにかかるのというものが、どちらもあるかなと思います。今後、透明性高く、市民に説明を十分に尽くしていただきたいなと思います。

続いて、除排雪に関してです。昨年、オペレーターの技術に差があるのではないかという声を私も多く聞きました。ただ、こう雪が少ないときは、新しく入った人はなかなか技術が向上しないのかなとも思います。重機オペレーターの技術の継承に関して、何か施策を行っているのか教えてください。

○木村清一議長 建設部長。

○三和不二義建設部長 重機オペレーターの技術の継承に関して、何か施策を行っているのかについてお答えします。

近年、全国的にオペレーターの高齢化と除排雪の担い手が年々減少しており、技術者の確保が不可欠となっております。当市においても、重機オペレーターの技術の継承は、直営、業者ともに先輩オペレーターからの指導により引き継がれておりましたが、担い手不足とオペレーターの高齢化のため、難しい状況にあります。今後、直営または業者のオペレーターによる技術の継承等を検討し、技術維持、向上とともに次世代の担い手の確保につなげてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 技術の継承をしていただければと思います。

5番目が補聴器に関する質問でした。御回答は、1年前とあまり変わりがなかったんですけども、弘前市では4月から実施される予定で、予算に入っています。令和6

年度予算案で300万円組み込んでいて、1人の上限が3万円です。弘前市は、ニーズの把握などをすっ飛ばして始めてしまったという感じです。隣の市では、補助金助成が始まります。

次が、広報広聴係への名称変更についてですが、いずれにせよ広聴への意識が今後も高まっていけばと思っています。

最後が給食費、子育て支援についてです。この質問を通告した時点では、この制度設計がさらっと報道されていました。その後、新聞報道でも議論に上がるようになって、問題が共有されているのですが、まだまだ不明なところがあります。各自治体独自の給食費無償化は、恒久的なものではなかったはずですが、仮にもし、今給食費無償化を行っている自治体が4月から9月まで給食費無償化をやめた場合、本年10月からは県の財源からの給食費相当を満額受け取れるのでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 お答えします。

当市では、令和2年10月から市内小中学校の給食費完全無償化を実施しており、令和6年度も実施予定としております。県が令和6年10月から実施する学校給食費無償化と子育て支援市町村交付金において、令和5年度に学校給食費無償化を実施済みの市町村については、給食費無償化の財源として本交付金を充当することは認められず、別の子育て支援施策の無償化事業を実施することとされております。そのため、仮に令和6年4月から9月まで給食費無償化を実施しなかった場合でも、給食費無償化の財源として本交付金を充当することはできないものと考えられます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 この質問は、再質問として通告はしていたんですが、県側には聞いていただけたのでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 説明会が3月の末にありますので、それがオーソライズされた答えになるかと思いますが、確認した範囲内では、令和5年度中に実施していて、令和6年度半年休止したからといって、充当することはできないというふうなニュアンスの回答を得ております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 ありがとうございます。聞いていただいたということで、よかったです。でも、今給食費無償化を実施している自治体の実施できなくなる可能性というのは、制度設計の中に当然検討されるべきですが、その点不十分かと思います。全県一

律を目指していても、どこかやっているところがやめたとなれば、全県一律にならないですから。

新規の子育て支援を行った場合に、充当率8割で財源が分配されるとありますが、その上限は幾らなのでしょう。五所川原市がもし小中学校の給食費無償化を実施していなかったとすると、小中学校合わせて約1億5,000万円の財源が分配されたはずですよ。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 あくまでも現在の知り得る範囲内でのということ、留保をつけさせていただきたいと思いますが、交付金の算定方法ですが、報道等によりますと、令和5年度の県内全市町村の学校給食費の平均単価を基に、1食当たり小学校では280円、中学校では310円、先ほどスライドといいますか、画像にもございましたが、そういう単価で算定をするということですので、これらの給食費の単価に提供日数、児童数、生徒数を掛けてはじき出しますと、年間ベースでは1億5,000万円程度に当市の場合、はなるかと見込まれます。県では、10月から半年分の事業費を計上しているということですので、1億5,000万円の半分、7,500万円程度が令和6年度の上限額になるかと見込んでおります。繰り返しますが、3月の末に県で正式な説明会を持つということですので、それを待ちたいと思います。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 ちょっと困らせているようですけれども、再質問通告もしていた内容ですので、続けさせていただきます。

充当率8割で、県が1億5,000万円用意しているのであれば、受け取ることができる事業の予算は1億5,000万円ではなく1億8,750万円です。この認識で合っていますでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 そのとおりかと思えます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 年間の話をさせていただきますけれども、3,750万円が市の負担分になります。先日は、1億5,000万円の2割の3,000万円が市の負担という答弁があったと思いますが、市長が5日におっしゃった、県が用意した予算を無駄にしたくないというところで、この制度設計で満額を受け取ろうとすると、事業の年間予算が1億8,750万円、市の負担が3,750万円です。現金での給付も認められません。当市は、高校生までの子供の医療費無償化も昨年から実施しています。新規でそのような規模の子育て支援のメニューは、現実的にあるのでしょうか。

○木村清一議長 財政部長。

○三橋大輔財政部長 県交付金の詳細については、今後県の説明会と情報収集に努めてまいります。他自治体の事例、それから予算規模、将来にわたって市の子育て支援に資する事業かどうかを十分に見極めた上、さらには市の財政負担も考慮しながら、充当事業を検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 ほかの議員が似たような質問をされたときは、ちょっと考えているふうな答弁をいただいたと思います。もう少し具体的に事例を出していただけることを期待していました。

もちろん全県で給食費無償化を実現したいという知事の考えは、大歓迎しています。しかし、既に実施している自治体が新規の支援策を実施しなければいけなく、しかもその充当事率が8割である条件があることで、子育て支援を頑張ってきた自治体にとって理不尽な部分があります。平等ではないと考えています。

小中学校の夏休みの宿題に例えるなら、子育て支援というドリルに先に取りかかって頑張っている生徒に、夏休みの途中で、今までやった分は評価から外すので、新しく自分でドリルを買って、それをやったら評価します、まだやっていない生徒は最初のドリルをやったらそれを評価しますと言われたような理不尽さを感じています。給食費無償化を実現している自治体は、ただ単に頑張っていて、遊びたいのを我慢して、先にドリルを終わらせていただけです。

塾の例えも準備しています。うちの家計は、どうにかやりくりして、旅行にも行かず、外食も控えて、何とか子供を塾に行かせていました。でも、行政が急に、今まで塾に行っていなかった子が塾に行く場合、全額助成します。でも、今まで塾に行っていた子の場合、通信教育とか、家庭教育とか、塾以外のことを新しく始めたら、その8割を助成します。そんなことをしたら、今まで塾に行かせていた家庭から反対されるのは当たり前です。隣の子は塾には行っていないけれども、先日も家族で遊園地に行って、車も新車、うちはいろいろ我慢して塾に行かせていただけなのに、何でこんな仕打ちを受けなきゃいけないのという声が当然上がるでしょう。

既に給食費無償化を実施している自治体とまだ実施していない自治体で、既に実施している自治体のほうが財政的に余裕があるということを県がもし示せるなら納得します。当市に比べ少子高齢化の進みが遅い八戸市や三沢市よりも、当市のほうが余裕があるのでしょうか。五所川原市の状況を見せたらいいです。

給食費無償化を実現しているかどうかは、子育て支援を意識して頑張ってきたかどうか

かです。自治体の財政状況と子育て支援施策の実施状況には、相関関係はありません。何でこういう制度になったのか。県は、今まで行われていない子育て支援の新しいメニューを、子育て支援を頑張ってきた自治体に期待しているようです。そうだとしたら、その充当率は10割であるべきだと考えます。給食費無償化についての充当率は10割であるのですから、一度これが通ったら、一方は負担なしで、他方は負担ありでという状況がしばらく続くこととなります。負担する側の負担は、1年ではありません。毎年毎年積み重なっていきます。佐々木市長は、宿題を最初に片づけるタイプでした。外食も控えて、子供を塾に行かせるタイプでした。子育て支援に取り組んできた側がこの負担を負わなければいけないこの制度設計は、やっぱり間違っていると思います。

この間の新聞報道を簡単に振り返ってみます。この件に関して連日報道している東奥日報を題材に、この間の新聞報道を振り返らせていただきます。2月29日に「給食費無償化全額補助を 青森市議会県に意見書 議員提出へ」という記事が載りました。この記事で、意見書を提出する自民クラブの花田会長は、「青森市などは厳しい財政状況でも、苦心して無償化の財源を捻出してきたので、不公平感がある。県には、これまでの市の努力を考慮してほしい」と言っていました。

3月1日、それに対して「県知事 誤解を取り除きたい」という記事が載りました。「最初は、一律に必要な財源を交付しようと考えた。ただ、こうした手法は、地方自治を大事にする私の政治の基本原理に反する。市町村の自己決定や自治権を侵害すると思ひ直し、自らの意思と財源で既に無償化を決めている市町村と、無償化していない市町村を分けて交付する仕組みにした」という記事です。

これに対して青森市議会は、「2割分の新たな財源が必要となり、さらなる既存事業の見直しや廃止につながると懸念を示している」と答え、それに対してまた宮下知事は、「県が80%を負担する破格の制度、こういう交付金を使って新たな支援をやってほしい」というふうに答えていました。同日、佐々木市長のインタビューも載っています。「誰が見ても不公平感があり、県に再考を求めたい」。市議会意見書提案の動き、これら合わせて紙面の3分の1を占める大きな扱いでした。

3月2日、県議会散会后、宮下知事は報道陣を前に説明しました。「知事、算定の公平性、強調」という記事でした。

3月5日、「青森市、西市長、交付金を市の給食費に充当できれば助かる」という記事が載りました。

3月6日、「知事、説明不足に当たらず」というタイトルで、ある県議の「自主財源でやりくりしていた分をほかの子育て支援に生かせる制度の改善が必要では」という質問

に対して宮下知事は、「単なる市町村への財政支援になる」と反論しています。まずは、給食費を県内一律に無償化し、その他の無償化を加速度的、段階的に進めていくと、制度の趣旨を語ったとあります。これに対して、財政支援でもいいのではないかと質問した議員は答えました。

3月7日、今日の新聞にも載っています。「2013年度に県内で初めて給食費無償化を実施した新郷村、櫻井村長、不公平感が出ないか。20%が自治体の持ち出しで、新たな負担になる」という記事でした。

この記事を整理しながら、さらに私は怖いことを感じたんですけれども、一度自治体が自己決定した子育て支援は、延々と負担になっていくのではないかとということです。負担の連鎖が続く可能性があります。宮下知事は、自己決定したものにはお金を満額出す気はないというようなお考えをお持ちなので、自己決定して先にいろいろやればやるほど負担の連鎖が続く、そういう議論になっていると思います。宮下県政では、独自の子育て支援をしないほうが財政面では得をするのでしょうか。そんなことはあってはなりません。なので、私はこの点をもって宮下知事の考えに反論したいと思っています。

先日市長は、一度県が発表した仕組みは変わらないんじゃないかとおっしゃいましたが、当市の財政のためにも、子育て支援を頑張ってきた自治体にとってこそ困難な条件となる制度を改めていただくよう働きかけていただきたいです。いかがでしょうか。また、あした開催されると言われている知事と各自治体の首長とのウェブ会議に市長は出席予定なのでしょうか。

○木村清一議長 最後に答えるか。

（「その後に2割を容認しているという記事が出ましたが……」と呼ぶ者あり）

2割を容認してらんでねえなという。

（何事か呼ぶ者あり）

市長。

○佐々木孝昌市長 今花田議員から、いろんな意見も確かにそのとおりだと思いますけれども、また何か私が議場で発言すると、またあした新聞の紙面に出るような気がしておりますので、あまり強烈な発言をしないようにしたいと思いますけれども、昨日は容認という話を東奥日報が書きました。私は、決してそんなに積極的に容認というような発言をしたという考えはありません。

ただ、一旦県が、宮下知事が、自分の基本、原理原則だという政治姿勢の下で発言したのに対して、そう簡単にはこれは変わらないだろうという思いの下で、であればや

はり8割を使って、いかに2割を捻出しながら、できる限りの子育て支援をどうするかということにも傾注しておくことが必要だろうと思っております。あしたのウェブで、9時から開催されますけれども、40市町村の方々から、当然いろんな不公平感の意見は出るだろうと思っております。今現在、市町村でいくと五所川原、青森、平川、それ以外の町村合わせて17市町村が給食費無償化を実施しております。17市町村、多分それなりのやはり不公平感があるという声があるのは事実だと思っております。

ただ、何度も申しますが、鳴海初男議員の代表質問に対して私答弁いたしました、まずは一旦県が出した以上は、なかなかこの制度の見直しというのは難しいことを前提にしながら、であればこの交付金をいかに有効に子育て支援に活用するかということ、私は考えるべきだという考えを申し述べて、それが容認というニュースになっております。あしたのウェブの後に、私に取材したいという取材の申出が3件ないし4件入っておりますけれども、できる限りコメントは避けたいなと思っております。

ただ、県においては、子育て費用の負担軽減に資する取組として、40市町村全てで学校給食の無償化をまず優先的に進めたいという観点から、現在実施している市町村には交付率の差を設けて、やっていないところに交付します。これある意味では、交付を100%するという事は、やってくださいということなんです。それで私は、令和6年10月1日に40市町村が一斉に小中学校の学校の給食の無償化を実施するという事をまず最優先に考えるべきだろうし、そのインパクトがこれからの子育て世代に対するメッセージ、これからの少子化に対する県の取組の大きなメッセージになっていくと思うんです。令和6年10月1日から、そういう具合にスタートします。

では、令和7年度の4月1日から全市町村が実施した場合、県がどのような交付をするのかと、これはまだ明確になっておりません。この辺のものをこれからいろいろ議論できると思っております。その議論の時点において不公平感が生じるのであれば、私は私なりにまた意見を述べたいと思っておりますので、まずは令和6年10月1日から、全県統一して小中学校の給食の無償化を実施していただきたいというのが私の本心であり、そういう意味では、消極的ではありますが、今の制度を容認して、令和7年度からに対しては、また意見を述べる機会があると思っておりますので、その辺の御理解をお願いしたいと思います。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 答弁ありがとうございます。私も子育て支援が盛んになるのは大賛成なんですけれども、宮下知事のこの考えでいくと、負担するものの負担がますます増えていく可能性があるんで、私は今最初の段階で、この制度設計を改めるべきだと考

えています。

理事の皆様、御答弁ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎日程第2 議案第5号から議案第38号まで

○木村清一議長 日程第2、議案第5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第10号）から議案第38号 市道路線の認定についてまでの34件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第10号）から議案第26号 令和6年度五所川原市下水道事業会計予算までの22件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました22件を除く12件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明8日及び11日から15日までの都合6日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の6日間は休会することに決しました。

なお、9日及び10日並びに16日及び17日の都合4日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は18日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前11時49分 散会

令和6年五所川原市議会第3回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

令和6年3月18日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第27号 五所川原市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第28号 五所川原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第30号 五所川原市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 5 議案第31号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第32号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第33号 五所川原市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第34号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
（民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 9 議案第35号 五所川原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第10 議案第36号 五所川原市駐車場設置条例及び五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第11 議案第37号 五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第38号 市道路線の認定について
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第13 議案第 5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算（第10号）

- 第14 議案第 6号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)
- 第15 議案第 7号 令和5年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計
補正予算(第2号)
- 第16 議案第 8号 令和5年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計
補正予算(第2号)
- 第17 議案第 9号 令和5年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第10号 令和6年度五所川原市一般会計予算
- 第19 議案第11号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第20 議案第12号 令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計
予算
- 第21 議案第13号 令和6年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計
予算
- 第22 議案第14号 令和6年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第23 議案第15号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第24 議案第16号 令和6年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第25 議案第17号 令和6年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第26 議案第18号 令和6年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第27 議案第19号 令和6年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第28 議案第20号 令和6年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第29 議案第21号 令和6年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第30 議案第22号 令和6年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第31 議案第23号 令和6年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第32 議案第24号 令和6年度五所川原市水道事業会計予算
- 第33 議案第25号 令和6年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第34 議案第26号 令和6年度五所川原市下水道事業会計予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第35 発議第 1号 市長が専決処分することのできる事項の指定についての一部改
正について
- 第36 発議第 2号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番	花田勝暁	議員	2番	和田祐治	議員
3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
18番	鳴海初男	議員	19番	山田善治	議員
20番	木村博	議員	21番	伊藤永慈	議員
22番	山口孝夫	議員			

◎欠席議員（1名）

14番	寺田幸光	議員
-----	------	----

◎説明のため出席した者（25名）

市	長	佐々木	孝昌
総務部	長	小林	耕正
財政部	長	三橋	大輔
民生部	長	黒川	隆二
福祉部	長	藤元	泰志
経済部	長	川浪	治
建設部	長	三和	不二義
上下水道部	長	赤城	一
会計管理者		中谷	吉範
教育長		原	真紀
教育部	長	藤原	弘明
選挙管理委員会		中谷	昌志
委員長			

選挙管理委員会 事務局 局長	鳴海新一
監査委員 監査委員 事務局 局長	小田桐宏之 岡田正人
農業委員会 農業委員会 事務局 局長	森義博 一戸武二
総務課 長	鎌田 寿
財政課 長	佐々木 崇人
市民課 長	松山 明央
福祉政策課 長	柏谷 哲治
農林政策課 長	川口 均
土木課 長	古川 清彦
経営管理課 長	飛鳥 順一
教育総務課 長	須藤 淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長谷川 哲
次 長	今 智司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第27号から

日程第4 議案第30号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第27号 五所川原市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第4、議案第30号 五所川原市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○桑田哲明総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。それでは、令和6年第3回定例会総務常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案4件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第27号 五所川原市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地方自治法の一部改正に伴い改正するものであり、法令等の条文を引用している箇所を条ずれに対応するため改正したものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 五所川原市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は普通財産を公用、公共用、公益事業の用に供するため、譲与または減額譲渡できる相手方について、公共的な活動を営む団体「公共的団体」を加えるため提案するものであるとの説明に対し、公共的団体に含まれる団体について、農業協同組合は経済団体ではないのか、営利を目的とする事業者

の取扱いについて、改正直後の譲与等について、集会所等の公共的団体への管理委託について、県内で制定済みの市について、法定外公共物の取扱いについてとの質疑があり、農業協同組合、森林組合、消費生活協同組合、商工会議所等の経済産業団体、教育団体、青年団、婦人会、町内会、文化団体、スポーツ団体等、教育文化スポーツ団体、社会福祉団体、日本赤十字社等が含まれる、農業協同組合は地方自治法の分類では公共的団体である、事業内容に営業を含む場合、公用、公共用、公益事業の用には含まれない、改正直後の譲与等の予定はない、今後の施設マネジメントの手段の一つと考える、県内ではむつ市が改定済みである、土木課の所管であり行政財産であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は脇元コミュニティセンターを新設するため、五所川原市集会所設置条例別表第1に項目を追加するものであるとの説明に対し、光熱水費について等の質疑があり、市浦地区では各地区にコミュニティセンターがあり全て市が負担しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 五所川原市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件は五所川原市手数料条例、五所川原市高等看護学院設置条例の2つの条例について、1件当たりの交付等に係るコストを算定し、コストの比較とともに他自治体の状況を把握した上で手数料を改正するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第5 議案第31号から

日程第8 議案第34号まで

○木村清一議長 次に、日程第5、議案第31号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第34号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○黒沼 剛民生文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案4件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第31号 五所川原市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は印鑑登録証明書を電子申請する際にマイナンバーカードを利用することで、印鑑登録証の添付を要せずに申請することができるよう改めるものであり、電子申請開始予定日は令和6年10月1日であるとの説明があり、今後、これまでの印鑑登録証に代わってマイナンバーカードのみで取得できるのか等の質疑に対し、窓口ではこれまでどおり印鑑登録証が必要であり、あくまでも電子申請の場合にマイナンバーカードで取得が可能となる等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 五所川原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は3年ごとに介護サービス費用等の推計値を基に設定することになっている65歳以上の介護保険料を第9期介護保険事業計画に基づき改定するため提案するものである等の説明があり、介護保険財政調整基金の残高について、基金を取り崩さない場合における保険料の月額について等の質疑に対し、ここ数年少しずつ積み立てされて、令和5年度末で7億円程度となる見込みである、試算した保険料の月額は七千百数十円となるため、基金を取り崩して6,900円まで下げた額となっている等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 五所川原市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令が一部改正されたことに伴い、市が指定している介護サービス事業の基準について改めるため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、議案第34号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は保護命令制度として接見禁止命令及び退去命令等がより厳罰化されたことにより、青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領が一部改正されたことに伴い、所要の整備を行うため提案するものである等の説明があり、具体的な改正内容について等の質疑に対し、裁判所からの保護命令等が身体的暴力から精神的、性的、経済的暴力なども含むことになったため、離婚ができていない家庭についても実態に即しひとり親家庭の医療費給付を行うものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第35号から

日程第12 議案第38号まで

○木村清一議長 次に、日程第9、議案第35号 五所川原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてから日程第12、議案第38号 市道路線の認定についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任副委員長。

○藤森真悦経済建設常任副委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。令和6年第3回定例会経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

寺田幸光委員長が欠席されており、副委員長の私が委員長の職務を行いましたので、私から御報告いたします。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案4件について、去る7日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果についてご報告いたします。

初めに、議案第35号 五所川原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。本件は当市漆川工業団地における工場立地法に定められる特定工場に関して、環境施設及び緑地の面積を緩和するために提案するものであるとの説明に対して、該当する工場は何件あるのか、該当する工場から何か要望があったのかとの質疑があり、該当する工場は5件である、2件の工場から敷地の有効活用を図りたいと要望があったとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 五所川原市駐車場設置条例及び五所川原市自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等を表示する標識に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。本件は平成19年4月1日に供用開始した道路法に規定する道路附属物である有料の上平井町駐車場が供用開始から16年以上経過し、中心市街地の民間駐車場の増加と、道路整備や区画整理事業により路上駐車は以前に比べ激減していることから、設置当初の目的は達成されたと判断し駐車場を廃止するものであり、廃止後は立佞武多の館来館者用駐車場として活用する予定であるとの説明に対し、立佞武多の館来館者用駐車場は無料とするのか、設置されているバーはどうするのか、無断駐車があるのではないのかとの質疑があり、引き渡した後は五所川原市立佞武多の館設置条例に基づく、設置されているバーを含めた工作物については撤去をする、現在の立佞武多の館来館者用駐車場は人員を配置して駐車場を管理しており、引き渡した後も無断駐車のないように管理していくとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する法律の制定に伴い、令和6年4月1日より水道法の一部が改正され、水道整備、管理行政のうち、水質または衛生に関する事務に関する権限が厚生労働大臣から環境大臣に、水質または衛生に関する事務以外の事務に関する権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、所要の改正をするものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 市道路線の認定についてであります。本件は字一ツ谷地内にお

いての宅地造成に伴い寄附採納願があった道路であり、市道認定要件を満たすものと認められることから議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、開発した業者の分譲地であるのか、区画数は何区画なのかとの質疑があり、開発した業者の分譲地である、8区画であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第13 議案第 5号から

日程第34 議案第26号まで

○木村清一議長 次に、日程第13、議案第5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第10号)から日程第34、議案第26号 令和6年度五所川原市下水道事業会計予算までの22件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○山口孝夫予算特別委員会委員長 一登壇一

おはようございます。去る7日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、山口孝夫が、副委員長に木村慶憲委員が選任され、11日及び13日に付託されました議案22件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は、議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑はお手元に配付いたしております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、

御了承願います。

初めに、議案第5号 令和5年度五所川原市一般会計補正予算(第10号)については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 令和5年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)から議案第9号 令和5年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第2号)までの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 令和6年度五所川原市一般会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算から議案第26号 令和6年度五所川原市下水道事業会計予算までの15件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第35 発議第1号

○木村清一議長 次に、日程第35、発議第1号 市長が専決処分することのできる事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 一登壇一

発議第1号 市長が専決処分することのできる事項の指定についての一部改正についての提案理由を説明いたします。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、条文中で引用している条項の条ずれを改めるものであります。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号 市長が専決処分することのできる事項の指定についての一部改正については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 発議第2号

○木村清一議長 次に、日程第36、発議第2号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 一登壇一

おはようございます。発議第2号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書の提案理由を説明いたします。

健康保険証がマイナンバーカードに一本化するマイナンバー法等改正案が国会で成立し、現行の健康保険証が廃止されることとなりました。健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードの申請、取得、管理、利用に困難を抱える人たちが公的医療機関から遠ざけられる危険があります。

また、他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされており、生命に関わる問題として不安が広がっています。マイナ保険証を使うことでひもづけされる医療や健康など機微なプライバシーが企業のもうけに利用されるという問題も指摘されています。こうしたことから、健康保険証の廃止をしないよう強く求めるものであります。

詳細につきましては、議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号 健康保険証の廃止をしないよう求める意見書は、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電

子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。

念のため申し上げます。

発議第2号については、原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告します。

賛成12票

反対8票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示しております。

発議第2号を可とする議員の氏名

1番 花田勝暁議員	6番 藤田成保議員
7番 金谷勝議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
17番 桑田哲明議員	18番 鳴海初男議員
19番 山田善治議員	20番 木村博議員
21番 伊藤永慈議員	22番 山口孝夫議員

否とする議員の氏名

2番 和田祐治議員	3番 伊藤雅輝議員
5番 高橋美奈議員	11番 松本和春議員
12番 成田和美議員	13番 外崎英継議員
15番 木村慶憲議員	16番 平山秀直議員

○木村清一議長 以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

た。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和6年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、山口予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、真摯にこれを受け止め、検討の上、今後の市政運営に反映してまいります。

本定例会で議決いただいた令和6年度予算は、急速な人口減少や少子高齢化、長期化したコロナ禍による経済の低迷など多くの課題が山積する中、施政方針でも申し述べました市民に寄り添った福祉の充実、地域の特色を生かした経済活動の活性化、そして市民にとって安全・安心なまちづくりを実現すべく編成したものであります。今後、数年間の財政運営は厳しい状況が続きますが、今が当市の転換期と捉え、未来に引き継ぐ新たなまちづくりの基盤の構築のため、行政経営に全力で取り組んでまいります。

さらには、昨年盛況となった各種物産イベントのように、民間が主体となって地域を元気づける活動をより一層活発化させることで、子供から高齢者まで多くの市民が活躍する活動人口を増やし、地域全体の活力を底上げして、持続可能な市民協働による市政運営により一層邁進してまいりますので、市民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、日増しに春めいてまいりましたが、議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和6年五所川原市議会第3回定例会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月18日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 金 谷 勝

五所川原市議会議員 秋 田 幸 保

五所川原市議会議員 藤 森 真 悦

